

5

月

● 2012

中大法曹

Chuudai Housou

NO.25

創立60周年記念誌



創立60周年記念式典・祝賀会

特集

ロースクール時代と中大法曹会のあり方
支部報告 若い力(ロースクール修了生)

中央大学校歌

石川道雄 坂本良隆 作詞
作曲

- 一、草のみどりに風薰る
丘に目映き白門を
慕い集える若人が
真理の道にはげみつ
榮ある歴史を承け伝う
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ 光あれ
- 二、よしや嵐は荒ぶとも
揺るがぬ意氣ぞいやく
春の驕奢の花ならで
みのりの秋やめざすらむ
学びの園こそ豊かなれ
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ 誉れあれ
- 三、情熱と力の若人が
精銳こぞりふるいたつ
ああ中央の若き日に
雄叫ぶ血汐 紅は
鬪魂たぎる火と燃える
力、力、中央 中央
- 三、我等が誇り覇者の歌
さんたり栄光我が生命
ああ中央の若き日に
今ぞ座らん覇者の座に
いぞ勝どきを揚げんかな
力、力、中央 中央
- 三、いざ起て友よ時は今
新しき世のあさぼらけ
胸に血潮の高鳴りや
湧く歌声も晴れやかに
自由の天地ぞ展けゆく
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ 栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 古閥裕而 作詞
作曲

中央大学法曹会創立60周年記念式典・祝賀会
平成23年11月21日 於 東京會館



記念式典 坂巻國男幹事長 式辞



祝賀会 槙枝一臣元学研連委員長の発声により乾杯



元中央大学応援団副団長 櫻井俊宏会員の音頭により校歌斎唱



中大吹奏楽部 アンサンブル演奏

祝賀会風景



祝賀会風景



CONTENTS
目次

Chuudai Housou

中大法曹
創立60周年記念号

NO

25

巻頭グラビア 創立60周年記念式典・祝賀会写真

巻頭言

中央大学法曹会幹事長 坂巻 國男

第1部 創立60周年記念式典・祝賀会

記念式典

挨拶	中央大学法曹会創立60周年記念行事実行委員長	大高 満範	3
式辞	中央大学法曹会幹事長	坂巻 國男	4
祝辞	中央大学理事長・中央大学学員会会长	久野 修慈	6
祝辞	中央大学総長・学長	福原 紀彦	8
祝辞	最高裁判所判事	須藤 正彦	10

祝賀会

祝辞	南甲俱楽部統括専務理事	川手正一郎	12
祝辞	国会白門支部副会長	遠藤 利明	14
祝辞	最高裁判所判事	横田 尤孝	16
乾杯	元学研連委員長	楳枝 一臣	18
挨拶	日本弁護士政治連盟副理事長	山岸 憲司	19
挨拶	日本比較法研究所所長	只木 誠	20

第2部 特集「ロースクール時代と中大法曹会のあり方」

寄稿

1 ロースクール時代と中大法曹会の役割	元中央大学法曹会幹事長	奈良 道博	22
2 新たなロールモデルを探して	中央大学法学部学部長	橋本 基弘	24

座談会

26

テーマ	「ロースクール時代と中大法曹会のあり方」
日時	平成24年3月6日
場所	中央大学市ヶ谷田町キャンパス
出席者	遠山信一郎 木村美隆 伊達俊二 村下憲治 小関勇二 鍛冶美奈登 奥野大作 土屋幸博 行方美彦 松田啓 嘉本益巳

第3部 支部報告・特別寄稿

1 中央大学法曹会神奈川支部について	神奈川支部長	中野 新	52
2 福岡支部『建白書』で提言	前福岡支部長	湯川 久子	54
3 中央大学を卒業した幸せ！！	元最高検察庁刑事部長検事	中津川 彰	56

第4部 若い力（ロースクール修了生）

1 弁護士に「なるまで」と「なってから」の私	第一東京弁護士会（新63期）	柳下 昌英	58
2 修習開始からこれまでを振り返って	第二東京弁護士会（新63期）	平岡 卓朗	60
3 働くことの意義について～昨年福島修習を通して思ったこと	静岡県弁護士会（新64期）	武田 典子	62

第5部 中大法曹会創立60周年記念行事

1 中大法曹会創立60周年記念式典・祝賀会式次第	64
2 中大法曹会創立60周年記念行事出席ご来賓名簿	65
3 中大法曹会創立60周年記念行事賛助会費納入者御芳名	66
4 中大法曹会創立60周年記念行事会計報告	68
5 中大法曹会創立60周年記念行事実行委員会名簿	69

中央大学法曹会会則 70

中央大学法曹会執行部名簿（平成23・24年度） 77

中央大学法曹会役員名簿（平成23・24年度） 77

中央大学法曹会各種委員会名簿（平成23・24年度） 80

資料

編集後記

中央大学法曹会広報委員長 嘉本 益巳

表紙写真 中央大学市ヶ谷田町キャンパス
撮影 福吉 實

卷頭言

中央大学法曹会幹事長 坂巻 國男

中央大学法曹会は、昭和26年6月4日、従前の南甲法曹会を衣替えして発足し、昨平成23年6月3日をもって満60年を迎えたが、その間、母校中央大学の興隆、司法の発展、法曹の向上に向け、不斷の研鑽、貢献を行って参りました。

古きを訪ね新しきを知るといいますが、60年という長い歴史と伝統に培われた搖るぎない魂というものがあります。これは、幾多の先人達が英知を集め、努力のうえに築き上げてきたものであります。

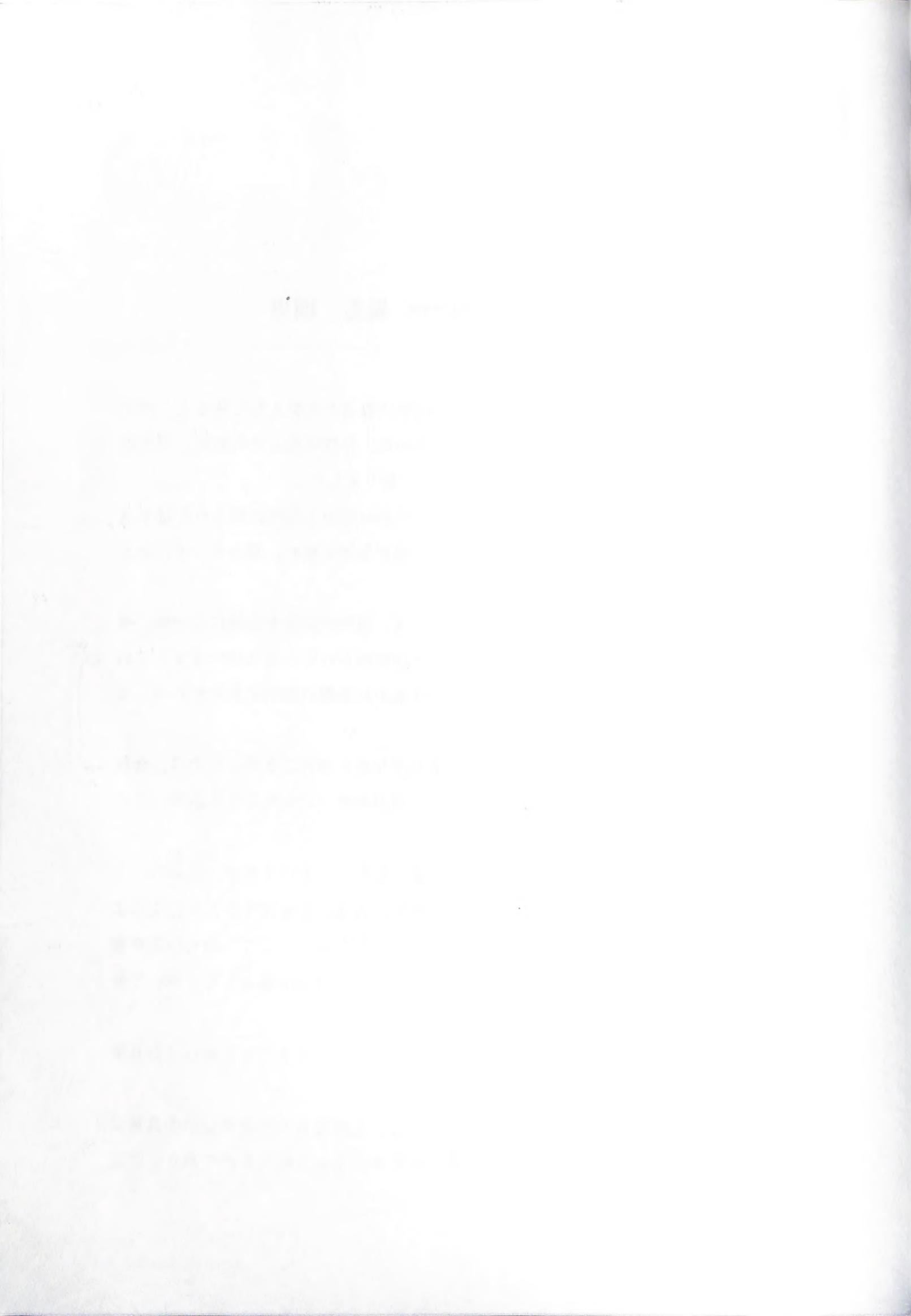
今、生きる我々は、先人達の活動に思いを至し、又、現在の状況を真摯に見つめ、そして、あるべき将来を見つめ、日々、精進することが求められていると思います。この度の創立60周年行事が、過去、現在、未来へと受け継がれる権の役割を果たせれば、このうえない慶びであります。

ところで、今回、このように、創立60周年行事を滞りなく挙行できましたのは、会員の皆様方からの物心両面にわたる温かいご支援、ご協力があったからこそであり、ここに、衷心より、厚くお礼申し上げます。

中央大学法曹会は、一年おきに、会報「中大法曹」を発刊していますが、今回は、ここに、臨時増刊号として「中央大学法曹会創立60周年記念誌」を発刊することになりました。今回の記念誌は、創立60周年記念行事の行事内容等を始めとして、新しい法曹養成制度と中央大学法曹会のあり方、支部の活動状況や若い法曹の活躍ぶり等について特集してありますので、ご一読いただきたいと思います。

この記念誌が、今後の中央大学法曹会の活動の一助となることを祈っております。

最後になりますが、この記念誌の刊行にあたっては、広報委員会の嘉本益巳委員長はじめ委員の方々のご尽力および各執筆者など多くの方々に支えられたものであり、ここに、深甚なる感謝の意を表します。



創立60周年記念式典・祝賀会

挨拶

中央大学法曹会創立60周年記念行事実行委員会委員長 大高 満範



只今ご紹介にあずかりました中央大学法曹会創立60周年記念大会実行委員長の大高満範でございます。本日は11月のご多忙なところ、母校中央大学、久野修慈理事長・学員会会长、福原紀彦総長・学長、須藤正彦最高裁判所裁判官、横田尤孝最高裁判所裁判官をはじめ、大学の法人、教職の皆様、学員会本部副会長、並びに南甲俱楽部、国会白門会、白門体育会など、大勢の学員会の皆様のご臨席を賜り、我が中央大学法曹会創立60周年の記念大会を挙行することができましたことを、心から御礼申し上げます。

昨年11月13日に、母校中央大学創立125周年記念式典の余香のとどまる菊香る良き今日、大会を挙行することができましたことを大変光栄に思っております。ただ、今春3月11日、東日本大震災が発生し、8か月を経過した今なお、復旧・復興が中途であることをおもんぱかって、創立50周年記念大会の規模をはるかに縮小しました。このことについては、ご臨席のご来賓の皆様並びに会員の皆様にご理解をいただきたく存じます。

中央大学法曹会は昭和26年、中央大学の法曹を結集しまして、会員相互の親睦を図り、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的として創立されました。昭和28年に中央大学の職域支部の第1号として承認を受け、他の学員会支部と協力して、母校の興隆・発展のため努力を続けてまいりました。当初は東京を中心とする限定的な組織でございましたが、田宮甫元幹事長の時代に、全国的規模に機構改革が断行され、現在は、それぞれの単位弁護士会を中心として組織を拡大している次第でございます。

中央大学法曹会は、平成16年に発足しました

専門職大学院である法科大学院の設置について大学に協力をいたしました。司法試験合格者数は初年度に第1位を奪還し、このところも第2位を続けております。法科大学院生の育英資金の援助、また、司法研修所卒業生の就職の斡旋などに協力してまいった次第でございます。そこで、合格者数第2位の固定化を脱するため、法科大学院の教育をあらためて検証し、改善すべき点を具体的に提言すべき時期と考えております。久野理事長は21世紀に存在感のある大学を目指し、特に、法学部と法科大学院の連携・一体の教育について、ソフト面はもちろんのこと、ハード面から再検討すべきであると提言しておられます。この60周年を機に我々中央大学法曹会でも、法学部、法科大学院と一体になって再検討をはじめ、改革・改善をすべきだと思います。

さて、今日、司法の果たすべき使命は極めて重大であります。これまで司法界に多くの有為の人材を輩出している中央大学の栄光を絶やさないために、本日の式典に当り、今一度、中央大学法曹会の60年の歴史を回顧し、将来の発展・飛躍を期することが極めて有意義であります。

最後に、中央大学の益々の発展を祈念いたしますとともに、中央大学法曹会に対し、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いしてご挨拶といたします。

最後に、つたない俳句を一句、お祝いに差し上げて、皆様とともに今日の良き日をお祝いしたいと思います。

「白門の法曹をこぞりて紅葉の賀」

「白門の法曹をこぞりて紅葉の賀」



創立60周年記念式典・祝賀会

式 辞

中央大学法曹会幹事長 坂巻 國男



ただいまご紹介いただきました中央大学法曹会幹事長の坂巻國男でございます。

本日、ここに中央大学法曹会60周年記念式典および祝賀会を開催いたしましたところ、時節柄、大変お忙しい中、大学からは久野修慈理事長、福原紀彦総長・学長を始め多くの先生方におみえいただきました。また、学員会からは久野修慈学員会会长、吉田賢一事務総長を始め、南甲俱楽部、国会白門会、中大体育会など多くの友会の会長、支部長の方々などにご臨席いただきました。そして、また、須藤正彦、横田尤孝最高裁判所判事を始め多くの会員の方々にご参集賜り、心より、厚くお礼申し上げる次第であります。

すでにご案内の通り、本年3月11日に、正に、未曾有の大災害というべき東日本大震災、さらには、福島原発事故が発生し、未だ、復旧、復興の確たる見通しも立たないこの時期に、この周年行事を行うべきか苦慮した訳であります、周年行事は、過去から未来への架け橋であるとの思いのもと、この周年行事を開催させていただくことにいたしました。何とぞ、ご理解の程を頂戴したいと思っております。

ところで、我が中央大学法曹会は、昭和26年6月4日に発会式を行い、その後、昭和28年12月17日に、学員会の職域支部第1号として発足しております。昭和26年といえば、終戦後、間

もない頃であり、社会的、経済的に、大変、混乱している時代がありました。すなわち、昭和20年8月15日、政府は、ポツダム宣言を受諾し、太平洋戦争が終結し、昭和21年11月3日には、平和と民主主義、基本的人権を尊重する人類普遍の原理に基づく日本国憲法が公布され、翌年5月3日に施行された訳でありますが、その翌年には、朝鮮民主主義共和国が、又、その翌年には中華人民共和国が成立したことに伴い、アメリカの極東政策が一変し、朝鮮戦争の勃発、日本再軍備への動きが強まる中、政府は昭和26年9月にサンフランシスコ講和条約、日米安全保障条約を締結した訳であります。

中央大学法曹会は、正に、このような激動の中、昭和26年6月に産声をあげた訳であります。そして、この年の11月発表の司法試験で、中央大学出身者の合格者数が全国第1位になり、その後20年間もの間、首位の座を守り続けたのであります。

ところで、中央大学法曹会は、3つの目的を掲げて、活動しております。1つは、母校中央大学の興隆に寄与することであります。2つ目は、司法の発展、法曹の向上に寄与することであります。そして、3つ目は、会員の親睦を図ることであります。会員同志の親睦を図りながら、前に述べました2つの目的の達成のために、鋭意、活動している訳であります。

先ず、初めに、母校中央大学の興隆に対する

寄与としましては、中央大学の大学の運営のあり方について、当会の大学問題運営委員会でいろいろ議論し、ご提示をさせていただいております。また、中央大学に、理事長、理事、監事、評議員会正副議長等を送り出し、大学の運営に関与し、貢献してまいりました。また、法学教育におきましては、法職講座に講師を派遣すること等により、大学の法学部の質の向上に協力をしてまいりました。また、今次の司法制度改革により法曹養成制度として創設されましたロースクールにつきましては、その立ち上げから関与し、立ち上げ後は、実務家教員の派遣、エクスターンシップの受け入れ等に協力をさせていただいております。また、ロースクールの修学には、大変な出費を伴いますので、中央大学法曹会奨学資金を立ち上げまして、経済的支援をさせていただいております。さらに、司法試験合格者数の大幅な増員により就職難という問題も発生してまいりましたので、就職支援活動を行うなど、出来る限りのバックアップ体制も整えております。

このように、中央大学法曹会としましては、大学の学部はもとよりロースクールに対してもその運営等あらゆる面において、可能な限りの協力をさせていただいており、また、今後も、そのようにしていきたいと思っております。幸い、中央大学ロースクールの新司法試験の合格者数は、1年目は全国第1位、翌年は第3位、そして、その後は今日まで第2位という成績を収めております。これは、先生方の教育への強い熱意と学生の頑張りの賜物であろうと思っております。しかし、1位と2位とでは大きな違いがあり、是非とも第1位に返り咲いていただきたいと願っております。

ところで、特に、大学側にお願いしたいことは、法学部の教育の充実、環境整備等という面

から考え、是非とも、法学部を都心に回帰していただきたいと思っております。中央大学法曹会としても、全面的な協力をしたいと考えております。

それから、2番目の司法の発展、法曹の向上に対する寄与ですが、中央大学法曹会は、裁判所においては、最高裁判所判事、高等裁判所長官、地方・家庭裁判所の所長等を、検察庁においては、検事総長、高等検察庁検事長、地方検察庁の検事正等を、また、弁護士会においては、日本弁護士連合会会長、各弁護士会連合会の理事長、各单位弁護士会の会長等々有為な人材を多数送り出しております。正に、法科の中央として、輝かしい活動、実績を残してきた訳であります。

ところで、中央大学法曹会は、この度、創立60周年を迎えた訳ですが、生誕60年というと、還暦ということになります。還暦というのは、干支が一回りすることであり、これは、元に帰るという意味と同時に、新しく出発するということでもあります。

我が中央大学法曹会も、ここに、心を新たにし、学員会の友会などと相協力しながら、当会の目的である母校中央大学の興隆、司法の発展、法曹の向上、および、会員の親睦の為に全力を尽くす所存でありますので、今後とも、よろしく、ご指導、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げますと共に、ご臨席いただきました皆々様の益々のご隆盛をご祈念申し上げ、私の式辞とさせていただきます。

本日は、本当に、有難うございました。

60

創立60周年記念式典・祝賀会

祝辞

中央大学理事長・中央大学学員会会长 久野 修慈



ただいまご紹介に預かりました中央大学の理事長と学員会会长を仰せつかっております久野でございます。本日は法曹会の創立60周年記念式典、誠におめでとうございます。

先ほど、幹事長もおっしゃいましたが、永年にわたり、中央大学のために、あらゆる面でご貢献されて、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございます。また、大高先生も申しあげられましたが、創立60周年ということは、ここにお見えの方で、90歳以上のお方は差し置いて、まだその時分には、少年の時代ではなかったかと思います。創立の年、昭和26年には、サンフランシスコ平和条約が締結されたということです。この年に中大法曹会が生まれ、我が国の法制度の確立に向け中央大学も新たに発展してもらわなければならぬ、こういう思いで、中大法曹会が誕生し、社会貢献に向け出発されたのではないかと思っております。

また昭和26年というのは、三原山が爆発した年でもありました。明るいニュースといたしましては、第1回の紅白歌合戦が1月3日に始まりました。そして昨日は、日本シリーズが終わりましたが、テレビで初めてプロ野球の生中継が、放映された年であります。そういう面で、新しい発展、国づくりを求めて、日本の国が新たに出発した時と言えるでしょう。サンフランシスコ平和条約を結ぶことによって、日本の独

立国としての新しい歩みを、国民それが認識して出発したのではないかと思っております。

それだけに、60年前に創立された中大法曹会は、中央大学の歴史と伝統を守っていかねばならない、一方法曹としての社会的、新しい貢献をしていかねばならない、こういう決意で出発されたのではないかと思っております。そのような長い歴史の中で、中央大学法曹会の皆様は中央大学の基本的な軸である学問、法律の面において60年の永きに亘り多大な貢献をされるとともに、母校にも協力を頂いてきたわけであります。皆様方の協力なくして、大学の伝統、学問だけでは中央大学の現在は存在しないものと思っております。本当にありがとうございます。

また、最近ではロースクールの設立等で、あらゆる面から、心温まるご協力を頂いております。しかし、激動する時代を迎えて、中央大学も真正面からの改革を求められております。そういう方向に向かって学員が結集していかねばならないと決意をいたしております。本日、新しく就任されました福原総長・学長もお越しになっております。お若いですから、たぶん、中央大学の法律・法学、この分野で、その他の大学に負けないような、国際的にも国内的にも本当に評価される学問、大学を目指して新たに挑戦をし、これを確立していただけると思っております。

私は大学の中で申し上げておりますのは、なんといっても中央大学の基本は法律であり、これが弱体化したら中央大学の評価は大幅に下がるのだということです。したがって、これに対しては新たな気持ちで挑戦をしなければならないということを申し上げております。その時代が、もう前々から来ていたわけでありますが、この際、新しい学長を迎えて、本当に、皆様方の期待に応えられる中央大学の法律分野の確立、或いは、それに伴う法律家の養成をしていかねばなりません。法曹会創立60周年に当たって、そのことをお誓い申し上げたいと思います。

先般、中央大学初代校長増島六一郎先生の歴史的な遺品や書籍を保存していた、正求堂財団が解散いたしましたことに伴い、それらの遺品を中央大学として引き継ぐことになりました。書籍につきましては最高裁判所図書館に寄贈されましたが、その他の遺品については、中央大学として、それを授かったわけであります。

この時に、その一つ一つの品物に、増島先生が持っていた道徳といいますか、論語といいますか、何事にも表現できないものを感じました。それこそが中央大学の原点ではないかと私は感動をいたしました。もちろん、増島先生がそういう家庭に育つておられることから、純粋な道徳といいますか、そのようなものを基本にして大学を創って、そして、法制度の安定的な真の確立を進めるということで、この中央大学を創られたのだと思うわけであります。その観点から、正求堂財団、正求律書院というのを最初つくられたわけであり、正求とは礼記射義の中に出てくる教えであります。法律家の精神と法律家の態度、これは正しいことを求めていかなければならない。このようなことで、正求律書院というのをつくられ、そして、法律の書籍を置かれ、そして、それを一般に図書館として

活用されてきたということであります。

長い歴史の中で、この中央大学を創られた増島先生の社会を正しい方向に持っていくことが、本当に重要だと思います。それを社会は求めているのではないかと私は痛感している次第であります。その歴史と伝統を守り続けてこられたのは、法曹会の皆様が60年にわたり尽力されてこられたことそのものです。増島先生の理念と道徳を60年前に法曹会創立とともに受け継がれたことに心から敬意と尊敬を申し上げます。先ほども申し上げましたように、中央大学としては、国際的にも、国内的にも本当に評価される大学を目指し、こういう厳しい環境の中に教育の理念を貫き、心ある大学の確立に向けて進まねばならないと思います。

このことを法曹会創立60周年に際してお誓いし、決意を申し上げ、お祝いの言葉に代えさせていただきたいと思います。本日は、皆様方、おめでとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

60

創立60周年記念式典・祝賀会

祝辞

中央大学総長・学長 福原 紀彦



只今ご紹介にあずかりました、今月、11月6日付をもちまして、中央大学の総長・学長に就任をさせていただきました福原でございます。本日ここに、中央大学法曹会が60周年の記念すべき時を迎えて、全国各界からのご列席の皆様をお迎えして、かくも盛大に記念式典及び祝賀会が開催されますことを、まずは心からお慶び申し上げます。また、中央大学の教学教職員、学生、関係者一同を代表いたしまして、この伝統ある中央大学法曹会60周年を心からお祝いを申し上げたいと思います。

60周年の歴史、これは、まさに新生中央大学の白門法曹の歴史と言って過言ではありません。また、中大法曹会なくして、日本の法曹界や日本の司法界を語ることができないのも、また事実であります。まさに中央大学法曹会に属される先生方の活躍あってこそ、今日の日本の司法界があり、また、中央大学の法学部も法科大学院も存在するのだと痛感いたしております。

この60周年という記念すべき節目は、同時に中央大学の白門法曹養成の伝統を築いてまいりました旧司法試験の制度の終了の時期と重なりました。そしてまた一方で、予備試験という新たな制度が誕生すると同時に、法科大学院という制度を中心とした法曹養成が、その中心に置

かれる時期となりました。

先ほど、幹事長から、60周年は人生においても還暦、一回りの時期である、そして、それに引き続く新しい時代をお迎えになるという言葉がございましたけれども、中央大学法曹会が今後、新しい日本の法曹養成の制度の下で、どのような歴史を築いていかれるのか、これは125周年を経た中央大学の今後の歴史にとっても大変重要なことであると認識をいたしております。

中央大学法曹会におかれましては、これまで法学部、そして、それに続く法科大学院における法学教育、法曹養成に、多大のご協力を頂いてまいりました。そして、教育の根底には、常に研究が大事であるということから、中央大学にございます日本比較法研究所に対しましても、誌友制度を通じて、多大なるご協力・ご支援を頂いてまいりました。そのようなご協力やご支援があってこそ、中央大学は、白門法曹養成の伝統の下に、25年ごとを1クオーターとすれば、125年に続く次の第6クオーターを走り始めることができたわけであります。

先般、本学法科大学院出身者の新司法試験合格祝賀会を開催させていただきました。今年はご承知のとおり、東日本大震災あるいは原発事故に伴う様々な困難が伴っておりますので、中

央大学といたしましては華美な祝賀会を自肅するということにしておりましたけれども、法科大学院の教授会それから中央大学法科大学院の修了生の意思でもって、祝賀会を行いたいと申し出ましたところ、中央大学法曹会の皆々様から、日頃のご厚志に加えてご協力を得て、これまでと変わらぬ大変立派な祝賀会を催すことができました。中央大学で育った学生たちに、伝統を途絶えさせてはいけない、これから法曹に向かう更なる道を元気に歩め、という激励をいただきました。本当に嬉しゅうございました。ここに60周年を迎えた中大法曹会の伝統と真髄があったというふうに思いました。

これから中央大学は様々な課題を整理し、そして150周年に向けて大いに歩み始めなければ

なりません。若輩ではございますけれども、こういった歴史の節目に一定の役割を担うことになった私自身、身の引き締まる思いで、微力ながら全力を傾けてまいりたいと存じます。その歩みは、中央大学法曹会の60周年に続く歩みと一緒に、力強く歩んでまいりたいと存じます。

これからも中央大学法曹会の皆さま方におかれましては、法曹界・司法界でご活躍されるとともに、母校中央大学に対しましても、これまでと変わらぬ、いや、一層のご支援とご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、本日のお祝いと、御礼のご挨拶とさせていただきます。本当におめでとうございました。これからもよろしくお願ひいたします。

60

創立60周年記念式典・祝賀会

祝辭

最高裁判所判事 須藤 正彦



須藤正彦でございます。最高裁判所の15人の裁判官のうちの1人として、一昨年から務めさせていただいております。

最高裁判所の仕事と裁判官の出身大学がどこかは全く関係ありませんので、普段はおよそ考えてもおりませんし、ここでそのことを取り上げるのもどうかなと思いもしますけれども、今日は中大法曹会60周年式典にお招きを受けた身ということで、この15人の出身大学はどうなってるだろうかと調べて参りました。皆さん、おわかりでしょうか。本日11月21日現在で、東大が8人、次が、中大と京大でそれぞれ2名。あとの3名は、名古屋大学、九州大学、慶應大学それぞれ1名と、こういう構成になっております。中大が2名という数字は決して多い数字とは思いませんけれども、しかしながらために私自身が中大法曹会の厚みに支えられた中で、また中大125周年の歴史と伝統の中で、今日があるのかなあということを考えさせられました。

今日は、私、来賓ということで、大変、面映いんですが、私自身も中大法曹会の一員でございまして、その立場で今日の60周年を大変嬉しく思っている次第でございます。かつては、私自身も中大法曹会の執行部を務めさせていただきました。最高裁判事として先輩の木戸口久治先生が幹事長の時に、執行部の末席を汚させていただきました。それから、赤坂正男先生、東京弁護士会の先生ですが、その幹事長の下でも

執行部の末席を務めさせていただきました。更には篠原千廣先生が幹事長の時には、それより前に篠原先生が東京弁護士会法曹親和会幹事長、私が事務総長であったという縁で副幹事長を務めさせて戴きました。この間、私は、大変、生意気を申し上げまして、まあ、ひんしゅくを買ったような面が多々あるんじゃないかなと今にして思いますけれども、それにもかかわらず、先生方は温かく育ててくださったなと思います。今日こうして重責を担わせていただいているのも、そのお陰でございましてあらためて感謝の念が湧いてる次第でございます。

思い返しますと、私が執行部の末席をけがしていた頃の中大法曹会は、記憶がちょっと定かじゃないんですが、基本的には東京あるいは東京近郊の法曹だけで構成されていたように思います。それが、先ほどの今日の式典の実行委員長である大高先生のお話によりますと、今や、全国の規模になったということでありまして、その意味でも、中大法曹会の60周年というのは、大変嬉しく、おめでたいことであるなあというふうに思っております。

私、最高裁の方に入る前は、弁護士を40年間やっていたわけですけれども、弁護士になった時の昭和45年のころは、中央大学は司法試験合格者数がトップであります。おそらく、その時代というのはかなり長く続いていて、司法試験合格者数トップというのは当たり前という、

こういう時代であったとも思います。ただ、その頃は、放っておいても中央大学はトップであろうという状況があったことと関係するのかどうかわかりませんが。中大法曹会と中大側とがそれぞれ独自の道を歩んでいるなあという印象を抱かされておりました。母校と母校のOBとの繋がりというのは、そのころは、あんまり密接でなくてもよかった時代であったのかもしれません。

しかしながら、その後は、御案内のとおり、いわゆる55年体制、合格者500人体制が崩れる、司法制度改革、その中の重要な柱である法曹養成制度の改革の大波が押し寄せる、その中で法科大学院が誕生するということになりました。こうなりますと、いやがおうでも、中大法曹会と中央大学との関係は、緊密でなければならぬという関係になったのであろうと思います。そして現に、先ほど来の大高委員長や坂巻幹事長などの話にもございましたように、緊密に協力しあう関係ができてきているとのことです。

こういった法曹界において大変な時期に遭遇し、中央大学は一時期、ある意味で危機感に襲われた時もあったかと思いますが、それを克服して今日までやってきたのは、もちろん、中央大学の教授、教員たちをはじめとするスタッフの皆さま方のたゆまざるご努力のお陰であることは間違いないと思いますけれども、同時に、中大法曹会の大変に緊密な支えも相当に寄与してるのでないかと承知しているわけです。そういう意味では、中大法曹会と中央大学との関係は一層望ましい姿になっているのであろうというふうに考えておるわけでございます。

もちろん法曹は、数が多ければそれだけで決していいというわけではありません。法曹として社会的な責任を果たしていくことが最も大切なことであろうと思いますし、それでこそ中

大法曹会の真の意味での社会的評価が高まっていくのではないか、というふうに思われるわけでございます。

最高裁に入りましての一つの新鮮な経験ということになりますが、中大出身の若手の裁判官が頑張っているのを目のあたりにしているのであります、非常に感心しております。今日、社会は日々に変動し、法曹に求められるものは益々大きくなっていると思われますが、そういう中で我々中大法曹会の一人一人が適切な役割を果すことこそが、中大法曹会の名を高らしめることになるのであろうと思っております。

ただ、そのようにいわば質という面はもちろん大切なのですが、さはさりながらです。やはり、数が確保されなければどうしようもないというのも疑いない現実です。数が確保されないかぎり、資格に基づいての社会的貢献も、社会的活躍も、期待された成果も挙げえないわけです。こういうことを思いますにつけ、今後とも、質の面においても、数の面においても、中大法曹会と中央大学が緊密な連携の下に協力しあっていくことが必要であり、したがって、私はこのことを期待申し上げたいと思います。

そのようなことでございまして、こういったお祝いの会は、70周年、80周年と歴史を重ねるのでありますけれども、中大法曹会の先生方が今後も益々ご活躍なされ、中大法曹会の歴史が発展することをご祈念申し上げる次第でございまして、以上をもちまして、私のお祝いの言葉に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

60

創立60周年記念式典・祝賀会

祝 辞

南甲俱楽部統括専務理事 川手 正一郎



法曹会創立60周年おめでとうございます。ご紹介いただきました南甲俱楽部の統括専務理事をしております川手でございます。昭和31年、法学部卒でございます。本来なら、会長の足立凸版印刷社長が来て、皆さんにご挨拶申し上げる次第ですけれども、所用があり、皆さんにくれぐれもよろしくお伝え下さい、ということでございました。よろしくご了解のほどをお願いいたします。

さて、皆さん、今、校歌を聞いてどう思われたでしょうか。私の司法試験を受ける人たちの印象は、あの狭い真法会とか中桜会とかいろんな研究室で、ねじり鉢巻で、飯もろくろく食べているかわからない程一生懸命、一晩中ランニング一枚で汗びっしょりになって勉強している姿です。それこそ大志を秘めて自分との戦いに明け暮れている、そんな皆さんの青春時代を思い出しました。皆さん、校歌を歌って、あの時代を思い出されたでしょうか。

私は、昭和26年に高校を卒業して、田舎でこれからどうしようかと思っていましたが、昭和27年に中央大学に入りました。大高先生と一緒に田宮先生もいらしていますが、31年同期の桜の方がたくさんいらっしゃると思います。私がこんな名誉な席に招待されてご挨拶を申し上げるのは、横溝先生が開会の辞でおっしゃいましたけど、これから母校中央大学をどういうふうに、皆さんと共に発展させたら

よいか、久野理事長を応援しようというようなことでつくられました南甲法曹連絡協議会という会があったからと思います。皆さん、よろしくお願ひいたします。

法曹会は創立60周年だそうでございますが、私ども南甲俱楽部は昭和27年11月創立でございまして、法曹会は私どもより1年先輩ということになります。先ほどの大高先生の挨拶を聞いておりまして、南甲俱楽部も法曹会も目的は全く一緒だということがわかりました。すなわち、会員間の親睦、相互研鑽、そして、母校中央大学の交流・発展、この3つの目的に向かって両会ともに頑張っている訳でございます。

私は、この間、全国弁護士大観というのを見ました。皆さんはご存じだと思いますが、ページをめくってみてください。1ページに中央大学出身の人が2人か3人は必ずいます。これは、どういうことでしょうか。私は詳しい人数は知りませんが、何千名という母校中央大学出身の弁護士の先生方がいらっしゃるのではないかと思いました。先ほど須藤先生の挨拶を聞いておりましたが、中央大学は、司法試験では、東大を抜いてナンバーワンをずっと取り続けていたということでした。

それくらい多勢の弁護士の先生方を輩出してきた我が母校ですが、最近の大学の現状はどうでしょうか。今、私学では早稲田、慶應、その次が上智、中央はそれ以下だという。MARCH

という言葉があるそうです。MARCHのMは明治。Aは青山。Rが立教で、Cが中央。Hが法政だそうです。この間誰かに聞いたんですが、明治が中央をはるかに越して、そして、早稲田、慶應、上智、その次が明治だっていうそうです。あとはARCHだという。しかも、ARCHのHの下にCが来るんだということです。なんかとんでもないことだと感じました。

福原学長ご存知でしたか。よく覚えていてください。これが現状です。そういう社会的評価を大学関係者はどう認識しているのでしょうか。先ほど大高先生が法科大学院の話をされました。しかし、大高先生、中身はどうなんでしょうか。しっかりと、そこを検証する必要があると思います。我々の時代は「法科の中央」って言われたんです。須藤先生がおっしゃるように、ずっと1番を取ってきたんです。ところが最近の現状はどうでしょうか。皆さん、我々の母校ですよ。なんとしてもMARCHの現状を打破しなければならない、そんなことを考えるととても安閑としてはいられないと思います。

私ども南甲俱楽部といたしましても、なんとしてもかつての「法科の中央」の名声を取り戻し、他の各学部も明治なんかには負けたくない、負けてたまるか、という気持ちで一杯でございます。皆さん、そういうことを常に肝に銘じなければいけない、私はそう思います。理事長がさつきおられましたので、そういう意味で激励をしたいと思います。我々南甲俱楽部と法曹会は、これから固く手を携えて、母校中央大学のために頑張っていきたいと念願しております。

また、法曹会の皆さんは、母校はもちろんですが、これから日本の社会のために何ができるのかを考えていただきたいと思います。これから日本のために何ができるのか、世界を相手にして弁護士は何をすべきなのか、日本をどう

リードしていくのか、そういうことを考えていかなければならないと思います。そういう意味で、これだけたくさんの弁護士を擁している中央大学法曹会の責任は、これから日本や世界に対する役割を考えますとたいへん大きいものがあると思います。本当に頑張っていただきたいと思います。一人一人の先生は、あの青春時代、何のために勉強をしたのか、社会や日本の礎をめざした気概を忘れて、「俺、食べていけばそれでいいんだ」と気楽に考えてはいけません。社会や日本に対する使命と責任を痛感しているかどうか、それが命であると思います。

これから南甲俱楽部と法曹会は、母校中央大学を核としてしっかりと交流し、母校と社会のために頑張っていけたらと思います。それでは、法曹会の皆さん、今後、いろんな分野において、日本ばかりでなく世界において益々活躍されることを心から祈念して私の挨拶といたします。頑張ろう中央大学法曹会！ 心から中央大学法曹会の皆さんにエールを送ります。ありがとうございました。

創立60周年記念式典・祝賀会

祝辞

国会白門支部副会長 遠藤 利明



ただいまご紹介いただきました国会白門会の副会長をしております衆議院議員の遠藤利明と申します。本来なら高村正彦会長がご挨拶しなければならないのですが、公務がありまして、私が代わってご挨拶をさせていただきます。

私は昭和48年に法学部をレポート試験によって卒業させてもらいました。実は、我々のころは学生運動が華やかで、44年の入学試験もどこであったか詳しく覚えていませんが、入学式は9月でした。そして、卒業のときはレポート試験でした。こうでなければ卒業できなかったかなという思いはしますが、そんな激動の中で法学部おりました。

思い出に残っているのは、確か10月か11月ぐらいでしたが、同じクラスのやつに、「おい、お前、ちょっと試験に行こう。」と言われて、真法会だったのか何会かだったのかは覚えていませんが、どこかの会に入会試験に行きました。しかし、全くわからず、5分で帰ってきました。それで、「なんだお前。学校はまだ始まってないし、授業もやっていない。」と言いました、「遠藤、お前、なにを考えているんだ。法学部法律学科に来るっていうのは、司法試験受けるために来るんだから、4月に入学したら授業があろうがなかろうが勉強してくるんだ。」と言われて。「ああ、もう、これは俺の世界じゃないな。」と思って、4年間、ラグビー場で過ごしてまいりました。

今、国會議員をさせていただいておりますが、我々の中央大学の仲間、国会白門会は、国會議員と職員を合わせると200名強程いるものの、国會議員は24名しかおりません。一時期は50名ぐらいいたんです。昔は、東大の次は中央、あ

るいは東大の次は早稲田でその次に中央でした。それが、どんどんどんどん減ってきています。大学の元気のなさと、政治家の少なさも一緒かなと思います。やっぱり、箱根で一番になったとか、司法試験で一番になったというと、各地域でみんな盛り上がり、選挙をやるときも元気が出ますし、俺は中央大学だと威張って選挙に出られます。どうも最近は威張っているのは慶應大学で、さっぱり中央大学は威張れません。ですから、悔しいことに中央大学を卒業して、どっかの大学院に行くと中央大学卒とは言わないんです。どっかの大学院卒業と言います。これはやっぱり中央大学に元気がないからだと思います。しかし、ようやく最近、司法試験が上向いてきたことは、私達にとって大変ありがたいことです。

何でもそうですが、強くないと人は集まってくれません。実は私は、この前、スポーツ基本法という法律を作ったのですが、よく普及と強化、どちらを先にすべきかと言われます。幅広く裾野を広げるのと強くするのと、どちらが大事かということです。理想は幅広くするのがいいのですが、現実は強い人を作った方が間違いなく幅が広がってきます。卓球だって、福原愛ちゃんが出たら広がってきましたし、フェンシングだって、太田選手が出たので普及してきました。サッカーだって、なでしこや女子サッカーなんてみんな全く知りませんでした。それが、あいうふうにならたら人が集まってきたました。ですから、大学の皆さん方に頑張っていただいて、司法試験も一番、箱根も一番というふうなことを、ぜひ実現してもらわなければなりません。

しかし、そう簡単ではないと思います。それ

では、どうすればいいかというと、これは我々先輩が金を出すことです。面倒をみることです。理想はいくら言ったって、「学校、頑張れ」「先生、頑張れ」と言ったって何もできません。やっぱり、そこは我々先輩がしなければなりません。私は、中央大学というのは、「仲間意識が薄いなあ」、「横の連携がないなあ」と思っています。先ほど、先輩の川手先生がおっしゃいましたけど、正直、今ごろやるのかと、こんなの何十年も前に経済界と法曹会と国会と体育会はやってなければならなかつたことだと思います。苦言を言って申し訳ありませんが、実は国会の白門会も、この前初めて畠の上で酒を飲みました。それまで一回もやつたことありません。私は、こんななんじゃだめだと言って、この前、高村先生にお願いして、畠で初めて酒を酌み交わしましたが、出席率が抜群にいいんです。立食でやつてるとき、ほとんど人集まりませんでした。

やっぱり、みんなで酒を酌み交わして、「中央大学をどうする」、「じゃあお前、少し金出せよ」、「俺のところは人雇うよ」と、そういうことをみんながやらなければ、いくら理想を言ったって、人は集まらないし、強くならないと思います。もちろん、我々も責任があります。ですから、先ほど南甲俱楽部、あるいは法曹会の話がありましたが、我々国會議員も24人しかおりませんが、職員の皆さんには二百数名おります。そういう交流を、我々が音頭とってもいいですし、どこが音頭とっても構いませんので、是非行ってほしいと思います。やっぱり、そういう連携をとってはじめて、「中央大学っていうのはすごいなあ」、「仲間内、結束いいなあ」ということになり、そうすると、その中に入つて我々も活躍しようというふうなことになるのではないかなと思います。若干生意気なことを申し上げましたが、言う以上は我々もそういうことを少し頑張りたいと思っております。

最後になりますが、私は、かつて文部科学副大臣をやっておりましたが、今、若干困ったなあと思っているのは法科大学院の問題です。司法試験合格者が3000人では多すぎるということで、今、約2000人で止めていますが、本当に2000人のままでいいのか、3000人にすべきな

か、法曹会の皆さんのご意見を聞かなければならないのですが、それ以上に四千数百人も法科大学院を卒業させて、あまり合格できないのでは、かわいそうだなと思っています。合格者を2000人と決めるなら2000人に決めて、受験者の8割ぐらいが合格する入学定員の仕組みをつくらないと、法科大学院はかなり潰れると思います。そして、司法研修も貸与制ではだめで、やっぱり支給制に戻す。その絞り方をしっかりとしないと、結果的にこの問題は解決しないと思います。これは、文部科学省と法務省に一番責任があるわけですが、そんなことをぜひ先輩の皆さん方からご教示いただければ、我々もそうした努力をさせていただきたいと思っています。

どちらにしろ、少し生意気なことを申し上げましたが、少し喧嘩をするぐらいでないと、切磋琢磨しないと成長はしないと思います。どうか皆さん方から、我々に今の政治家はなにやっているんだと苦言を言っていただきたい。大半の皆さんから実際に言われそうな気がしますから、ここらでやめますが、どうか、これから益々、中央大学法曹会が日本の法曹だけではなくて、いろんな分野でリードしていき、そして、何にでも元気な日本をつくる、そんなきっかけを皆さんで作っていただきますように、心からお祈り申し上げまして、お祝いのご挨拶にさせていただきます。どうも、おめでとうございました。

祝辞

最高裁判所判事 横田 尤孝



ご紹介いただきました横田尤孝（よこたともゆき）と申します。式次第に私の名前が書いてあります。変な読み方をしますが、もうこれで67年間通させていただいているので、よろしくお願ひいたします。

私は昭和44年の卒業で、昨年の1月から最高裁判所に籍を置いております。先ほど校歌を歌いました。歌っていますと、42年余り昔、あのお茶の水の中庭を取り囲んだ校舎などの光景が色々思い出されてまいります。人間誰しも色々な思い出を持つものですが、やはりああいう思い出をずっと持ち続けることができる、そういう場があった、というのは大変ありがたいことだと、改めて思いました。そして、それとともに、私もあそこで学んだ1人なのだということを、今更ながら実感いたしました。

今日、この中央大学法曹会の集まりに出席いたしまして、私が若い頃いろいろお教えをいたいた多くの先輩の方々とお会いいたしました。そのような先輩の方々がおられる中で、こういう場に立って大変恐縮でございますが、せっかくの機会ですので、一言だけ申し上げさせていただきます。

私は検事を36年ほど務めた後2年間弁護士をし、それから今の職にあるわけですが、このように長年法曹の世界におりますと、いろいろな場面において、同じ中央大学の出身者と仕事をすることが数多くありました。そういうことを

踏まえながら、中央大学あるいは中央大学の出身者は一般にどういうイメージを持たれているか、ということを考えますと、皆さんも大体同じような感想をお持ちかと思いますが、真面目、質実、堅実、そういうイメージを持っている方がほとんどであり、世間一般の評価もおおむねそういうものであろうかと思います。才気走らない、才を見せびらかすことなくコツコツと真面目に仕事をする、というのが中央大学出身者、とくに法曹に対しては、一般にそういうイメージを持たれていますと私は感じているのですが、これはとても大切なことであると思います。

考えてみると、法曹の仕事の基盤は、何といっても人ととの信頼関係であると思います。お互いの信頼関係ができてはじめて十分な仕事ができるのであり、その信頼の基になるのは、その人がどんな人か、真面目で、やるべきことをきちんと果たす人かどうかということだと思います。この点、私の見るところ、中央大学出身者の多くの方々は、そのように人に信頼される資質を持っている、そして、そうした点から法曹界あるいは社会一般の中で大きな地歩を固めていると感じており、このことはこれからも大事にしていかなければならないと思います。

ところで、今年の3月11日に東日本大震災が起こりましたが、それから後、絆という言葉が広く言われるようになりました。絆という言葉によって、もっともっと人と人との結びつきを

強めていこう、お互いに助け合っていこうという気運が生まれ、高まってきています。それはとても大切なことであると思うのですが、そのように人と人との絆を強めていくことの基礎になるのは、やはり人に対する信頼であり、そして、その信頼の基になるのは、繰り返しになりますが、やはり、コツコツと、やるべきことをきちんとやっていく、そうやって実績を重ねていく、そういう資質であろうと私は思います。私は中央大学卒業生の一員として、この中央大学が長い間持ち続けてきたそういう校風というものをこれからもずっと持ち続けていただきた

いと思っています。

中央大学法曹会は創立60周年を迎ました。これから先、70周年、80周年という時が必ず来るわけですが、いつまでも中央大学法曹会が、お互いの絆を大事にし、後に続く後輩たちのためにできることをきちんと真面目にやっていく、そういう会であり続けていかなければならない、そうあってほしい、と思っています。私も会員の1人ですが、あらためて中央大学法曹会創立60周年、本当におめでとうございます。ありがとうございました。

60

創立60周年記念式典・祝賀会

祝　辞（乾杯）

元学術研究団体連合会委員長 槙枝　一臣



ご紹介いただきました槙枝でございます。私、今日、学研連の代表という立場で、ここに今立っておりますけれども、学研連出身の多くの緒先輩がおられる前でなぜ私がっていうふうに、そんな気持ちであります。先ほど来のお話を伺つていましても、学研連の現状についてご説明しますと、おそらく、お叱りの言葉を受けるばかりではないかというふうに考えています。現状、法科大学院という形に法曹養成制度のあり方が大きく転換する中で、学研連が今後どういう形で学内の法曹養成にかかわっていけばいい

のか、正直、暗中模索の状態にあります。今ここで、いろいろと弁解を申し上げてもいたし方ありませんので、今後、大学当局ともいろいろとご相談をしながら、これから可能な役割を果たしていければというふうに考えております。そういうことで、大変僭越ではございますけれども、乾杯の音頭をとらせていただきたいと存じます。では、中央大学、そして、中央大学法曹会の益々の発展を祈念して乾杯をしたいと思います。どうぞ、ご唱和お願いいたします。
乾杯。

60

創立60周年記念式典・祝賀会

挨 捂

日本弁護士政治連盟副理事長・中央大学法曹会機構改革委員会委員長 山岸 憲司



只今ご紹介いただきました山岸憲司、25期東京弁護士会所属でございます。よろしくお願ひ申し上げます。今ご紹介いただきましたように、日本弁護士政治連盟という団体がございます。これは、日弁連の様々な政策課題を実現するために国会議員の先生方、或いは地方議員の先生方、地方公共団体の首長さんと様々な交流をし、意見交換をする活動をしております。私は、その組織強化委員長ということで全国各地に行き、組織の強化、組織率のアップ、そういったことについて尽力しているところでございます。

そのほかに、最近、運動を始めまして、明日の日弁連の業務をしっかりと支えて、我々弁護士の活躍する時代をしっかりと確かなものにするためにということで、全国を駆け回っているところでございます。司法改革が様々なご批判を受けながら今日に至っておりますけれども、それぞれの各地域におけるご意見をしっかりと受け止めて、そして、新しい司法の時代、司法国家といいますか司法が本当に頼りになる、弁護士の活動領域が本当に広がる、そういう時代にしていきたいということで、各地域の先生方、各世代の先生方と意見交換をし、駆け回っているところでございます。それぞれの地域に中大法曹の先生方がたくさんおられます。そういう先生方と親交を深めながら、意見交換をさせて

いただきながら進んでおりますので、先生方におかげましては、また、あらためて様々な角度から、ご意見、ご忠告を頂戴いたしたいと思います。

本日は、創立60周年記念、誠におめでとうございました。今後とも、しっかりと有意義な活動ができますように、私も会員の一人として尽力してまいりたいと思います。先生方、本当に、よろしくお願ひ申し上げます。

創立60周年記念式典・祝賀会

挨拶

日本比較法研究所所長 只木 誠



只今ご紹介いただきました日本比較法研究所所長の只木でございます。本日はこのような慶賀の会にご招待いただきまして、誠に光栄でございます。日本比較法研究所を代表いたしまして、一言ご祝辞を申し上げます。

先ほどからすでにお話に出ておりますが、60年にわたりましてまさに法科の中央というその輝かしい伝統を担ってこられ、日本の司法界のみならず社会に大きく貢献してこられた中央大学法曹会の創立60周年を、心よりお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。

司法制度改革も10年を数えていよいよ正念場を迎えるなか、法科の中央を支えるべく、これからなお一層中央大学法曹会の果たす役割に期待が寄せられることと思いますが、併せて、中央大学法科大学院ができましてこの8年間、在学生及び卒業生に対して皆様から温かく親身なご支援を頂きましたことを、法科大学院・法学部教員の一員といたしまして、心より御礼申し上げます。

翻りまして、中央大学日本比較法研究所も一昨年に60周年を迎えました。お陰さまで、中央大学法曹会のご協力を得まして、立派な60周年記念の論文集を刊行することができました。日本比較法研究所は、比較法研究に志を同じくする研究者の共有財産として、中央大学の中にそ

の組織を置いたものであります。そして、とりわけ強調したいのは、日本比較法研究所におきましては、当所が、比較法的な研究の場であるのみならず若手の研究者教員の養成の場ともなっていることであります。私を含め、中央大学の全てのといって過言ではないほどに多くの教員が、日本比較法研究所の所員・研究員たるを通じて研究の第一歩を踏み出したのであります。

そして、1995年には、この中央大学法曹会のご援助、ご寄付によりまして、日本比較法研究所研究基金が創設され、今年度まで20のプロジェクトが、その成果を世に問うことができました。例えば、中国をはじめとするアジア諸国に対して、日本法紹介プロジェクトということで日本法紹介を行いましたし、先般は、国会、衆議院の中で、養子縁組についてのシンポジウムを開催することができました。また、この10月には、中国の第一線で活躍される研究者をお迎えして、多摩校舎で日中刑事法シンポジウムを開催し、実り多い成果を得ることができました。ここに、心より御礼申し上げる次第でございます。

このように、中大法曹会は実務の面において、我々比較法研究所は理論の面において、法曹養成の一翼を担ってきたわけですが、わが比較法

研究所におきましても、近時、法科大学院においては実務的な教育を重視すべきであるという考えが定着し、同時に、今まで以上に中大法曹会との連携を密にしてご指導いただく中で、一層の充実した法曹養成を図るべきではないかという意見が強くなっています。

これまでも、私どもはいろいろな形でシンポジウム、講演会等に、中大法曹会の先生方をお招きいたしました。今度は逆に、中大法曹会の皆様方から我々に対して、こういう企画はどうだろうかというような、国内にとどまらない形の比較法研究を、実務家サイドからの提案としてぜひお願ひしたいと思っております。

どうか今後も一層、本研究所の活動と研究基金の果たしております意義と役割、そして研究基金のもとをなす誌友制度に多くの法曹会の先生方のご理解とご支援を賜りたく、また併せて、

引き続き共同研究のパートナーとしてご指導いただけましたら誠に幸いに存じます。今後も基金のお願い等で大変ご迷惑をおかけするかもしれません、何卒よろしくお願ひいたします。お祝いを申し述べる場をお借りしての話が、日本比較法研究所の広報的内容にまで及んでしまって大変恐縮でございますが、これも比較法研究所の所長の役目のひとつと申し上げた次第でございます。何卒ご容赦をくださいますようお願いいたします。

最後になりましたが、日本の社会正義の実現に大きな使命を帯びこれに多大な貢献をなしてこられた中央大学法曹会の更なる発展を祈念いたしまして、私のご祝辞・ご挨拶に代えさせていただきたいと思います。本日は、誠におめでとうございました。

第2部

1

ロースクール時代と中大法曹会の役割 —あわせて中大ロースクールの問題点について

元中央大学法曹会幹事長 奈良 道博



筆者は、法科大学院を中核とする法曹養成問題について日弁連を中心に当初より関与してきた関係から、これまで様々な時期にまた様々な機会に本テーマに関して私見を述べさせていただいてきた。ロースクール制度が良い意味でも悪い意味でも成熟してきた現在、改めてこのテーマを取り上げることは意義のあることと考えるが、上記の経過から前の論考と重複する部分も生じると思うのでご寛容いただきたい。また、中大ロースクールにつき関係者各位及び学生が様々な努力をされていることに敬意を表しつつ、厳しい意見を述べさせていただく点についても筆者のこの制度や大学に対する熱い思いの故とお許しいただきたい。

1 中大ロースクールに対する私の評価

テーマに入る前に、中大ローに対して私の感じてきた点を述べさせていただきたい。前々から関係者には申し上げているが、第1は学生が勉強しないということ、第2は中大ロー出身の法曹（私が指摘できるのはこのうち弁護士だけだが）に伸びしろがないという点である。これは、毎年数多くの中大ローの学生や同出身の修習生と接する中での感想と、筆者の事務所の若手弁護士を含む中大ロー出身の弁護士と仕事をする中での実感であるが、他の弁護士からも同様の考えを度々耳にするので、あながち筆者の主観だけではなさそうである。

第1の点については、中大に限ったことではなく他のロースクールの学生についても言えることであるが、例外はあるものの、我々の時代の合格率3%の時代と比べ、授業時間を含めても圧倒的に勉強時間が足りないと感じる。ちなみに、私が2002年に視察したアメリカのイリノ

イLSの学生は、日本と比べはるかに合格率の高い司法試験制度であるにもかかわらず、ほとんどの学生は授業を含め午前9時から夜中の3時まで（12時から3時までは自宅で）15時間程度勉強していた。予習復習にこの位の勉強時間を取りないと卒業できないとのことであった。

思うに勉強時間が足りない理由の1つは、ロースクール制度に対する学生の甘え、すなわちロースクールに入っただけで司法試験に受かったような錯覚に陥っているのではないか？ 7割、8割が合格することを目指すという法科大学院制度の理念と現実を混同しているのではないか？、と思わざるを得ない。理由のもう1つは、研究室で育ち合格者の1年間の勉強振りを目の前にして、合格するにはどの程度のまたどのような勉強が必要かを体感してきた筆者の受験時代と異なり、学生自身どの程度の勉強が必要かの基準が分からぬのではないか？ 仮にそうだとすれば中大ローの授業内容と学生の習熟度に対するチェック方法あるいは個々の学生に対する指導内容にも問題がありそうに思われる。

第2については、実際に教えていないので具体的に分析のしようもないが、中大ロー出身者はまじめだが霸気がない、積極性がない、論理的思考能力が足りない、したがって実務に就いてから伸びない等々の批判は、第1期卒業生の頃からすでに耳にしてきた。筆者の身近に多くの研究者・実務家教員がおり、彼らの真摯な努力を知っているだけに教育内容が原因とは思えないが、そもそも司法試験合格に汲々とし、今後の法曹としての人格形成にとって大事なローの時代が受験勉強（この表現は誤解を招く可能

性があるが) 一色に染まっていることはないか? そうだとすればことは中大ローの学生の質の問題にもなりかねず、試験内容や選抜基準等入学試験自体の見直しも含め検討する必要が生じる。さらに言えば、法曹会も含め大学全体が合格者数に強く拘ってきたこれまでの風潮を一新し、合格率を重要視する考え方へ転換する必要があるのでないか?

2 中大法曹会の役割

前置きが長くなつたが、以上の私見・感想を踏まえ、これまで筆者が披露してきた法曹会の役割を改めて整理したい。

① 法科大学院は、その制度の目的・理念において、リベラルアーツ（一般教養）の存在が法科大学院入学の前提であり、アメリカでは専門学部がないためカレッジの段階でこれを習得するシステムになっている。日本の場合法学部を含む学部教育の段階でこれを習得するすることになろうが、どの大学も今の段階に至っても学部教育の改革に取り組む余裕はなく、今後の大きなかつ重要な検討課題となっている。この「教養」の中身は具体的にイメージしにくく、法科大学院の入学試験にどのように反映できるかも問題であるが、たとえば大学在学中に、先輩弁護士の事務所に通い、先輩の薰陶を受けるとともに、少しでも実務の空気を体感する等の制度は、「百聞は一見にしかず」という見地からも、また学生が法曹を目指す動機付けの見地からも有用ではあるまい。

一部の研究室団体では同趣旨の試みがなされているようだが、いわば学部（法学部に限らない）段階での、プレエクスターントップ的な制度が実現できればと期待している。

なお、現在大学では法学部改革につき検討中のことであり、この検討結果に期待するとともに、法曹会としても機会があればこの問題に積極的に関与すべきと考える。

② さらに進んで、G P A（入学試験のうち各法科大学院の独自試験として審査の対象となる学部成績やクラブ活動・ボランティ

ア等の活動実績）をも意識した、社会経験を積むための先輩弁護士事務所でのアルバイトの紹介制度や、O Bからボランティア活動の紹介・斡旋を受ける制度等も考えられる。

③ 筆者は、かねてから中央大学の伝統に培われた法曹会の人的・物的な基盤を利用した中大法科大学院生に対する独自の奨学金制度の創設を主張してきたが、ご承知の通り同制度は、院を卒業した司法試験受験生向けに、私の幹事長時代に実現した。対象人数、給付額ともまだ少ないが、受験生の大きなモチベーションとなっているようになっていている。しかし、まだまだ基金は少なく、今後ともこの制度を充実する必要がある。

④ エクスターントップについては、中大法曹会の人脈をフルに生かし、制度発足当初から300名の会員の協力を得て受け皿を確保できた。しかし、この制度については法科大学院制度発足の当初から重要視しない風潮も見られた。問題は今後この制度の内容を如何に充実させ、法曹養成に役立てるかであろう。この点についても、法曹会として今後法科大学院に協力して主体的に取り組む必要がある。

⑤ 最後に、中央大学法科大学院にとっての大きな武器は、弁護士資格を取得した後輩に対する法曹会をバックとした就職の斡旋制度である。また今後は企業法務部や公的機関への就職も今まで以上に視野に入れる必要がある。ご承知の通り法曹人口の増大による弁護士事務所への就職は大変厳しい状況にある。現在法曹会は、進路指導対策委員会の元で、委員を中心に献身的な努力がなされているが、中大法科大学院と法曹会のタイアップによる重厚な人的つながりのネットワークをフルに利用した就職のサポートは、中大法科大学院ならではの重要なセールスポイントとして、今後とも真摯な努力が必要だと思われる。繰り言になるが、それにつけても中大ロー出身修習生の評価の低いことが残念である。

2

新たなロールモデルを探して

中央大学法学部学部長 橋本 基弘



法学部は人気がない。2012年度入試は、法学部の「冬の時代」を象徴するかのようであった。全国の主立った法学部は軒並み志願者を激減させている。法学部マーケットは大幅に縮小したと言えるであろう。

原因としては、2点が考えられる。まず、大学卒の就職状況が理高文低に傾く中、これまで法学部を志望してきた学生が理系に流れたことがある。「つぶしの効く」法学部のイメージは脆くも崩壊した。次に、法曹人口の過剰による司法試験合格者の就職難が喧伝されることにより、受験生の法学部選択を止まらせたことが挙げられる。法学部を出て、司法試験に合格しても未来がないのなら、あえて法曹の道を選ぶことはあるまい。これは受験者のきわめて合理的な選択行動である。

中央大学法学部は、この2つの要因を直接被った全国随一の学部である。中大法学部=法曹というイメージはプラスに作用することもあるが、今はマイナスに働いている。法曹育成の役割が法科大学院に移っても、司法試験合格者のほとんどは法学部出身者で占められている。ゆえに、法曹人口に対するネガティブキャンペーンは法科大学院のみならず法学部にも暗い影を投げかけてるのである。

このことは法学部の将来はもとより、法曹育成という国家事業に関しても悪影響を与える。

有能な人材が法学部を選ばない。その結果有能な人材が法律家を選ばなくなる。この状況が続ければ法学部の収容定員は縮小されるであろうし、法律家が誇らしい仕事して選択されなくなる日が近い将来必ず来る。このような危機感がどれくらい国民に共有されているか、私にははなはだ疑問がある。

法学部をめぐる環境はここ数十年で最悪である。志願者を増やす材料はほとんど見あたらぬ。だが、私たち法学部教員は、その中でもリーガルマインドを持ち、日本社会や世界に貢献できるような人材を育てたいと奮闘している。制約された条件もと、法学部として何ができるのかを現在模索しているのである。法学部が自律的に生き延びる方策は何か。これまでの法学部関係者はこのような課題に頭を悩ませたことはなかったと思う。それだけ、法学部教育は普遍的で安定的に実施されてきたからである。極論すれば、世界最初の法学部がイタリアのボローニャ大学に設立されて以来、法学部のスタイルは変わらなかつたのである。

法学部が生き延びるには、新たなロールモデルが必要である。これは法学部のロールモデルであると同時に、法学部で学ぶ学生のロールモデルでもある。法を学ぶことで何をなしえるのか。法学はどのような形で社会に貢献できるのか。わが国の法学部はこの課題と真剣に向き合

わなければならない。

現在、文科省や中教審は、大学教育の質を保証することで大学をグローバル化し、世界のどの場所でも活躍できる人材の育成を私たちに求めている。グローバル人材と呼ばれる学生の育成が求められている。そのためには、地球規模で物事を考えられる能力を養うカリキュラムや教育方法だけでなく、個々の授業科目の評価基準や教育技術までの検証が求められる。「楽勝科目」は存在が許されなくなるであろう。大学は研究機関としての役割と同時に教育機関なのだと改めて認識させられるのである。

このように法学部不人気の中でのグローバル人材の育成、教育の質保障と法学部を取り巻く環境はきわめて厳しい。しかし、それにもかかわらず中央大学法学部を選択してくれる学生がいる。彼（女）たちは中大法学部に何を期待してくれているのだろうか。法学部の将来はこの問題への解答に左右される。繰り返しになるが、これは法学部が新たなロールモデルを提示できるかどうかという問題である。

法学部の存在理由は変わらない。紛争に対して規範を駆使してこれを解決する能力（すなわちリーガルマインド）の養成である。一方、紛争のありようには変化が見られるようと思われる。憲法問題一つを取っても純粹にドメスティックな問題は少なくなっている。外国人の人権、在留邦人の選挙権、国籍法をめぐる諸問題等、いずれも地球規模での思考力が求められる紛争が増加しているのである。法学部出身者は、国内法に対する理解だけでなく、国際法の知識や、日本法を外国人に説明できる能力が求められるようになっている。外国語、とりわけグローバルコミュニケーションの道具としての英語は、物権法総論の知識と同じレベルで必要

となって来るであろう。私たち教員もまた、自分の専門領域について海外に発信する能力が求められる。

以上のような観点を踏まえて、目下中央大学法学部では学部改革の議論が行われている。改革の方向性についてはおおむねの合意があるものの、その方法についてはいくつかの考え方方が分かれている。法律を学ぶことが未だ意味を失っていないこと、法曹を志すことがそれでも意義のあること、私たちに求められてるのは、このことを明確に示すことでもある。そのためには、中大法曹会の先輩の力を借りする必要もある。中大法曹会60周年の祈念すべき年にあたり、その隆盛を慶賀中大OB諸氏の役割に期待するとともに、今後とも変わらぬお力添えをお願いする次第である。

座談会

ロースクール時代と中大法曹会のあり方

日時：平成24年3月6日

場所：中央大学市ヶ谷田町キャンバス

出席者	中央大学法科大学院特任教授 遠山信一郎（34期）
	中央大学法科大学院特任教授 木村 美隆（36期）
	中央大学法科大学院客員教授 伊達 俊二（36期）
玉成会理事長	村下 憲司（37期）
中大法曹会進路指導委員	小関 勇二（46期）
中央大学法科大学院修了生	鍛治美奈登（新61期）
中央大学法科大学院修了生	奥野 大作（新62期）
東京大学法科大学院修了生	土屋 幸博（新62期）
中大法曹会副幹事長	行方 美彦（37期）
中大法曹会事務局次長	松田 啓（44期）
司 会	中大法曹会広報委員長 嘉本 益巳（39期）

■ はじめに

嘉本：本日は、お忙しいところお集まりいただきまことにありがとうございます。中大法曹会の広報委員長兼60周年記念誌編集部会長をしております39期の嘉本益巳と申します。



今回の座談会のテーマは、「ロースクール時代と中大法曹会のあり方」というものです。これはご承知の通り平成16年にロースクールが開校され、昨年12月で5期目の法曹が誕生し、法曹の中のロースクール出身者の割合は非常に増えています。こういった中で法科大学院教育というものが非常に評価されている反面、合格率の低下、未修者の合格率の低迷、就職難といった問題も顕在化しています。

また、ロースクール時代に入り、学部教育、学研連も相当に変容を余儀なくされているのも現実だと思います。

従いまして、ロースクールで教鞭を執っておられる先生方や就職のお世話をされている先生、学研連等の学部教育に携わっておられる先生、ロースクールを卒業された先生方にお集まりいただきて、ロースクールの現状・問題点、学研連のあり方、就職問題、中大法曹会の支援のあり方等について、忌憚のないご意見を伺いたいと思っております。

さらに、ご承知のように中央大学法科大学院には多くの他大学の学部出身者が来ており、反対に他大学のロースクールにはたくさんの中央大学の学部出身者が行っています。どちらの方も中大法曹の一員ですから、中大法曹会は多様な背景を有する会員を擁することになります。そして、ロースクールにはロースクールだけの同窓会が結成され、その結束はかなり固いものがあると聞いています。

一方、中大法曹会というのは、これまで中央大学の学部出身者で構成される会であり、これを前提として運営等がなされていましたが、ロースクール時代に入ってもこのような意識でいたら、ロースクール卒業生は各ロースクール同窓会の方に行ってしまい中大法曹会には来なくなる恐れがあり、これからは中大法曹会も相当大きな意識改革・変革を迫られるのではないかと思っています。

従いまして、特にロースクールの卒業生の皆さんに、中大法曹会に対する要望等をお聞きした上で、中大法曹会がロースクール時代に対応するにはどうしたらいいかについても議論をしていただきたいと思います。

それでは、まず自己紹介からお願ひします。

■自己紹介

遠山：遠山信一郎です。

期は34期です。中央大学ロースクールの特任教授として教鞭をとらせていただいている。具体的に言うと1年生に民事法を教える授業をもっており、2年生、3年生となると実務科目としてリーガルクリニック科目で「ADR」と「労働法」を教えており、民事模擬裁判の取りまとめもやっています。それから、エクスターンシップという科目を木村先生と今日までやってきました。

木村：木村美隆と申します。期は36期です。私も遠山先生と一緒に2004年の開学以来、中大ロースクールで教育に関わっています。私が担当している科目は、法曹倫理、ローヤリング、エクスターンシップで、このうち法曹倫理は2年生の実務系の基礎科目で必修です。ローヤリングは法律相談、交渉を模擬体験を積みながら勉強するという科目です。エクスターンシッ



プは、中大法曹会と一番縁が深いと思いますが、わかりやすく言うとミニ実務修習みたいなもので、3週間を原則として各地の法律事務所や企業の法務部に学生を派遣して研修をしてもらうというものです。

村下：村下憲治です。期は37期です。どうぞよろしくお願ひいたします。一昨年から玉成会理事長を務めております。学研連小委員会の委員長、中央大学の評議員をしております。おいおい学研連のこと、研究室のことを申し上げられればと思っております。



小関：小関勇二といいます。期は46期です。私は、以前中大法曹会の執行部にいて、そこで進路指導委員会の担当の事務局次長でした。それで、今はそのまま進路指導担当委員会の委員をしております。本日は、就職問題について意見を言えという趣旨で呼ばれたものと思っておりますので、よろしくお願ひします。



行方：中大法曹会の副幹事長をやらせていただいております37期の行方美彦と申します。今日、皆様方のお話を伺ったことを「中大法曹」に掲載して、全国の中大法曹会の会員に現状を知っていただいて、中大法曹会を今後どうやって繁栄に導いていったらよいかの参考にさせていただきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。



松田：中大法曹会の事務局次長で広報委員会の担当をさせていただいております松田啓と申します。期は44期です。私はロースクールのことはよくわからないところもありますので、本日は皆さんのお話に質問をさせていただき、

わからないところを聞いていくという役割をやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

鍛治：鍛治美奈登と申します。新61期になります。私は平成17年に中央大学の法学部を卒業し、そのまま中央大学ロースクールの既修2期として入学しました。

それで平成19年に卒業し、司法試験に合格して、平成20年に弁護士登録をしました。平成21年より、中央大学ロースクールの実務講師としてフォローアップゼミを担当しております。平成21年及び平成22年は全科目を教えていましたが、平成23年からは民事系科目だけを担当させていただき、現在も民事系科目のゼミを担当させていただいております。また、法職の方で未修者を対象とした民法のゼミを担当しているほか、法務研修委員会という法職制度のありかたを考える委員会の委員も務めさせていただいております。よろしくお願ひします。

奥野：新62期の奥野大作と申します。既修の3期で中央大学ロースクールを卒業しております。現在、中大法曹会の広報委員会で今回の60周年記念誌の編集等の仕事をさせていただいております。私は、学部が明治大学で、ロースクールが中央大学ですので、ロースクールの中での中大出身者と他大学出身者との関係や、他大学の学部出身者の立場から中大法曹会に対する感想等についていろいろと発言をさせていただけるかなと思っております。

土屋：土屋幸博と申します。新62期になります。中大法学部を卒業して東大ロースクールに既



修の3期で入り、現在弁護士をしております。中大ロースクールに関しては、外部から見たり聞いたりしたことを述べることになりますが、若干先生方とは違った見方が提供できればと思っております。よろしくお願ひいたします。



■中大ロースクールの現状

嘉本：ありがとうございます。本題に入らせていただきます。まず、中大ロースクールの現状についてですが、平成23年度の中大ロースクールの司法試験の結果につきましては、合格者数が176人で、合格率が38.2パーセントとなっており、人数で2位、合格率で7位という成績なのですが、この結果についてはどう評価したらいいのでしょうか。

村下：中央大学の学部出身者の合格者数をご存じでしょうか。

嘉本：それにつきましては興味があるところで、聞いてみたのですが、わからないそうです。

鍛治：学部の合格者数は、数値として出していなかったように思います。

木村：最近は学部を出てそのままストレートにロースクールに入ってくる学生も多いのですが、やはり、一度社会に出てから、ロースクールに入ってくる方もかなりいます。新卒の方であれば、卒業時の進路をどのようにとったかということで大学の方で把握できるのですが、一旦社会に出た方となると把握が難しいと思います。特に他のロースクールに行つた方は進学状況そのものがわからないので一層難しくなってきます。従って、中大の学部卒の合格者がどの程度いるかということは調べても把握は非常に難しいと思います。

行方：中大法曹会では、毎年、合格祝賀会を開いていますので、そのために中大の学部出身で他大学ロースクールの情報は収集し、ある程度把握しています。ただ、正確には出来て

いません。やはり、減ってきているかもしれませんね。

嘉本：どうやって把握しているのですか。

行方：新規登録される方は、弁護士会で出身大学がわかるんですよ。それで、個人情報開示の手続をして、理事会で通ると出してくれますから、それである程度把握して案内を出してます。ただ、段々手続が厳しくなってきてまして、二弁の場合は、申請をすると、その方に二弁の方から個別に通知がいって、いついつまでにノーと言わなければ、承諾したものとみなすという形でやっと開示してくれるという制度になっています。

嘉本：それはかなり厳しいですね。

村下：私が漏れ聞くところによると、新司法試験に合格した中大の学部の出身者の数というのは70名から80名くらいに減っているのではないか、そのため、中央大学が優秀な人を集められるかどうかにかなり影響していて、危ないのではないかというようなことも聞いたことがあります。私としては、中大の法学部で旧試験に受かった方ですから、なんといってもやっぱり中大本体が元気になってもらわないと困ると思います。

中大法科大学院のこの成績というのは、非常に健闘しているし、立派だなあという印象を受けております。

嘉本：中大の学部出身者については確たることがわからないのでなんとも言えないと思いますが、中大ロースクールに限って言えば、気になるのは合格率だと思います。38.2パーセント、7位ということで、中大ロースクールは、従来から合格率はそれほど高くないと言われているのですが、そのへんのところは遠山先生いかがでしょうか。

ちなみに、お手元の資料を御覧になっていたら、合格者数210名で1位の東大ロースクールが50.5パーセント、172名で3位の京大ロースクールが54.6パーセント、164名で4位の慶大ロースクールが48.0パーセントとなっています。平均が23.5パーセントです。

遠山：うーん。これはなかなか難しい。ビックロースクールなものですから、分母が大きく

て、分子が多少大きても、率は悪くなってしまうという構造もあると思います。ただ、私も木村先生も現職の教員としては、これはなんとかしなければいけないということで、教員全体で今努力をしている最中です。かなり努力しております、少しずつですが、未修生の合格率がよくなっています。これはプログラムを充実させたこともありますし、鍛治先生たち実務家講師の手厚いケアがじわじわ効いてきているからだと思います。

他のロースクールの未修生が相当に苦戦している中で、中大ロースクールは、間違いなく善戦していると思います。これは誇れる成果です。ただ、いかんせんピックロースクールなもので、だんだん分母が大きくなってしまいますので、急激に合格率が良くなるということは期待できないかもしれません、悪くなるということは防げていると思います。この点で現場は大変な努力をしているということはお話をさせていただきたいと思います。

■未修者問題

嘉本：今、未修者のお話が出てきましたので、いわゆる未修者問題についてお話を聞きしたいと思いますのですが、未修者コースに入ってくる人には、全く法律を勉強したことがない純粋未修者と、法学部を出た人や、しばらく司法試験の勉強はしたけれど未修者コースに入ったという人も結構多いと聞いているのですが、両者に違いはありますか。ちなみに平成23年度の中大ロースクールの司法試験合格者176人のうち、既修者は137人で、未修者は39人となっています

遠山：私の認識では、未修者コースに入ってくる人では、法学部を出ようが、経済学部を出ようが、文学部・工学部出身だろうが大きな差はないという印象があります。基礎学力のある学生であれば、どの学部を出ても十分伸びていきます。へたに法学部を出たり、多少は法律の勉強をしている程度ではむしろ災いではないかと思っています。

木村：中大ロースクールでは、文学部とか工学

部等出身のいわゆる純粋未修者は約3分の1で、3分の2が法学部の出身者や、法学部ではないけど多少そういう勉強をしてきた人たちですが、未修者コースの合格者の中に純粋未修者がどの程度いるのかは、残念ながら把握できていません。

遠山：私は、ロースクールというものは、本来3年が原則で、2年の既修者コースは、がんがん勉強しているから、勉強した分だけ1年下駄を履かせているに過ぎず、その意味で例外だと思います。それで、3年の未修者コースは、2年の既修者コースでがんがん法律の勉強をしてきた人ではないという意味では皆同じで、経済学部の人もいれば、たまたま法学部出身者もいるということで、学部がどこかということはあまり意味がないと思っています。

その上で、これまで3年の未修者コースの人たちが苦戦してきて、これからもさらに苦戦していくだろうという状況の中で、中大ロースクールは、かなり創意工夫をした教育プログラムを作っている成果と結構優秀な人が来ているということでいい戦績を残していることは明るいニュースではないかと思っている訳です。

嘉本：それでは、ロースクール卒業生の皆さんのお話を聞きしたいのですが、皆さん全員既修だと思いますが、この点はどう思われますか。

鍛治：未修者の合格率の問題が、今、法職の法務研修委員会でも一番議論されておりまして、それで私も未修の教育に携わらせていただいている経緯があります。私も遠山先生がおっしゃったとおり、未修の中の純粋未修と法学部出身者との差はほとんどないと考えています。その理由は、既修者は、ロースクール入試で法律科目の受験を経ている一方、未修者は法律科目の受験を経ていないからです。既修者は、ロースクールの入学試験で7科目の択一を受けることが原則で、中大ロースクールでしたら4科目、他のロースクールでは6、7科目の法律科目の論文を書かなければなりませんから、それだけの勉強をしてきていま

す。しかし、未修者は、その勉強をせずに入ってきてているという点で、根本的に既修者とは性質の差があります。この意味では、未修者の中の法学部出身者と、それ以外の学部出身者とでは、ほとんど差がないと思います。

未修者に対する教育をしていて感じることは、未修コースの学生たちは、基本的な知識、条文、判例の理解がないのに、最高裁の判例を読んでいたりすることが多く、それも最高裁の判例の細かい事実関係にこだわっている学生が多いように思われます。基本知識、体系を頭に入れていないのに、事実を見てしまうから、法律の論文が書けないのでないかと思っています。

奥野：私は3期だったのですが、その時は未修と既修の差は大きかったように思います。いろいろ聞いてみると、未修コースは、最初の1年は基本的な科目を勉強するはずなのですが、なかなか1年では消化しきれなくて、それで2年、3年で、それを引きずってしまって、消化不良のまま試験に突入して合格率をかなり落としたように思えました。私も明大のロースクールの方で、ゼミをもったりして教えてているんですけど、そこでも既修者と未修者では基本的な知識の差が結構あるなと感じます。

ただ、適性試験のお陰なのでしょうか、論理的な能力というのは結構あって、論文はまあまあうまく書けるので、あとは基本的な知識さえ入れれば、未修者も本試験に耐えうるというか、合格率を上げることはできると思います。

嘉本：今、適性試験というのが出てきたのですが、適性試験というのはどのようなものなのでしょうか。土屋先生。

土屋：今はまた制度が変わっているはずなのですが、大学入試センターや他の団体がやっている試験で、それは法律の知識なしで、文章が論理的に整合性があるか等の問題をマークシートあるいは記述をさせ、それを偏差とかを出して点数を見られるといったものなのですが、これをロースクールでは足切り等に利用しているようです。

嘉本：その適性試験というのは、うまく機能しているのですか。

木村：中大ロースクールで、適性試験の成績のいい学生と、芳しくない学生が、それぞれ司法試験にどの程度受かっているかという、適性試験の成績と新司法試験の合格率の相関関係のデータをとったことがあるのですが、相関性はないという結論だったということです。

これに対し、ロースクール時代成績と、新司法試験の成績というのは明らかな連動性がある、つまりロースクールでの成績がいい人は合格率も高いのですが、適性試験と合格率の相関性がないということになると、適性試験が果たして本当の意味での適性試験なのだろうかという疑問を持たざるをえません。

嘉本：未修者について進級とかは厳格にやっているのですか。

遠山：成績が悪ければ2年になれば1年をもう一度やるという進級制限をとっており、そういう人も結構おります。かわいそうだけど、泣いて馬謖を斬っております。

嘉本：そういうあまり成績の芳しくないと学生に対して、早期撤退を勧告するということはあるのですか。

遠山：それはありません。自分の人生ですから自分で決断していくべきことです。ただ、ロースクールというのは、学生に今どのくらいのレベルで、どのくらいの位置にいますよということを正確に教えてあげなければならないと思います。進級制限で上がれない人というのは、本当に下位の学生になってしまうと思いますが、あなたは今の段階では、進級することはできませんと言われたとき、その人がどのようにするのかは、自己判断にまかせています。

嘉本：最近、ロースクール全体として定員を削減しろという話があり、ずいぶんと定員を減少させたロースクールもあったかのように聞いているのですが、中大ロースクールではどうだったのでしょうか。

木村：当初既習者が200人、未修者が100人、合計300人の定員だったのですが、少し前に既習者はそのままで、未修者を70人に減らして

合計270人の定員になりました。これは、先ほどお話しにあったように、未修者の教育を充実させるためには少人数の方がいいのではないかという考えもあったためです。

■法科大学院教育について

嘉本：ロースクールのカリキュラムというのはどのようなものなのでしょうか。まず既修者はどうなっていますか。

鍛治：既修者で入りますと、まず1年目は、民法、民訴法、会社法、刑法、刑訴法、憲法、行政法が必修で、あとの選択科目は各自の判断で取るというカリキュラムだったと思います。要は、基本7科目の授業は必ず受けなければならぬということです。授業では、事前に指定される重要判例を読んでいて、そこに含まれる法的問題を議論しながら学ぶ、いわゆるソクラテスマソッドで進めることができます。あとは、実務科目としてエクスターンシップ、リーガルクリニック、法曹倫理、ローヤリング等の科目があります。

嘉本：エクスターンシップとかリーガルクリニック等以外で、これまでの法学部教育とロースクール教育と大きく違うというのはどういったところでしょうか。

鍛治：1番違ったのは、判例に対する勉強の姿勢でしょうか。最高裁の調査官解説まで読み込んだのはロースクールの授業が初めてでした。最高裁判決の理屈を理解するように授業の目標が設定されていました。授業を通して、結果的に最高裁の理屈を理解できたのか、自分で書く論文の内容や結論が変わったのかと聞かれると自信はないのですが、重要判例とされる判例の考え方を、他の学説の比較と共に議論して身につけるということをさせられました。

遠山：皆さんは、4年間、目一杯法学部教育というものを受けられた後に、ロースクールに入ってこられた訳ですが、そこで教育と法学部での教育との質的違い、たとえば授業方法、授業の中身、先生の質（笑）はどう

う違いますか。

村下：学部で旧試験を目指した学生は、すごく勉強をしている場合が多かったと思いますが、その辺を踏まえてお話を聞かせてください。

鍛治：私は、学部時代、旧司法試験の勉強を中心にしていましたので、学部の法律の授業というのは、基本書の本当に大事なところを先生が教えてくださるという意識で、復習のような形で聞いていたところがありました。要するに、学部の授業というのは、ゼロから基本概念をサラッと教えて下さるが、理屈を突き詰めることはせず、判例も結論だけを教えてくださるという印象でした。

これに対して、ロースクールでの授業は、基本概念はもうわかっていることが前提ですので、知識や理論を説明して頂くというより、判例の考え方について議論をするというものでした。判例を読んで来ることが求められ、先生が、授業において、学生に対して判例の考え方にもつわる質問をし、学生がそれに答えるという形でした。判例を読んで考えていれば、自分なりの考えを言えるというような質問でしたが、結局、先生が伝えたい答えは何だったのか分らない形で終わる授業も沢山ありました。まとめると、ロースクールでは基本概念はやらない、判例は深く読み込む、ソクラテスマソッドであることが明確な違い

だと思います。

奥野：学部のときは、基本的な知識をとにかく詰め込んでいくというのがメインだったと思いますが、ロースクールは、基本的知識はある程度あることを前提として、それから自分の頭でどう考えていくかが重要であり、そこが一番の大きな違いだと思います。ロースクールでは事前に課題・問題が与えられますので、自分で考えて答えを出していかなければなりません。単に知識を入れていいだけか、いろんな事件を自分でどう考えていくかが、学部とロースクールの違いであったと思います。

土屋：学部の方は、とにかく情報を聞いて頭に入していくというのが中心になっていたように思います。ロースクールになると、私のいた東大ロースクールですと、ケースブックを使いながら勉強していくのですけれど、当時の先生方は、これは私たちが作ったけれど、私たちにもわからないところがあるとおっしゃっていた程で、とにかく自分たちの頭で、どう考えるか、どう表現するかということに重きが置かれていたと思います。

嘉本：土屋先生は、学部時代は司法試験の勉強をされていたのですか。

土屋：先ほどのお話を伺っていると恥ずかしくなるのですが、私はオーケストラに力を入れ



ていまして、あまり勉強していなくて、3年生が終わってから本格的に始めたような口です。そういう意味では、私は、大学生時代は、本当に聞きにいって知識を入れるだけの生活でした。

松田：私は、古い世代になりますけど、昔も多くの人は学部の授業はあまり聞かず、自分で勉強していた人が多いような気がしたのですが、とにかく自分でやらなければどうしようもないというところがありました。それでロースクールになりますと、自分で勉強して得た基礎的な知識、文章の書き方等を前提として、その上のレベルの教育をポンと与えられているような気がするのですが、それで消化し切れるのですか。

土屋：やはり、消化不良で終わっている部分はどうしてもあります。それでいいんだというのも一つの考え方なのかなとは思うのですが、ロースクールの授業であっても、割と基礎から解きほぐした上で、やってくださる先生もいらして、そういう授業を受けると、やはり消化しやすいと感じたりしますので、このへんが、ロースクールのカリキュラムであってもそれぞれの先生の個性が出る部分なのかなあとは思います。

村下：新司法試験に合格した人は、判例を検索するのが非常に上手なのですが、その問題について、どの法令のどの条文が問題なのか、どの要件の解釈が問題なのかについて、あまり言及してこない。昔、僕たちの頃は、注釈民法や注釈会社法で調べて、場合によっては立法目的とか制度趣旨から理解するよう努めていたのですが、そういうことがロースクールになっておろそかになっているのではないかという気がするのですが、奥野先生はどう思われますか。

奥野：ロースクールの先生方を前にして言うのもなんなのですけど（笑）、やはり判例がすごく多くて、授業の中で、要件とか条文に割く時間より、判例を検討する方が多い。授業では、今日はこの判例についてという形が多いので、どうしても判例の方にばかり目がいってしまって、その判例はどこの条文の、

どの要件を問題にしているのか等は手薄になってしまうかもしれません。ただ、新司法試験においても、やはり条文の解釈をしっかりやらないとなかなか受かりにくい仕組みとなっていますので、新司法試験を受かっている方なら、ある程度条文解釈とかはできるはずなんですね。

村下：僕は、若い皆さんに聞いて返ってくる答えが感覚的な感じがして、不安定な解釈というか、そんな不安定なことで大丈夫なのかという気がしています。判例というのはとても大事ですが、奥野先生がおっしゃるように、判例を勉強しながら、これはどの条文のどの要件が問題になっているのか、なんでこんなに裁判官は頭を悩ませているのだということを自覚していかないと、感覚的な議論になってしまいますのではないかという気はしています。

松田：新しいロースクール時代というのは、法曹の人数を増やすためにロースクールに司法研修所の前期修習の代わりをやらせるといった数を増やすことを主眼とした改革なのか、それとも新たな時代になって、法律家としてあらたな資質が求められ、そのためのロースクールなのでしょうか。

遠山：私は、日弁連で司法改革をやっていたので、経緯はわかっているんですけど、もちろんいろんな要素が絡み合ってこの制度ができました。ただ、一つの有力な軸足は、法曹というものは法廷だけではなく、もっと裁判所の外に出て活躍しなければいけないという軸足です。それで、ロースクールの教育システムというのは、単に法廷弁護士を育成するだけではなく、広く社会に出て、企業とか自治体とかNPOとか、今で言えば被災現場とか、そういったところで十分に働く人材を作ろうといったところに眼目が置き換わっています。その意味で、教育内容が、よく言えば広がっており、悪い言い方をすると拡散してしまっている。そうすると、きちっとした条文、概念の中で仕事してきたスタイルからすると、すごく不安定な気がするというのは、聞いていてすごくよくわかる話だと思いました。

木村：本音の話をすると、合格者をこれだけ増

やしているのですから、従前の基準で行けば受からない層の人たちまで合格していることは間違いないと思います。ですから、従来の合格者だったらこれぐらいは当然知っているはずなのにということを知らない合格者が出てくるのは、やむをえないことだと思います。

ただ、他方ロースクールでは、これまでの合格者が身につけていなかったものを身につけることができます。具体的に言うと、外国法についても専門的な教育を受けていますし、かなりの語学力を持った合格者も少なくありません。従来の司法試験ではなかった経済法といった分野も選択ですが試験科目に入っています。そういう意味で、新司法試験の合格者は、従来の合格者が身につけていなかったものをプラスアルファで身につけています。どちらが社会にとって有益かという議論はなかなか難しい話ですが、私や遠山先生は、いろんなタイプの合格者が出てきていることは、今の多様な法曹のニーズに応えることになるのではないかと考えています。

■ロースクール教育と司法試験

行方：ロースクールの教育内容と司法試験の受験準備というセンシティブな問題について教員の方に伺いたいのですが、教員の方々はこの点をどのように考え、また授業をなさっているのでしょうか。

木村：ロースクール教育と受験教育は別のものであり、私たち教員は受験教育はしないということになっています。しかし、学生は司法試験に合格したい、教員もロースクールの実績を上げたいということは間違いないところです。どこまでが受験勉強かという線引きがなかなか難しいこともあります。多くのロースクールがその限界につき手探りの状態ではないかと思います。もちろん、ロースクールで答案練習会を行うなどということはできませんし、中大ロースクールでも行っていません。

遠山：中大ロースクールは良い教員がそろっていて、学期末試験などの試験問題の質は高いのです。これらの問題は履修の有無にかかわ

らず学生に公開をしています。これらの問題は司法試験に直結しなくとも、学生は創意工夫して勉学に役立てているようです。

松田：そもそもですね、受験指導といつても別に法律以外の勉強をしているわけじゃないですし、なんでそれをやっちゃいけないのかっていうことが、ロースクールにあまり関係のない人には全然良く分からんと思うのですけれども。どこがロースクールの趣旨に反するのでしょうか。

遠山：それはロースクールの制度設計の出発点に遡る必要があります。日本の法学部が機能不全に陥り、予備校が跳梁跋扈したために、司法研修所に来る合格者が全部ステレオタイプの考え方をするようになって質が劣化してしまったというのが制度設計の出発点の一つだったのです。自分の頭でしっかり考えることができるのが法曹資質であるにもかかわらず、予備校が、論証を覚え込ませることによって、技術としての司法試験をクリアして合格者を作り出すという事態になったのです。これによって、司法研修所に、本当に魅力的な、柔軟な頭脳をもった修習生がやって来なくなつたというのが現実なのです。

それで、その現実を打破するための1つの方策がロースクールなのです。このようなことから、受験技術教育を否定することが、実はロースクールを作り上げるときの大きな軸足だったために、そのあとの制度設計をする中でも、受験技術を教えるのはまかりならない、実務と理論を結びつけた充実した法曹教育をちゃんとやって欲しいということから、受験教育はダメであるということになったと思います。

木村：遠山先生がまとめられたとおりだと思うんですけど、優れたロースクール教育をやれば、必然的にそれが司法試験に合格するための力の養成になるはずで、そういう意味では、ロースクール教育はすべて受験に結びついているわけですね。これに対しいわゆる受験教育っていうのは、技術優先なんだと思います。これを覚えなさい、このとおり書きなさいって言われれば、そっちの方が便利です

から、思考を停止してしまってそれを丸暗記して再現しようということにどうしてもなりがちです。そういう思考停止みたいな状態が好ましくない、というのがロースクールの出発点であったと思います。

私たちが修習生の時代、修習生にとって1番しんどい科目は何かっていったら、民事裁判だったんですね。いろいろ約束事が多いですからね。他方1番楽な科目は何かっていうと、刑事弁護だったと思うんです。こちらは与えられた記録に対し現場思考をすればよいわけで、刑事弁護の起案で悩んだことは、正直言ってありませんでした。これは私だけではなく、大方の修習生がそうだったと思います。

ところが、私自身が刑事弁護教官をやった約10年前、刑事弁護の起案はどのように書いていいか形がなくて分らないから1番難しい、と言う修習生が結構いました。おそらく、合格するまでの間に現場思考をするということをあまりしてこなかったからじゃないんでしょうか。そういう修習生が増えるというのは、本来あってはならないと思っています。

嘉本：ありがとうございます。それでは、実際、中大ロースクールの卒業生の方は、ロースクールの授業と受験勉強の折り合いをどのようにつけて勉強をしてこられたのでしょうか。

鍛治：そうですね。先生を前にすると…（笑）。

遠山：聞いていないから大丈夫（笑）。

鍛治：うーん。おっしゃるとおり、特に2年生のときは、授業を優先すると受験勉強が全然できないような状況でした、結局、授業がある間は、授業の予習及び課題への取り組みと復習の時間でほぼ終わります。そこで、受験勉強のために、夏休みと春休みには自分で新司法試験のプレテストやサンプル問題の論文を書いてみたり、3年生になると仲間とゼミを組んで旧司法試験の問題などを解くという勉強をしていました。

嘉本：奥野先生はどうでしたか。

奥野：私は、ゼミと授業の二本立てで勉強をしました。ゼミはロースクールの優秀な仲間と過去問を解いたりしました。授業は、事例、判例をとおして自分の頭で考える訓練のため

に予習、復習をきちんとやりました。

嘉本：土屋先生はどうでしたか。

土屋：鍛治先生と奥野先生と同様授業、ゼミを中心に勉強をしました。3年生になるとやはり司法試験が近づいてきますので、試験対策にウェイトを置くようになりました。

村下：ゼミについて聞きたいのですが、ロースクールでは私的に少人数のゼミが複数組まれているようですが、全員が合格するゼミもあれば、全員が不合格になってしまうゼミもあるということですが、そうなのですか。

奥野：そうですね。ゼミでの議論の仕方 자체が間違っているとそのことがありますね

村下：旧司法試験時代は、学研連の研究室では、合格者や若手弁護士がチューターになってゼミが誤った方向に行かないよう指導していましたが、ロースクールの私的ゼミに、従来のような形でチューターを学研連等が派遣するというのはなかなか難しいのでしょうか。

ただ、それが可能であるならば、チューターにそれなりの待遇を考えれば、ゼミ全員が不合格になるという事態は避けられるのではないかと思うのですが。

奥野：私は学部は明治大学出身で、現在明大のロースクールにチューターとして教えに行っていますが、中大のチューターをしている知人の報酬は明大に比べてかなり低額でした。

鍛治：ゼミの後、学生を飲み会に連れて行くと完全に赤字です（笑）。

村下：中大としても、若手にどんどんチューターになってもらえるよう経済的にバックアップする体制を真剣に考えなくてはならないと思います。

中大法曹会はすごい金持なんだから、頑張ってもらわなくては（笑）。

行方：いえいえ、中大法曹会は村下先生がおっしゃられるように決して経済的に潤沢というようなことはございません（笑）。本年度は中大法曹会創立60周年ということで会員の皆様から多額のご寄付を頂き少し余裕がありますが。とにかく、今後は経済的支援を考えゆかなければならぬと私も思います。

村下：就職難もあり、若手弁護士の就業環境は

給与も含めてかなり厳しくなっていると思うんですね。そこで、お前たち先輩の世話をなつたんだから後輩の面倒をみろよというようなことは通用しなくなっているとは思いますね。だから、やはり、チューターに対する経済的バックアップが中大ロースクールの自主ゼミを本当にレベルアップして育成してたくためには必要なのかも知れない。それを主催するのが中大法曹会だっていいと思うんですね。中大法曹界がロースクールにアピールしてチューターを自主ゼミに派遣する体制ができれば自主ゼミのレベルアップにつながると思います。

行方：実は、若手会員を増やすというのが中大法曹会の大きな課題となっています。そのためにも、村下先生の言われるような形で法曹の卵の段階からサポートをしてゆくことが重要であると思います。

■ロースクールに対する支援—エクスターンシップ、リーガルクリニック

嘉本：中大法曹会のロースクールに対する支援としてエクスターンシップがありますが、中大法曹会との関係も含めて木村先生ご説明を願いませんか。

木村：創立当初からエクスターンシップに関わっておりますので、私からご説明します。簡単に言うとミニ実務修習とも言えるのですが、実務修習と全く同じというわけではありません。まず期間の点ですが、中大ロースクールでは3週間です。これは他のロースクールに比べて1番長いと思います。また、派遣先にバリエーションがありまして、法律事務所の他に、企業の法務部にも派遣をしています。一時は霞が関の官公庁にもかなりの人数を派遣していたんですが、現在は、他大学との関係もありまして公式のカリキュラムとしては派遣をしておりません。企業の法務部に派遣された学生の報告を聞きますと、私どももよく知らなかったところまでいろいろ見せて頂いて、私どもも話を聞いて大変勉強になるといったことがよくあります。

嘉本：中大法曹会はエクスターンシップにどのようにかかわっていますか。

木村：中大法曹会との関わりで申し上げたいのは、法律事務所の派遣先を多数ご紹介頂いているという点です。文字どおり北は北海道から南は沖縄まで、多数のご協力を頂いております。この場を借りて改めてお礼を申し上げたいと思います。残念ながら経費の関係で、学生を地方に派遣することがなかなかできませんので、ずっと手を挙げて頂いているのにもかかわらず、まだ1人も派遣できていない地方もございまして、この点は大変申し訳なく思っております。

嘉本：ロースクール教育においてエクスターンシップはどのような意義を有するのでしょうか。

木村：まず一つは、座学で学びきれない実務の姿を勉強することによって、普段勉強している座学つまり理論の部分をより深く理解することができるというメリットがあります。それからもう一つは、法律が実際に生かされている場で、法曹がどういうふうに身を処してどのように考えているのか、こういったことを肌身に感じて学んでもらうことの大いに意味があります。学生自身が、どういう法曹になろうとするのか、自己の法曹像を明確にするということにもなりますし、ひいては、モチベーションのアップと言いますか、新司法試験合格に向けて頑張ろうという気構えを増すということにもなるわけです。そのように多角的な意味があり、中大ロースクールの場合には、今申し上げたように多彩かつ多数の派遣先を持っているということで、私どもとしても大いに自信を持っております。今後ともこれまで以上に、成果を上げていきたいと思っております。

嘉本：エクスターンシップはロースクールによって違いがあるのでしょうか。

木村：はい。すべてのロースクールにエクスターンシップという科目があるわけではありません。カリキュラムにあるのは多分半分くらいのロースクールではないでしょうか。また期間が1週間というロースクールも結構あります。

す。3週間というのが最長であることは間違
いありません。

嘉本：土屋先生、東大ロースクールではエクス
ターンシップはあったんですか。

土屋：えーと、ちょっと今それを思い出していく
んですけども（笑）。

少なくとも、東大ロースクールの外部に出て
経験を積む機会としてメインなのは、3年
つまり卒業する年度の夏に、サマークラーク
というものを大手の事務所が公募していたり
していました、それに参加するというのが多
かったですね。カリキュラムとしてエクス
ターンシップという独立した科目があったか
というと、ちょっとそこははっきりしなくて
申し訳ないんですけども、サマークラーク
という形で外部に出ていたという人が大半で
すね。

木村：確か、東大ロースクールではエクスター
ンシップはなかったと思います。

嘉本：鍛治先生はエクスターンシップを経験さ
れたんですか。

鍛治：はい。

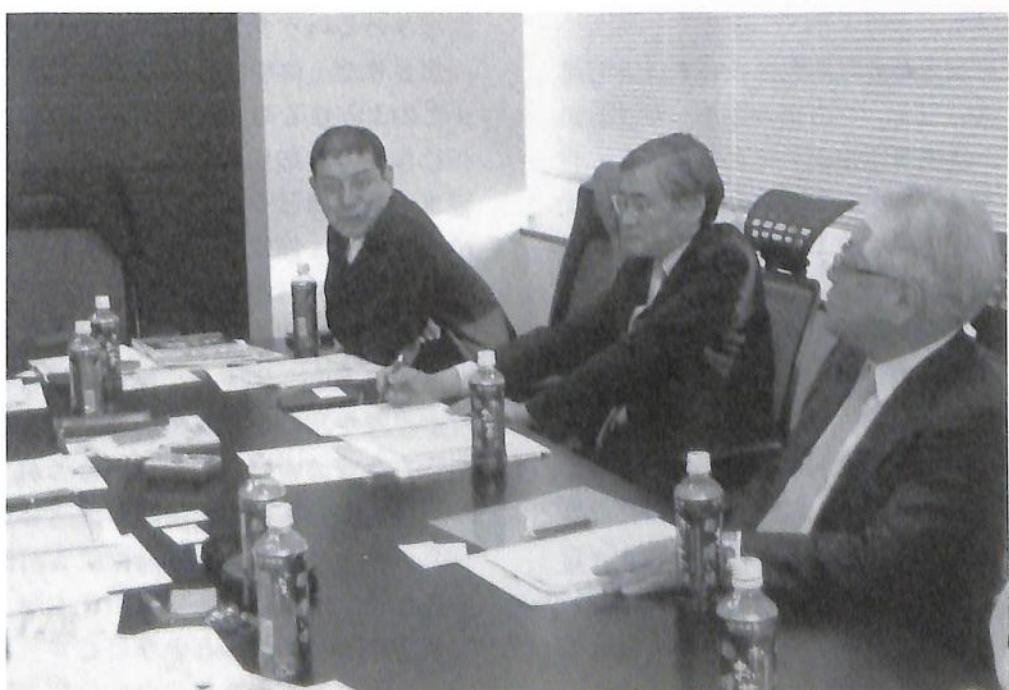
嘉本：どうでしたか。木村先生を前にして言
いくかもしませんが（笑）。

鍛治：いえいえ。これは本当に、先生方に遠慮
することなく申し上げたいのですが、エクス
ターンシップに行って良かったと思っていま
す。

す。私の場合は法律事務所ではなく、企業の
法務部に3週間行かせて頂きました。もとも
と弁護士志望だったので、お客様が弁護
士をどう見ているのかが知りたくて企業の法
務部に行ったのですが、その目的を果たすこ
とができました。具体的には、法律事務所を
いくつ顧問にしていて、その顧問事務所をど
のように使い分けているのかなども知ること
ができました。また、実際に取締役会にも参
加させて頂いて、こうやって議事進行するん
だということも見させて頂きました。弁護士
になった今、あの経験があるので企業の中の
意志決定過程をイメージできます。非常に貴
重な体験をさせて頂きました。

嘉本：次に、リーガルクリニックというのはど
のようなものなのでしょうか。

遠山：私は開学当初からプロデュースに関わっ
ているのですが、これはもともと得体の知れ
ないものです（笑）。どうしてかというと、
アメリカのロースクールを主にモデルにした
真似っこ科目なのですね。アメリカのロース
クールの真似をするのであれば、学生に生の
事件のライブクライアントを遭遇させて、そ
こで弁護士教員である私たちが立ち会いなが
ら、いわばリーガルカウンセリング、場合に
よっては事件処理のようなものを経験させる
ということになります。それを法曹制度が全



く違うところにもってきたものですから、どうしようかということになりました山ほどアイデアを出し結果できあがったものなのです。たとえば刑事ですと、伊達先生に担当をお願いして、国選事件をとて頂き、事件の分析、手続などを臨床的に学んでもらうということをやっております。そういうイメージですね。

嘉本：リーガルクリニックは早大ロースクールが充実していると聞いていますが、中大ロースクールはどうですか。

遠山：メニューが多様であり、私は日本一じゃないかと思っています（笑）。

嘉本：奥野先生、リーガルクリニックはどうでしたか。

奥野：私は倒産関係のクリニックだったのですが、RCCの現場も目の当たりにし、また債権者集会にも行きました。実際に自分が勉強していることっていうのが目に見えて分かるようになるんで、非常に素晴らしいと思ったと思います。

嘉本：土屋先生、東大ロースクールはどうでしたか。

土屋：必須科目ではありませんでした。法律相談クリニックという科目が該当するのですが、私はその科目はとりましたでした。

■就職問題について

嘉本：次に弁護士の就職問題について議論を進めたいと思います。ご出席の皆さんもご承知のとおり、就職問題が深刻化しています。そこで、中大ロースクール卒業生の合格者の就職状況について、小関先生からお話しをお願いします。

小関：中大法曹会の進路指導委員会の委員を務めております小関です。未登録者やすぐに独立するいわゆる即独弁護士が非常に増えていることがデータからも明らかとなっています。ただ、一昨年までは中大ロースクール出身者で就職できない者はいなかったということは確実に聞いていました。正確なデータはロースクールが持っているはずです。中大法曹会としては、あくまで側面からサポートすると

いう形をとっています。

嘉本：具体的にはどのようなことをされているのでしょうか。

小関：先ほども申し上げましたが、就職難の解決のために中大法曹会の中に、進路指導委員会が設置されました。当初のイメージとしては、中大ロースクール及び中大学部出身者に法律事務所を紹介するということ、求職者と求人している事務所の橋渡しを想定していました。ただ、61期、62期の時期になってくると、求人している事務所の情報がとても集まることになりました。そこで橋渡しまではではないということになりました、ここ2年くらいは、直接に関する一般的な注意事項とか、履歴書の書き方、自己アピールのしかた、というのを委員会に来た合格者、修習生に指導しているというのが現状です。

嘉本：中大法曹会の会員の法律事務所に直接働きかけるという活動はされていないのですか。

小関：60期、61期のころは委員会に求人情報が来ていましたが、62期、63期、64期になると情報が極端に減り、ほとんど情報がなくなってしまいました。打開策の一つとして、東京で登録している弁護士登録番号が1万番以降の、中大出身者以外の弁護士も含めて、中大法曹会にはこういう委員会があります、求人している事務所がありましたなら申し出てくださいというファクシミリを一昨年一斉送信しました。何で中大出身でない者のところへこのようなものが来るのかというクレームらしきものもありました（笑）。

嘉本：反応はどうでしたか。

小関：7、8件くらいしか採用したいという回答はありませんでした。ただ1名だけはそのファクシミリのおかげで採用されました。まあ、そういう状況で、非常に難しいというのが正直なところです。

嘉本：法曹の中で中央大学出身者が1番多いので、先輩方を通じて就職の世話をしてもらうということが中大法曹会に最も期待されることではないかとは思いますが、全体の求人数が減っているということで、どうしようもないところがあるのかもしれません。村下

先生、学研連はどうですか。

村下：学研連出身の合格者で就職できないという方のことは、聞いておりません。中大ローの印象を聞きますと、さすがにソクラテスメソッドのトレーニングが行き届いているというか、自分で就職活動する方はほとんど就職できている、就職出来ない人というのは、就職活動をやらない人、自分をアピールすることが全く出来ない人、さらに言えば、一生の中でもあの人弁護士やったら困るよねっていう人たちは就職できていないというような話を聞きますね。

嘉本：学研連のつながりや世話で就職ができるというのが多いのですか。

村下：今ものすごい就職難と言われていますけど、そんなに大騒ぎして心配するほどのことではないと思います。ただ、困ったことがあったら学研連の先輩の先生のとこへ相談に行くんだよと言って送り出していますので、2年に一人くらいですけど、自己アピールが上手じゃなくてとってもおとなしいというような方が役員に相談に来ることがあります。就職の相談を持ちかけてくれれば、研究室のOB、OGの紹介などで、ほぼ100%決まりますね。

嘉本：ロースクール卒業生の方で、どなたか就職で苦労なさいましたか。

鍛治：自分では、就活で苦労したと思っていたのですが、今の後輩たちを見ていると、まだ私の期の時は、楽だったんだろうなあと思います。ただ、私が就職活動した2009年は、リーマンショックがあったので、決まっていた外資の事務所を断られたという話もありまして、皆、大変そうでした。それでも、足繁く色々な事務所に通っているうちに、いくつかの事務所から「来てもいいよ」と言っていただきましたし、なんとかなる状況ではありました。

今の修習生やその1個前の修習生を見ていますと、たとえば、東大ロースクールを卒業していても、面接さえ断られてしまう子もいますので、より深刻な状況になっているんだと思います。求人自体が少なく、1つの事務所に何百人も応募があるので、司法試験の成績が一定程度ないと面接も受けさせてもらえない

ないと聞いたことがあります。少し前の時期だったら、絶対東京の大手の事務所から内定が出たんだろうなと思う若くて優秀な子が、やむをえず地方修習先で就職したという事例をいくつか聞いております。

嘉本：奥野先生はどうでしたか。

奥野：私は、結局中大の先生の事務所に入ることができたのですけども、就職先を見つけるに関しては、中大で言う学研連、明治で言えば法制研究所って言う受験団体があって、そこ出身の先生方がかなり多いので、そのつでに入る人が結構多いですね。私もそこにはお願いはしていました。あと、私は一弁修習だったので、一弁は修習中に就職活動も結構後押ししてくださいました。私の場合ロースクールが就職のきっかけになったので、中大ロースクールにはかなり感謝しています。

僕らの62期でもかなり苦労しているのはいて、就職できたけれども、債務整理系でなんかわけのわからない事務所だったり、弁護士としてこの事務所でいいのかなっていうような事務所がかなり多くて、すごい低賃金で酷使されるような同期がたくさんいます。僕ら62期ですらそうでしたので、年々、厳しくなっているんだろうなというのは痛感しております。

嘉本：ちなみに低賃金というのは具体的にどれくらいですか。

奥野：修習生より低い、月20万円ちょっとぐらいいと聞いています。

村下：完全歩合も聞いたことがありますよ。定給なし。

奥野：ノキ弁ってやつですね。私の周りにも結構いますよ。

村下：これは経済的には非常にきついんですね。渉外系の大手の事務所で新試験の合格順位が高い方は、やっぱり今でも1000万円前後くらいの初任給で採用される。一方で、年俸200万円、その代わり、自分の事件はいくらやってもいいよという採用条件を提示された方もいるようですが、登録してすぐに国選弁護をやれるわけがない、破産管財人の話が来ることもない、まして、依頼者なんて来っ

こないというところだと、修習生と同じレベルの生活を送らないといけない状況はあるみたいですね。

嘉本：東大のロースクールはどうでした。

土屋：私自身としては、普通に公募に何件か応募しまして、面接で普通に入らせていただきました。修習が終わってから事務所が決まったという同期もいて、就職活動はもう全般的に厳しくなっているなあというところです。後は、就職できても、低賃金だけには限りませんけれども、いろんな理由ですぐに変わらざるを得ないっていうような話も、ちらほら聞いたりしています。

嘉本：皆さんはいつ頃から就職活動されたのですか。

鍛治：61期の時も今とほぼ同じで、択一試験の後、6月に大手の事務所の説明会が始まりまして、そこらへんから大手と外資の事務所は就職活動をやっていましたね。我々はエントリーシートを書いて応募し、しばらくしたら面接が許される人にはメールで連絡が来て、2回か3回面接して、司法試験の合格発表前には、内定者が決まってしまうという形でした。その他の事務所については、就活が始まると時期が合格発表後だったので、9月末ぐらいからでした。始まったのは。年内までで一区切りついで、61期の時は、5月に、東京3弁護士会の合同就職説明会がありましたので、そこでまた、一つのピークが来たというような形でした。年々東京3会の合同就職説明会の開催時期が早くなっていて、今では、2月とか1月とか、すごく早い時期にあるというふうに聞いています。

嘉本：大変ですね。奥野先生の時はどうでしたか。

奥野：鍛治先生の2年後ですから、あまり違わないと思うんですけども、発表前からもうかなり就職活動されている方もいましたし、修習が11月に始まって11月に終わる形なのですけれども、夏、修習が半分近く終わってもまだ就職できない人が結構いて、最後のほうで、かけ足でバタバタなんとか決まっていたという状態だったと思います。だから、な

んかよくわからない事務所でももう何でもいいからっていうことで入っちゃうという感じでしたので、厳しかったかなあという印象はありましたね。

嘉本：就職活動っていうのは、修習にとって相当に負担になりますか。

土屋：そうですね。就職がなかなか決まらないと、面接がある度に届け等の手続をして行ったりしますので、修習に対する負担にはなります。そういう意味からも早いうちに就職が決まった方がいいとは思うのですけれども、なかなか決まらず、私は東京修習だったので楽な方で、特に地方の修習の話を聞くと、その度に東京に出たりしなきゃならないっていうので、負担が非常に大きいという話はきました。

嘉本：アメリカなんか、ロースクールのランキングで就職が全然違ってくるらしいですけれども、日本の場合はどうなんですか。

奥野：ランキングと就職の割合の相関関係は、あんまり聞いたことはありません。

村下：中大ローはそんなに心配しなくちゃいけないというような状況に今までではなかったと思うんですけども。2、3年前就職がすごく厳しくなりそうだということで、学研連でマンションの一部屋を借りて、そこに4つ5つ席を設けて、そこを登録事務所にして、自由に国選など自分の事件をやれるようにして、学研連OBも手が足りなければこの部屋に登録した弁護士に手伝ってもらう、そんなふうなことをやっていけば、いずれ独立採算を持って行けるんじゃなかろうか、という議論をしたことがあるんですよ。でも、幸いなことに、いろいろと聞きましたら、そんなにすごい就職難にはなっていないようだということが判ってきて、立ち消えになったことがあります。

小関：東弁協で10万円で借りられるスペースを本郷の方に作ったのもそういう発想の中から出てきたと思います。東弁の派閥でも、事務所を借り切って、新規登録の弁護士を押し込んで、サポートに回る先生がいるみたいな形の事務所を作っていることもあります。

嘉本：二弁でも、西武新宿線の野方で不動産を遺贈していただいたってことで同じようなことをやっているんですけどもね。

行方：東弁協の作った本郷の事務所は、たぶん定席が29あるんですけども、3分の1くらいしか入っていないのではないかと思います。登録しますと、安くはしているんですけど弁護士会費を払わなきゃいけないので、結局月10万円の固定費も払えないということで、埋まらなくなっちゃったんですね。その代わり年配の先生方が、大きな事務所を借りるのも結構大変だということで、今お二人くらい入られている。逆に年配の先生と若手が一緒になって、わからないところは相談しているという関係があるんですね。二弁は、月5万円の固定費なのですが、下からまた若手が来ますので1年間で出なければいけない。

■ロースクール時代と学部教育－法職課程、学研連

嘉本：今は、中大の学部の法職課程は、何を目標に、どのような勉強をしているのですか。

鍛治：ロースクール入試に合格するための勉強をしています。

嘉本：ロースクールにはいるためには、どういった勉強をしないといけないのですか。

奥野：私も、明大の学部のほうで、今でもゼミをもったりすることがあるんですけど、目標は、ロースクールの上位校にはいるための勉強がメインになっていて、学生は、その上位校の過去問をたくさん解いたり、予備校から出ている問題を解いたりということをやっていますね。

村下：イメージしにくいと思いますが、大学受験の時の赤本、あれに似たようなものが法科大学院入試用にあるんですよ。そのほかに、出題された問題を科目毎に体系的に並べて整理したものですとか、法科大学院で出題された択一試験問題をまとめたものとかがあります。それで、学生は志望する法科大学院に入るための受験技術のトレーニングをやる。

それで学生は論文を書く能力が著しく落

ちています。しかも、択一軽視の風潮が中大に蔓延しています。択一軽視は何かっていうと基礎知識の劣化なんですよ。基礎知識はそんなにうるさくやらなくていいんだという方向に行っちゃってる。基本書はろくに読んでいない。じゃ、何やっているのかというと、予備校のテキストに載っている論証を暗記したりしてるんです。そんなの暗記したってロースクールに行ったら何にも使えないんだよって注意しても、論文も書けないのがわかっていても、そういうものに頼っちゃってる。それで結構合格しちゃう。そういう危うい状態になりつつあるというところですね。

嘉本：今、学研連は何をなさっているんですか。

村下：研究室の役割は、第一に実務法曹を目指すに当たっての勉強の姿勢、勉強の習慣を身につけさせることです。しかし、合格のレベルが年々下がっているという印象が学生の中に広がっていまして、ある程度の勉強をすれば、ロースクールに合格できるという非常に安易な姿勢が勉強態度に結びついているような印象を受けるんですよ。だから、玉成会では、新司法試験では、200番以内くらいの優秀な成績を取らないと任官や任検はできないよ、大手の事務所に入りたければ200番くらいは目指しなさいよと言っています。200番を目指すには、ロースクールに入ってから勉強したんでは絶対に間に合いませんよ、大学の間に思いっきり勉強やってかなり差をつけたロースクールに入るようになないと、あなたの志を実現できませんよと言って、勉強するように励ましてます。

松田：中大ロースクールに進んでももらえば、引き続きつながりは出来ると思うんですけども、他大学のロースクールに行った後はどうされるのですか。

村下：学研連では、中大の学部に入学して、学研連の研究室に入った人であれば、中大ロースクールだけでなく、どこのロースクールに進学していくようだが、参加自由の再現答案の検討会をやっているんです。チューターも中大ロースクールだけでなく、慶應、東大、一橋、早稲田から新試験に合格した人がやってくれてま

す。去年10月の実績ですと、チーターが6人出席してくれて、ロースクール生のほうは6、70人、駿河台記念館の結構大きな部屋がほとんど満席になりました。それから、9月に、新試験に合格した皆さんに、今度は、学研連出身で研修所の教官をされた方にチーターになっていただいて、司法修習のガイダンスをやっています。さらに、1月には、新規で登録された弁護士歓迎会を開いて、若手から研究室の横の繋がりを作るよう工夫しています。

嘉本：ありがとうございます。今、伊達先生が来られたので、中大のどういったところに関わっておられるのかを含めて自己紹介をしていただけてお話を伺いたいと思います。

伊達：伊達でございます。期は36期です。私はロースクール発足当時から刑事弁護のクリニックを担当しています。中央大学では、平成5年から司法演習のゼミをもっていました。ロースクールでは、なるべく生の事件を題材に実践的な授業を試みています。クリニックの授業では、勉強の動機付けど、法曹になるモチベーションを高めることを意識してやっております。私は、第二東京弁護士会の法科大学院支援委員会の委員長を2年やって、昨年は副委員長に降格されて今年度また委員長をやっています（笑）。

嘉本：法科大学院の現状をどうみておられますか。

伊達：ちょうど法科大学院制度、司法試験も過渡期に来ています。日本全国70数校の法科大学院があるのですが、7割くらいのところが10名ぐらいしか合格者出していませんね。結局、20名以上ぐらいの合格者が出来る法科大学院というのは、本当に数少ないという状態で、まともな法科大学院教育が出来るのだろうかということが議論されています。多くの法科大学院は経営が成り立たないし、現実には、学生が受験勉強に明け暮れているとい



う状態です。多くの法科大学院が、学生をいっぱい入学させて結局は合格させることができないという現実を見たときに、声が上がってているのは、法科大学院の数の淘汰と、入学者自体の制限です。ひょっとしたら法科大学院入学試験が、第一次司法試験みたいになってくるのではないかという考え方が出てきております。

嘉本：未修者の問題をどのようにお考えですか。

伊達：当初は未修者の中で社会人の占める割合がたぶん30パーセントぐらいあったような気がします。それが、ドンドン下がってきてています。その原因は、非法学部の社会人と、中央大学の法職講座で1年生から司法試験の勉強をやってきている人たちが、ロースクールに入って肩を並べて勉強したら、もう全然駄目なんです。たった1年間で彼らに追いつくのは絶対不可能です。それでも優秀な方々は2年目ぐらいでなんとか追いついて、3年生になったら何とか一緒に話が出来る程度になっている人もいます。しかし、それは、ごく一部の優秀な方たちで、多くの人々は、夢を抱いて会社を辞めてロースクールに入つても結局夢を捨てざるを得ない。多くの社会人経験者の人は、下手に夢を持たせるんじゃないなくて、ロースクールに入る段階でちゃんとセレクションして欲しいと言っています。入学を制限して、元々の構想どおり、ロースクールに入ったら6割、7割の人たちが受かるような制度に変えて行かなきゃいけないんじゃないかという考えが出てきております。

嘉本：ロースクール時代になって学部教育は変わっているんですか。

伊達：今は学部教育には関わっていませんが、私の子供が中大法学部に入っていましたから、大体見て知っています。中央大学は異常なんですね。中大の法職講座では1年生の夏ぐらいまででもう民法の債権まで一通り終わらせてしまう。早稲田大学の教授なんかは、もう考えられないと言っています。中大から早稲田のロースクールに入る子も結構いて、入った時点でかなり勉強が出来る子がいるけど、残念ながら、その後の伸びしろがない、これ

が中大らしいってよく言われます。私もいろいろとゼミをやっていますと、確かにいろんなことを知っていますが、ユニークな発想っていうのはなかなか出てこない。ちょっと早い時期から勉強させ過ぎているんじゃないかなという心配もあります。

ただ、勉強すること自体悪いことではないんですね。最終的には法律の専門家になるわけですから、法律的な解釈学もなければ知識もない人が議論してもしようがないですね。やはり、専門家になる以上は、どこかで勉強しなきゃいけない。それは、ロースクールの未修者の1年間じゃ全然駄目ですね。各法学部で、基本法学を学べる環境作りっていうのは必要だと思います。

ただ、尻を叩いても、学生の時は何か目標がないと無理なんですよ。法学部の学生は旧司法試験がなくなったことにより目標がなくなってきたという法学部の空洞化がおきています。それで、東大生は、予備試験を受けて早期合格、そういうものにすぐ食いつくわけです。この予備試験というのは、ロースクールはいったい何のための制度だという話になりますよね。その人たちの合格者がドンドン出てきますと、じゃあ、旧司法試験でよかつたんじゃないかなっていう話になってしまいます。

■予備試験について

嘉本：現在、研究室とか、法職課程では、予備試験というのは、目標に入れているんですか。

村下：予備試験の問題が、法律学だけではないんですよ。公務員試験に似たような部分が多分にあります。だから、研究室では、大事なときに法律以外の勉強するなんて何事だ、思いつきり法律の勉強をしなさいって言っています。しかも、予備試験で得られるものは、単に、新試験を受験できるという資格だけ。受験資格を得て、ロースクール卒業生と競い合って、合格できる学力をつけられるかどうかというところまで考えると、とても疑問に思えてきて、予備試験を目指して勉強しろとは指導していないです。

20才で合格者がいると、それは結局予備試験のレベルが非常に低いんじゃなかろうかと思います。ロースクールにも行かない旧試験の受験生の残党と、それから東大の皆さんと。大手事務所が期待するほど優秀な人間が合格しているのかどうかっていうのは、僕なんか疑問符をもってみてるんですね。

嘉本：今年の司法試験で、予備試験に受かった人がどれくらい司法試験に受かるんでしょうかね。



行方：予備試験に受かった120名。その人たちが、かなりの合格率を示したら大変なことになりますよ。

木村：それはそうです。予備試験に通ってきた人たちの合格率が高くて、ロースクール出身者の合格率がそれよりも低いことになると、これは由々しき問題です（笑）。

伊達：かつての司法試験は、過程は無視して、毎年の結果だけ、試験にさえ受けなければいいという制度でした。ところが、ロースクールっていうのは、その過程というのが大事です。この前もエクスター・シップの子と3週間つきあつたんですけど、非常に面白かったです。修習生と違って、学生の人たちっていうのは、ひとつひとつのことにものすごく感動するんですね。その感動を味わってもらいたいって言うのがありますね。それが、モチベーションにもなりますし、自分の進路を決めるきっかけにもなるんですね。

頭がいいだけでは、やっぱりいい法律家にはなれないと思うので、私は予備試験は早く廃止した方がいいと思います。そのためには、ロースクール制度自体改革していくかないとダメです。これだけ多くの失業者を出すだけの制度というのはやはりまずいと思います。

行方：ロースクールで、本来の目的である多様な人材をとる、社会経験を積んでる人もとるということになると、入学試験の段階で本当に既修者と同じレベルを要求すると実際上道を取り去るに等しくなるので、自己矛盾になってしまうと思うんですよね。

伊達：いや、その意見には僕は反対です。法律知識を身につけることは、自己学習である程度出来るんですね。いろんな教育機関があります。予備校もあれば、学部に学士入学とか、通信教育もありますから、社会人はそういうところである水準まで勉強ができます。

ところが、ロースクールっていうのは、単位制限があります。たとえば刑法は何時間しか教えちゃいけませんという制限がある。文科省は余計なことをやるんですよ。それ以上教えると受験勉強させてるとか言うんですよ。予習復習の時間がないとか、もっと勉強した

い人たちが勉強できないというのがロースクールの現状でもあります。

だから、基礎法学の部分は、学部でやればいいと思うんですよ。大学も学士入学もドンドンとったり、聴講生とったり、単位制で入学認めたりしながらやればいいんです。かつての中央大学の夜間部には、司法試験合格者がいっぱいいます。そういう方々に法曹界に入りて欲しいわけです。

ロースクールは、かえって入り口を狭めている気がします。40才になってロースクールの門を叩いてもかまわないと思うんです。かつては、そういう人がたくさんいらっしゃったんですが、今はそうじゃなくなっている気がします。

村下：予備試験を受けた連中から話を聞いたんですけども、試験会場が異常らしいですよ。自分たちの父親、母親の年齢の人たちと自分たちと同じ3年生4年生だけで、法律の勉強一生懸命やって、ほぼ間違いなく最実力の層になるはずの23歳から28歳っていうところが抜けているらしいんです。だから、おっしゃるように早く予備試験廃止しちゃった方が本当にいいのかなという感じは受けますね。

伊達：予備試験受験生は、本来ロースクールに入る余裕もない、時間もないっていう人じゃないですよね。現実には、合格者の8割が無職者ですよね。

■他大学出身者中大ロースクール生と中大法曹会

嘉本：ロースクール時代に入って、いろんな大学から中大ロースクールに来たり、また、中大の学部の学生が他のロースクールに行ったりしています。中大法曹会は、中央大学の「学員」であることが条件なのですが、この学員というのは、学部を卒業しても、大学院を卒業しても、これに該当しますので、どちらも中大法曹会の学員です。ですから、中大法曹会は、構成が非常に多様化しています。これに伴って中大法曹会のあり方も変容していくか

ざるを得ないと思うのですが、残りの時間でそのことについてお話をしたいと思います。

まず、中大ロースクールにおける中大出身者と他大学出身者の比率はどのようになっているんですかね。奥野先生わかりますか？

奥野：私が3年前にいたときは、4人に1人くらいが中大出身でしたかね。後は他大学で、多いのが、早稲田、慶應、東大でした。

嘉本：中大の学部を卒業して、他大学のロースクールに行った場合の中大法曹会への参加意識はどうなんでしょうかね。土屋先生。

土屋：私は、最初の祝賀会とあと1回ぐらい行かせていただいている。

やはり、他のロースクールに行ってしまうと、ロースクールを基準に見がちになってしまふようにも思います。

嘉本：東大ロースクールでも、ロースクールの同窓会というものがあるんですか。

土屋：東大は、ロースクールができるまでは、あまり強いつながりはなかったそうですが、どちらも、ロースクールを作つてからは、同窓会とかを積極的にやるようになったと聞いています。

嘉本：土屋先生としては、中大法曹会と東大法曹会とでは、なんと言つたらいいか、どっちがあれなんでしょうか。

行方：帰属意識とか、親しみやすさとか。

奥野：行方先生、あまり、あの、追い詰めちゃつても…（笑）

土屋：実際に、中大法曹で祝賀会をされると、中大の学部出身者で他ローにいた方は結構来るんですか？

行方：去年だと、4、50人。

鍛治：確か、2、30人くらいじゃないですか。

奥野：僕も中大ロースクールだったのですが、祝賀会には、中大ローの同じクラスの連中はいっぱいいたのですが、他のロースクールに行った中大の学部出身者の方にはほとんどお目にかかるなかったんです。他のローに行つちゃうと、なかなか入つてきづらいのでしょうかね。

私は、逆の立場でして、明治出身なんですけど、中大ローに行つちゃったんで、明大法

曹の祝賀会に行つたら、すごい居心地が悪かったのを覚えています。やっぱり、中大でもそういうことはあるのでしょうか。

伊達：中大はね、本来なんでもウェルカムで、そういうことはないはずなんだけどね。

木村：中大は、それはないと思います。

奥野：ええ。でも学生の意識としてはどうなのでしょうかね。1回外に出て行って、戻ってきてる訳ですから。

小関：先ほどもあったように、司法試験受かるときに、皆さんゼミをやつたり、仲良くしているのはどうしてもローの仲間なんですね。

奥野：そうなんですよ。

小関：そうすると、若い先生に聞いてみると、やっぱり、どちらかっていうと、ローの方がどうもつながりの意識があるみたいなことをおっしゃるんですよね。

嘉本：結局、もう今では、どこの大学を出たというより、どこのロースクールを出たかで帰属意識とか、親しみが出てくる時代なんですかね。

木村：中大法曹会とはちょっと違う組織かもしれません、ロースクールにロースクール同窓会っていうのがありますよね。年1回総会や講演会みたいなのもやつたりして、なかなか活発に活動しています。毎年、後輩の試験直前には、励ます会を催してくれて。そういう意味では、いい伝統が育つてきているのかなっていう感じがしますね。現在の中大ロースクールの同窓会長は、学部は青学で他大学なんですけども、中心になって一所懸命やってくれてますし。そういう意味では、新しい伝統ができつつあるのかなっていう印象は持っています。

嘉本：今、中大ロースクールの同窓会というのは盛んですか？

鍛治：うーん。

奥野：出席者少ないです。

鍛治：少ないですね。毎回、幹事が一生懸命人集めをしています。知り合いの人に個別に電話して。

嘉本：結局、ロースクール同窓会でも法曹会と同様に人集めに苦労されているということで

すね。ところで、奥野先生は、明大のご出身なのですが、どのような動機から中大ロースクールに入学されたのですか。

奥野：私は、旧試験もやっていました、そのときに、中大の駿河台記念館でやっていた答練に参加しました。それがすごい添削が丁寧ですし、指導もきちんしてくれたので、中大なら、ロースクール入っても、ちゃんとやってくれるんだろうなといういいイメージがあったので入学することにしました。

嘉本：中大ロースクールに入って、実際よかったです、悪かったです（笑）。

奥野：お世辞ではなくて、本当に入ってよかったですと思います。他の上位の東大とか慶應とかのロースクールと見比べても、やっぱり指導もすごく丁寧ですし、受験対策というと響きが悪いですけども、そういうこともすごく懇切丁寧にやってくれてます。あと、卒業しても、別館とか、勉強するスペースを与えてくれて、このようなロースクールは、上位校でもあまりないです。

嘉本：ああ、そうなのです。

奥野：そうなんです。本当に中大ロースクールは、手厚いフォローがあって、本当に入ってよかったですなと思います。

嘉本：他大学から中大ロースクールに入られて、ロースクール内においては、どこの大学を出たかっていうのは、意識しませんか？

奥野：いや、あんまり意識しないですね。5、6人の仲良しのメンバーでゼミやってたんですが、その中で、1人として同じ大学のところがなかったですし。みんな、てんでバラバラなメンバーでゼミを組んでたりしてましたので、あまり意識してなかったですね。

村下：既修者と未修者の交流ってあるんですか？

奥野：ええ、2年生から合流しますので。

村下：じゃ、未修者とゼミを組むとかっていうこともあるんですか？

奥野：ありますね。ただ、未修者は未修者どうしで仲くなることが多いので…。僕がゼミを組んでいたのは既修者が多かったです。

嘉本：奥野先生には中大法曹会に参加してい

ただいて、60周年記念誌の編集に加わっています。この座談会にも参加していただいているんですけども、こういった本来中大の学部出身の集まりであった中大法曹会に他大学からどんなきっかけで入られたのか、そして入ってみてどんな感じを受けましたか？

奥野：1番きっかけというのは、これもどこまで言っていいのかわからないんですけど、二弁の同じ派閥の、仲のいい先生方が一緒にいらっしゃったのが1番大きいきっかけではあったんですけども、中に入っている活動させていただいたり、いろいろ教えていただいたりして、一緒に活動をさせていただけたのは、充実感もあっていいとは思っています。

嘉本：明大でも、法曹会はありますよね。

奥野：はい、明大法曹もありますね。

嘉本：それには参加されているんですか？

奥野：それもたまにして、雑用をやりたり。私も、旧試験の、学研連じゃないんですけど、そういう団体に入っていましたから。そういう中で仲のいい先生もいますから。

嘉本：中大法曹と明大法曹では感情がちがいますか。

奥野：いや、特にないですね。もうその大学というよりは、その先輩方の先生との個人的な付き合いなんで、特にあれはないですね。

嘉本：私なんか1番気になるのは、こないだの60周年の祝賀会に出席されて、他大学ということで居心地の悪さとかといったものはなかったですか。

奥野：うーん（笑）

嘉本：いや、これは本音のとこをお聞きしたいのです。これからロースクール時代に入りますと、必然的に他大学の出身の方が中大ロースクールに入って来られますから、中大法曹会としても、その方たちと一緒にになってやつていかなければいけないと思うのですが、そういったところがあれば問題だと思うのでお聞きしたいのです。

奥野：全くないかと言われれば、そうではないですけども、ロースクールで一緒にやった連中のつながりからここに来てるっていうの

も結構大きいですよね。

嘉本：排他的だとか違和感といったものは感じませんでしたか？

奥野：そういうことは、特に感じません。

伊達：でも、そういうことはどこにでもありますよ。たとえば慶應大学出身者の三田法曹会は、基本的には学部出身者でないと入れなかつたはずですよ。最近はロースクール出身者も入れているかもしれません。やはり学部出身者は結束力が強い。慶應は伝統的にそうだったはずですよ。大体クライアントになるのもそうですものね。慶應出身の経営者からは、どこの大学ですかっていう話を必ず聞かれる。それはそういう学風だからできる。

嘉本：じゃあ、その意味では中大法曹会っていうのは門戸が開かれているということで、評価してもいいでしょうね。

村下：開かれて、かえって色彩が薄まっちゃつてることですね。

行方：そうなんですね。

木村：慶應は結束力がありますよね。

伊達：だから、今、東大生は、ロースクールは慶應に入りたがるのね。将来のことを考えたときに、もう東大に入ったっていう1つのステータスがあるから、次は経済界との交流なら、三田を、慶應のロースクールを出た方がいいって感じで。だから、東大ロースクールに入るより、慶應のロースクールに入る方が難しい。

村下：だから、慶應は、あの合格率や合格者数とかはある意味当然んですよ。伊達先生がおっしゃる通り、東大の優秀な連中が目指していくんですから。

木村：まあ、いろいろ大学によって考え方がありますから。どこがいいとか悪いとかということより、中央はこういうやり方でやってきたんです。私は、いろんな大学の人を分け隔てなく受け入れるという懐の広さみたいなのは、中大法曹会のすごくいいところだと思っています。

ちょっときれいごとを言うようですが、私自身、学生がどこの大学の出身かっていうのは自分の手元にも頭にも一切データを置か

ないようにしています。彼は東大だからとか、あの子は中央だからとか考え出すと、かえつて見誤っちゃうかなと思って。

伊達：奥野さんもそうだけど、我がリーガルクリニックの学生はね、ほとんど他大学なんですよね。6人のうち、中大は1人くらいしかいないですからね。それで皆さん入ってよかったですって言っている。この雰囲気というのがいいんですかね。

村下：中大法曹会の催しや会合とか、そういうときに、若い皆さんが参加されない。その点は玉成会も似たようなところがあるのですが。結局、大学在学中のとき、中大法曹会の存在を知ってる人は皆無んですよ。在学生との交流が皆無の状態でロースクールへ行っちゃう。そうするとやっぱりそのロースクール色になっちゃう。

私は、どちらかというと学部に対する心配の方が強くて。本当に新試験に受かっているのか、合格者が全盛期に比べて半減しつつあるなんてこと耳にすると、すごく心配で。そこに対するこ入れとか、在学生へのサポートを中大法曹会はむしろ考えていった方がいいと思います。

伊達：私も、20年前に司法演習に参加したんですけど、実務家、弁護士が教えに来たっていうのが、教授の授業とは違っておもしろかったんですよね。やっぱり司法試験を目指してガチガチの勉強をするんじゃなくて、法曹ってこんなおもしろい職業なんだよっていうことを教えて、なおかつ基礎教育をしていくってのが1番いい。かつての司法演習を復活させる必要があるのかなあと思います。

行方：今、中大法曹会では、登録5年目くらいまで若手の人を集めて勉強会をやったりしています。それから、他士業の学員会がありますので、そことの交流を図っています。ビジネスのことを考えて、仕事を広げていくっていうんですかね。経済的なものにつながっていかないと、なかなか今厳しい状況ですので、そのへんでも少しでもサポートできればいいなって思っています。

私も、民法総則を学部の1年生に、3年間

座談会

ほど教えたことあるんですけど、教えられている学生からすれば教師が中大法曹だっていう意識は全くない。むしろ私ども今狙っているのは、弁護士になった若手に勉強の機会を与えたり、ビジネスの機会を提供したりとか、その辺で参加している人を増やしていきたいなっていうのが、当面の目標です。

村下：学研連では、優秀な人間を育ててゆくには、研究室を緩やかな連合体にもつていった方がいいのではないか、所属研究室にこだわらずに優秀な連中からゼミを組んでいって、そこに若手の先生方を、それなりの日当とかを差し上げる形で派遣していくかってことを考え始めているんです。

伊達：中大法曹会としては、もう一度、司法演習に人を送り込んで、ゼミを出してもらいたいと言ったりすべきではないかと思いますね。かつて、危機的な状況になったときにそれをやったんです。そして一応ある程度回復したことは間違いないです。

行方：中大法曹でお金をおせればいいですよね。司法演習で僕がいただいたのは1か月2万もなかったんじゃないかな。

伊達：週1コマで2万5000円ね。あれで、帰りに学生とメシ食ってだいたいおしまいなんですね。

村下：そうですよね。それでは若手の先生方に

なかなかお願いしにくい。

■中大法曹会に対する要望、提言

嘉本：最後に、中大法曹会に対する要望とか提言があれば言って下さい。まず、若手の方、鍛治先生から。

鍛治：要望ですか…難しいご質問ですね。私も今年の5月まで中大法曹会の事務局次長を務めさせていただき、行方先生と同様に、いかに若手会員を集めようかと考えて来ました。根本的な問題は、若手会員が奮起して行事に参加してくれたとしても、すぐ身近に話せる先輩がその場にいないことです。特に50代の先生ですね。本当に全然いらっしゃらなくて。結局、私がロースクールのツテで友達を呼んでなんとか参加してもらっていました。しかし、私が事務局次長の任期を終えたら私も行かなくなり、みんなも行かなくなってしまうという有様です。継続的に自発的に参加してもらうためにはどうすればいいですかね。

村下：やっぱり、長期計画しかないと思います。若い皆さんに、中大法曹会ってこういうサポートをするよっていう訴えかけとか、若い皆さんとのサポートして欲しいところを吸い上げてそれを実現していくような、そういう循



環を作る。さきほど言った大学の学生に対して中大法曹会の存在をアピールするようなサポートの仕方を5年10年続けて成果をみていくしかないんじゃないですかね。

土屋：今日お話を伺っていて、中大法曹会は思ったより広い範囲の方を対象にしたものであることがわかりました。私は、今日ここに来てようやくわかった状況なんですけども、学部生やローラーにも、中大法曹会がどんなところなのかの情報がある程度入っていかないと、合格したあとに、突然連絡だけいただいて、なんだろうってことになりやすいのかなと思います。その辺の配慮をしてもらえばなあと感じます。

遠山：貴重な話、ありがとうございました。中大法曹会は、より社会貢献性を持ったいいものになるための大きな組織であってほしいと思います。そして、本学には中学校や高等学校もありますから、中学・高校の法教育とか、地道で基本的な戦略をもってやっていただければと思います。

木村：先ほど、行方先生がおっしゃっていましたが、若手の参加を促す意味で、学習会を開いたり仕事の情報提供をしたりという機会が必要というのは、私もそのとおりだと思います。若手が場合によると即独しなければならないとかいう状況を考えると、情報提供っていうのは非常に大きな意味があろうと思います。

ただ、考えてみると、こういった情報提供は、必ずしも若手じゃなくて、私どもみたいな年代の者にとっても貴重だと思います。ロースクールには、研究者教員や実務家教員で当代一流という方が大勢いらっしゃるわけですから、そういう専門的な知見をもっと活用していいんじゃないでしょうか。ロースクールって、法曹にとって生涯教育の拠点にもなるし、シンクタンクみたいな存在にもなり得るのではないかと思います。我々1人1人の法曹とロースクールを繋ぐつなぎ役みたいなことを中大法曹会に果たしていただいたら、新しい時代の中大法曹会の生き方になるのじゃないかなっていうふうに思っています。

す。そういうことができるのが中央じゃないかっていう声もあります。

村下：ロースクールの中味はよくわからなかつたんですが、今日はいろいろ教えていただきて、ありがとうございました。要するに対応しなくちゃいけないのは、1番トップの就職難に対してどう切り込んでいくかから、先ほどの、ロースクール生は受験勉強の準備というのを、どんな形でやってるかという実情を把握しながら、そこにどういうサポートを出していけるのかっていう問題。それから在学生の学力低下。法科大学院入試をなめてかかる大学生を、法曹の人材として優秀な人間にしていく、どういうてこ入れの仕方があるのか、この3つの課題を抱え、将来どんなことをやっていくかをこの世代にアピールしていく。そうすれば、今そっぽを向いている45期から60期くらいまでの皆さんだって、中大出身であるからには、後輩を応援したくないなんて思っている人はいないはずで、中大法曹会がすごいこと始めたんだと知って貰って、社会的な存在意義を感じて貰えるようになれば、そっぽを向いてた皆さんも振り向いてくれるようになってくるんじゃないかな。

小関：私も、ロースクールのこと全く分からなかったので参考になりました。

去年5月まで、私も執行部おりましたけど、若手をもっと呼んでこいとかけ声ばかりかけておりました。なんで若手は来ないんだと。ロースクール生の考え方とか全然わからないので、そういうことばかり言っていたんだと思うんですよ。それがある程度今日、お話を聞いて本当によかったです。これからは、ロースクール生の皆さんと一緒に、若手を引き込むような形で、中大法曹会をいいものにしていかなければならぬと思いますよね。

行方：今日は、本当に、貴重なご意見、ありがとうございました。私も昔は中大法曹の存在すら知らなかったのですが、ちょっとした縁でかかわるようになりますて、努力をしてみているんですが、やはり、若手、若手っていつ

ても、40期代も含めてその人たちをどういうふうに、中大法曹に関係してってもらえるのかということが、今の課題です。やはり私たちは、会合があると連れてこいよっていうだけの話で終わっちゃうんですよね。だから、皆さんのがおっしゃるとおり、構造的な問題としてとらえて長い目で考えていかないと解決していくかがよくわかりました。

伊達：中大法曹会に参加することに何かメリットということがあるのかっていうと考えちゃうのね。東京會館で飯食っておしまいっていうそれだけでは帰属意識は育たないと思います。

さつき慶應大学の話をしましたけど、彼らがものすごく結束が硬いのは弁護士だけが集まってるわけじゃないからです。本当に自分たちのクライアントになる人たちとの交流も盛んにやってるからです。だから、慶應の三田法曹会に入ると、仕事、ビジネス上のメリットもすごくあるわけです。

だから、中大法曹会でも、法曹会だけで固まるんじゃなくて、去年くらいからいろんな異業種交流会もやっています。これからもどんどん経済界の人たちとの交流会をやっていただきたいと思います。

土屋：今回のお話ですと、就職の斡旋もそれなりの結果を出されていたということがあつて、そういうことを、学生にもっとアピールしていけば、帰属意識も生まれてくるのではないかかなと感じました。そして、法曹会がどんな団体かっていうことを知つてもらえば、接点がまた生まれてくるのではないかと思います。

奥野：今日は、中大法曹の話ということだったんですが、それを超えて、法曹のあり方、育てる教育までのご意見を教えていただき、本当に勉強になりました。私は、他の大学出身だったんですが、中大ロースクールにきた他の大学の学生は、総じて、来てよかったですと思っている人が多いんですよね。そういう気持ちの中に、中大に対して感謝の気持ちは持っているはずなので、それを生かせば、中大法曹にきてくれるはずなんですね。そのきっかけとしては、若手からすれば、定期的に勉

強会があったり、いろんな士業の方との交流があれば尚いいと思うんで。

ぜひ、中大で受けた恩をですね、なんかのきっかけで参加して、いろいろやらせていただければと思います。

鍛治：若手をどう集めるかっていう問題が、やはり、1番難しい問題だと思います。そこで、どうすれば自発的に参加してもらえるか考えたのですが…結局、人というのは、困ったときに助けてくれた団体には恩義を感じて戻ってくるものだと思います。そして、法曹を目指している若手がどういうときに困るかというと、合格できないとき、就職できないとき、実務家になって仕事がないときの3つだと思います。その3つの段階において、それぞれ、中大法曹会が関与していけば、つまり、合格するために学生に対して若手弁護士をチューターとして派遣する、就職斡旋システムを作る、仕事がないときに先輩方が仕事をくれる(笑)。こういうふうに、若手が困る3つの段階において、それぞれ中大法曹会が関与していけば、必然的に、若手会員は帰ってくるのではないでしょうか。自然と中大法曹会に所属したい人が増えてくると思います。

松田：今日、この座談会に参加させていただいたよかったですのは、ロースクール生が異星人ではなかったということがわかったということです。法曹会との関係でいえば、先ほども鍛治先生もありましたけども、世話を受けた、面倒を見ていただいたという形がありますんで、組織としてはなかなか難しいとはおもうんですけども、地道に人ととの間をつないで順次間を詰めていく形が出来ればと思います。

遠山：鍛治先生がおっしゃっていたのが、1番言い得ていて、困ったときの助け舟が中大法曹会ですね(笑)。

嘉本：ありがとうございました。長時間にわたり、いろいろお話を来ていただきましたけども、非常に有益な意見が出て、中大法曹会も非常に役に立つと思います。

本当にありがとうございました。

以上

平成23年新司法試験法科大学院別合格者数等

合格者数順位	法科大学院名	合計	受験者数		合格者数			合格率	合格率順位
			既修	未修	合計	既修	未修		
1	東京大学法科大学院	416	260	156	210	165	45	50.5%	3
2	中央大学法科大学院	461	296	165	176	137	39	38.2%	7
3	京都大学法科大学院	315	215	100	172	135	37	54.6%	2
4	慶應大学法科大学院	342	242	100	164	129	35	48.0%	4
5	早稲田大学法科大学院	432	17	415	138	9	129	31.9%	8
6	明治大学法科大学院	375	163	212	90	47	43	24.0%	18
7	一橋大学法科大学院	142	97	45	82	61	21	57.7%	1
8	神戸大学法科大学院	148	104	44	69	54	15	46.6%	5
9	同志社大学法科大学院	277	186	91	65	47	18	23.5%	19
10	東北大大学法科大学院	170	104	66	54	35	19	31.8%	9
11	大阪大学法科大学院	171	52	119	49	23	26	28.7%	14
12	北海道大学法科大学院	160	83	77	48	29	19	30.0%	13
13	名古屋大学法科大学院	136	30	106	43	13	30	31.6%	11
14	九州大学法科大学院	200	85	115	42	24	18	21.0%	23
15	立命館大学法科大学院	262	170	92	40	31	9	15.3%	31
16	上智大学法科大学院	193	102	91	39	23	16	20.2%	25
17	首都大東京法科大学院	120	81	39	38	33	5	31.7%	10
18	関西大学法科大学院	210	131	79	35	25	10	16.7%	27
19	法政大学法科大学院	183	118	65	31	18	13	16.9%	26
20	大阪市立大学法科大学院	120	59	61	30	16	14	25.0%	17
21	千葉大学法科大学院	74	45	29	29	21	8	39.2%	6
22	関西学院大学法科大学院	178	78	100	26	13	13	14.6%	33
23	岡山大学法科大学院	73	6	67	23	3	20	31.5%	12
24	南山大学法科大学院	80	14	66	21	3	18	26.3%	16
25	甲南大学法科大学院	112	47	65	18	8	10	16.1%	29
25	学習院大学法科大学院	80	62	18	18	15	3	22.5%	21
27	立教大学法科大学院	123	57	66	17	11	6	13.8%	37
27	専修大学法科大学院	118	81	37	17	13	4	14.4%	34
29	金沢大学法科大学院	64	2	62	15	0	15	23.4%	20
30	横浜国大学法科大学院	96	20	76	13	4	9	13.5%	39
31	創価大学法科大学院	86	14	72	12	3	9	14.0%	36
31	日本大学法科大学院	184	93	91	12	5	7	6.5%	59
33	東洋大学法科大学院	88	36	52	11	6	5	12.5%	40
33	成蹊大学法科大学院	91	38	53	11	4	7	12.1%	42
33	獨協大学法科大学院	96	1	95	11	0	11	11.5%	43
36	北海学園大学法科大学院	37	7	30	10	4	6	27.0%	15
36	広島大学法科大学院	80	7	73	10	1	9	12.5%	40
38	大宮法科大学院	141	0	141	9	0	9	6.4%	61
39	新潟大学法科大学院	77	2	75	8	0	8	10.4%	45
39	中京大学法科大学院	39	1	38	8	0	8	20.5%	24
39	近畿大学法科大学院	58	5	53	8	0	8	13.8%	37
39	愛知大学法科大学院	36	11	25	8	4	4	22.2%	22
39	青山学院大学法科大学院	85	4	81	8	0	8	9.4%	49
44	広島修道大学法科大学院	49	4	45	7	1	6	14.3%	35
44	名城大学法科大学院	72	3	69	7	1	6	9.7%	48
44	山梨学院大学法科大学院	45	11	34	7	3	4	15.6%	30
44	琉球大学法科大学院	42	0	42	7	0	7	16.7%	27
44	東海大学法科大学院	71	0	71	7	0	7	9.9%	47
44	静岡大学法科大学院	47	0	47	7	0	7	14.9%	32
50	西南学院大学法科大学院	78	0	78	6	0	6	7.7%	52
50	桐蔭横浜大学法科大学院	87	0	87	6	0	6	6.9%	56
52	國學院大學法科大学院	72	3	69	5	1	4	6.9%	56
52	龍谷大学法科大学院	77	1	76	5	0	5	6.5%	59
52	駿河台大学法科大学院	108	18	90	5	0	5	4.6%	64
52	明治学院大学法科大学院	112	5	107	5	0	5	4.5%	65
52	関東学院大学法科大学院	46	2	44	5	0	5	10.9%	44
57	久留米大学法科大学院	52	7	45	4	1	3	7.7%	52
57	神奈川大学法科大学院	61	8	53	4	1	3	6.6%	58
57	熊本大学法科大学院	39	3	36	4	1	3	10.3%	46
57	筑波大学法科大学院	55	0	55	4	0	4	7.3%	55
57	信州大学法科大学院	52	0	52	4	0	4	7.7%	52
57	島根大学法科大学院	46	0	46	4	0	4	8.7%	50
63	福岡大学法科大学院	37	1	36	3	0	3	8.1%	51
63	鹿児島大学法科大学院	48	0	48	3	0	3	6.3%	62
63	京都産業大学法科大学院	93	1	92	3	0	3	3.2%	67
66	香川大学法科大学院	44	0	44	2	0	2	4.5%	65
66	東北学院大学法科大学院	36	2	34	2	0	2	5.6%	63
66	大阪学院大学法科大学院	76	5	71	2	1	1	2.6%	69
66	駒澤大学法科大学院	79	14	65	2	0	2	2.5%	71
66	大東文化大学法科大学院	69	9	60	2	0	2	2.9%	68
71	白鳳大学法科大学院	40	8	32	1	0	1	2.5%	71
71	愛知学院大学法科大学院	41	0	41	1	0	1	2.4%	73
71	神戸学院大学法科大学院	38	3	35	1	0	1	2.6%	69
74	姫路獨協大学法科大学院	24	3	21	0	0	0	0.0%	74
	合計	8765	3337	5428	2063	1182	881	23.5%	

第3部 支部報告・特別寄稿

中央大学法曹会神奈川支部について

神奈川支部長 中野 新

1 支部の設立

神奈川支部は平成17年3月1日に支部設立総会を開催し、会則の承認、支部長以下の役員が選任され、支部として発足した。

平成14年2月に、当時の中大法曹会松家里幹事長から分会の組織作りについて意見交換をしたいという申し入れがあったが具体的な動きまでには至らず、設立に向けて動き出したのは平成16年になってからである。母校が21世紀に生き残るために建学の精神に戻って法学部の充実発展が必須であり、また平成16年4月に創設されたロースクールへの協力といった観点からも支部・分会の組織確立が必須であるという法曹会本部・中津靖夫幹事長からの正式な分会設立の呼びかけ（平成16年7月）が大きな切っ掛けとなり、これに呼応するようにして会員有志にて神奈川支部設立のための準備活動することとなった。

支部長には支部結成の呼びかけ人の中心となられた村瀬統一会員（22期）が就任し、副支部長に24期の私以下5名、幹事10名、監事2名の体制である。当時、横浜弁護士会には205名の中大出身者が登録していたが、うち80名が支部結成に賛同して会員に名を連ねてくれた（会費納入等の支部運営に賛同してくれたという意味であって、それ以外の中大出身者を非会員とするという意味は毛頭ない）。当時の弁護士会の登録会員数が788名であるから中大出身者205名というのは、多分、一番多かったのではないかと思われる。しかし、多数を占めているといつても、一匹オオカミ気質の弁護士としては、中央大学研連出身者を除けば、これまでこれといった同窓の繋がりもなく、弁護修習で配属された

修習生の出身大学から母校を意識するといった程度の関心事であったかもしれない。

2 現在の支部会員

その後、法曹養成制度改革による弁護士人口増大の結果、当会も本年3月14日時点での登録会員数1285名に達し、支部設立当時と比べて7年間で約500名の増大となっている。ロースクール卒業生の新規登録（平成19年、新60期以降）にともない、会則における会員資格も中大だけでなく中大ロースクール卒業者（以下、中大関係者という）も含めるようになっているが、500名の増大のうち約100名が中大関係者である。

当支部では、毎年、新年会を兼ねて新規登録弁護士の歓迎会をしており、その際に、弁護士会事務局に照会して中大関係者の新規登録者名簿を開示してもらっているが、それによれば新旧60期が18名、同61期が14名、同62期が22名、同63期が16名、最新の同64期が22名で、おおよそ登録会員の25%前後を中大関係者が占めている。このように新規登録会員が増えているものの、平成17年3月設立時に名を連ねてくれた80名以外の会員約120名には新たな呼びかけをせず、また新規登録者についても継続的な働きかけをしていないため、昨年5月末時点での会費（3千円）納入者は88名にとどまっている（なお、会費納入の案内を出したのは140名である）。

このように会内における中大関係者は確実に増えているが、会費納入支部会員は微増にとどまっている。このあたりの理由については、支部活動の広報の不足は勿論のこと、支部会員になることによるメリット、あるいはインセンティブをきちんとした形で示すことができてい

ない状況にあると思われる。

3 支部の活動

毎年6月末に開催される定時総会で当該年度の事業活動計画を発表しているが、その内容は暑気払い、新入会員歓迎会、忘年会、学員会他支部との交流会、講演会の企画などを挙げているものの、どちらかというと懇親会の域にとどまっており、飲み会だけならば大勢で集まることもないという今の若手弁護士を呼び込むだけのインパクトが欠けているように思われる。

それでも定時総会の場においては、これまで平成19年6月には中大OBの元日本テレビアナウンサー小川光明氏を招いて箱根駅伝テレビ全実況中継を始めた頃の苦労話、平成20年6月には箱根駅伝に3度出場し、1960年代の5連覇、6連覇に貢献したテレビ解説でもお馴染みの碓井哲雄氏、平成21年6月には碓井氏の紹介で中大陸上部駅伝監督の浦田春生氏の中大駅伝の現状について講演をしていただいた。その後、平成22年6月総会では、鎌倉の自然を守るために個人として活動をされてきた当会会員大木章八弁護士（19期）による講演会をおこなった。

なお、毎年1～2月には新規登録会員や中大関係の司法修習生・エクスター生を迎えて新年会を中華街萬珍楼にて40～50名の参加をえて行っている。

また平成20年8月には、これも初の試みであったが、暑気払いを兼ねて屋形船から横浜海上花火大会を見ようということで、総勢50名で屋形船一隻を貸し切り、船中で食事を楽しみながら、港よこはまの花火と夜景に酔いしれるという行事も行った。翌年も屋形船を！という声も出たが、費用的な負担もあってか1回限りとなつたのは残念である。

4 新しい支部活動に向けて（活性化策）

このように中大法曹会神奈川支部は、横浜弁護士会の中で、相当程度以上の人数を擁しているが、中大法曹会全体や、それを介した母校中央大学との連絡や連携が必ずしも十分であるとはいえない。

一方近年の「司法制度改革」とそれに伴う弁護士人口の激増は、弁護士層全体や特に若手弁護士の窮屈化を招いていることは事実であろう。

勿論司法制度改革の是非論は法曹全体の問題であろうが、少なくとも大量生産された若手弁護士が、社会正義の追及や人権擁護活動について、関心はあっても、経済的にそれに従事するゆとりもなく余力もないという現状をそのまま放置することは、やがて弁護士自治を崩壊させかねない。

そこで神奈川県支部としては、これまで積極的に行なってきたとは言えない、中大学員会の他支部とくに実業界の方々を組織する支部等と積極的に交流を図り、若手弁護士らに対して中大卒業生の方々らが抱えておられる法的な要請にコミットする機会とチャンスを与える活動に取り組もうと考えている。

5 母校・法曹会本部への期待

中央大学はかねて実学の中大として社会に対する具体的な貢献を校是の一つとしてきた歴史をもっている。

また近時母校は、世界に通用する大学たらんとしていることも聞き及んでいる。

一方中大生の気質は、質実剛健をもって旨とするとも言われてきた。

現在我国の司法は、アメリカ合衆国の多大な影響の下に利益衡量的な判断手法が横溢し、原理原則的思考の軽視ないし無視の風潮が強いとも感ぜられることがある。

母校中央大学の教學陣や中大法曹会本部において、現代の法解釈原理について、どのような探求をされているのかも大いに気にかかることがある。

福岡支部『建白書』で提言

福岡支部前支部長 湯川 久子



「中央大学法曹会福岡支部」発足

福岡では、平成13年7月27日「中大法曹会福岡支部創立総会・懇親会」を福岡山の上ホテル（以下同ホテル）で開催した。東京から理事長他三名、地元は司法修習生共総勢31名。支部長湯川久子、副支部長加藤達夫（福岡）島内正人（小倉）堺紀文（筑後）坂本安正（公証人）他幹事ら8名から選出した。

平成14年7月19日「総会・懇親会」開催。19名出席。「母校の凋落ぶり目を覆いたい位」「このままでは二流大学に墮ちていく」等、話題は専ら「都心回帰」だった。

同年11月、大学から125周年記念の寄付申込書支部宛来る。「寄付金額の目安」と支部長の「お願い文」を入れて福岡支部会員へ配付する。

平成15年以降も毎年同ホテルで開催。

平成16年の「総会」で、募金の事務費還付金について法曹会幹事長より説明をうける。当時支部会員90名（弁護士80名）のうち、寄付の申込弁護士23名、総額2210万円（平成15年8月現在）。中大法曹会からの還付金は、学員会と折半、部会にも分けその残りは、新人弁護士修習生招待費用、祝い金、公の出張旅費に当てるなどを決める。

平成21年から懇親会を「新人歓迎会」と改め、裁判所近くの料亭「稚加栄」にする。ロースクールか大学のどちらか中央を卒業した人も招待しているので、新人弁護士や修習生に喜ばれ、評判がよい。そろそろ還付金の貯金も少なくなってきたので、総会出席者を増やすことを考えなくてはならない。

平成24年1月27日の「総会」で、役員改選、支部長伊達健太郎、副支部長市丸信敏（福岡）

島内正人（小倉）大石昌彦（筑後）と幹事ら8名を選出。（平成24年3月末現在福岡支部の会員94名）

『建白書』

かねて購読していた中大の学生新聞「中央キャンパス」平成18年9月号に、富山県の卒業生11名が理事長宛「公開建白書－先ず法学部を都心に－」が、次いで同年11月号に、中大卒業生で娘も法学部に在学中の母親の「中央大学鈴木敏文理事長への手紙」が掲載された。いずれも母校中央大学のことを憂い「都心回帰が焦眉の急である」ことを訴えたものだった。

私も全く同感だった。九州の血が騒いだ。福岡支部の役員に「『建白書』を私たち弁護士も書きましょう。草稿は私が書くから推敲してほしい」と諮ると、皆も思いは同じだった。有志で書くことに決まる。

平成19年1月30日、鈴木敏文理事長宛福岡県弁護士13名の『建白書』を書き送った。大学の永井和之総長・学長及び中山正暉学員会会长にも送付した。

『建白書』は、「中央キャンパス」同年2月号に掲載された。新聞の反響は大きかった。その大部分は法律家以外からだった。大学OB全員の関心事だったのだ。

渾身こめて書いた3000字に及ぶ『建白書』を、ここに全部書き写せないのが残念だが、法学部の都心回帰は、中大卒九州の全弁護士の願いである。もう一度駿河台時代の法学部に戻したい。

「中大法曹九州・山口」の絆結ぶ

「都心回帰」を願っての『建白書』の反響に

気をよくした福岡支部の役員ら、「平成19年の支部総会は九州・山口に広げよう」と、まず熊本の紫垣弁護士に相談すると気持ちよく引き受け下さった。

平成19年7月21日（土）「第1回中央大学法曹九州・山口大会（熊本大会）」。昼は、「阿蘇ゴルフ組」と「柳川川下りと鰻を堪能する組」に分かれ、永井先生と私ら福岡の3名は川下り組に参加。

午後7時「熊本ホテルキャッスル」で開会。東京から永井総長・学長他2名、こちらは沖縄、鹿児島、宮崎、長崎、山口、福岡、熊本の総勢40名。宴たけなわとなり、鹿児島の集団選挙違反事件で全員無罪をかちとった弁護士が、中大法曹だったことで拍手喝采。するとその弁護士が、学生時代学長室を占拠し部屋をメチャメチャにした猛者の1人だったことを白状、「大学に何とお詫びしていいやら。永井先生すみませんでした」と頭を下げられるのに一同爆笑。水俣訴訟の弁護団長だった熊本の先生の話には一同しんみり。終わり近く「来年は宮崎が引き受けたよ」と高々と手が上がった。すると「宮崎の次は沖縄ぞ」と大きな声。開催地が再来年まで決まるとは。母校中央が浮上するような予感がした。

平成20年5月31日第2回（宮崎大会）は「宮崎観光ホテル」で開催された。出席者40名。この会は家族同伴も歓迎、親孝行組、仲良し夫婦組の照れた笑顔が素敵。翌日のゴルフ大会も晴天、楽しい1日だった。

平成21年6月27日第3回（沖縄大会）は「ロワジールホテル沖縄」で開催。総勢50名、「中大卒ではないが真法会の答案練習会を受けた仲間だから準会員だ」と、私の年来の友人大城、中村両弁護士の参加を認めて下さり感激、沖縄は優しくておおらかだ。宴の終わり近く「来年は山口が引き受けた。3月「ふく」を食いに来いよ！」「頼んだぞ」。今年も幸先いい。翌日ゴルフ組14名、観光は各自で。私は4泊し、中村弁護士夫妻に勧められるまま、渡嘉敷島で体験ダイビングをするなど、旅と友情を満喫した。

平成22年3月13日第4回（山口大会）は下関市の「下関マリンホテル」で開催。メインは下

関名物「ふく」、それに「あんこう」と「くじら」も。海の珍味づくしを堪能していると「来年は鹿児島が引き受けた。新幹線で来いよ！」と声が上がった。気持ちよい連携プレー、来年も来たいという気にさせる。お土産の「あん肝のみそ漬」は絶品。翌日はゴルフ組と観光組に分かれ、ともどもゆったり旅を楽しんだ。

平成23年4月23日第5回（鹿児島大会）は霧島温泉「旅行人山荘」で開催。広大な散策林、温泉も景色も食事も人もすべて満点。食事の露天風呂「鹿の湯」に入る。客は佐賀の桑原弁護士夫人と私だけ。宴会場の窓からの景色は、雄大まるで天空にいるよう。そして豪華な御馳走。ところが宴が終わり近くなつたが次の開催地が決まらない。「佐賀は、来年秋に人権大会を引き受けているので駄目です」と安永次期弁護士会長。中大卒6名きりの後輩を思いやっているようだった。

私は温泉で、若手弁護士たちがやる気になっていることを聞いていた。「先にお風呂で桑原先生の奥様から話を聞きしました。若い弁護士さん方は引き受ける気持ち十分です」。

平成24年3月17日第6回（佐賀大会）は嬉野温泉「和多屋別荘」で開催。ここも一流の老舗の宿、どこも手頃の料金で高級旅館やホテルに1泊できるのだから有難い。

最後は、互いに手を繋ぎ大きな輪になって中央の校歌と惜別の歌を歌う。来年は福岡が担当することになるだろう。

「中央は面倒見がいい」とよくいわれるが、「魅力」となると、早稲田・慶應には遠く及ばない。「中大は資格を取るだけの大学」と酷評した卒業生がいた。母校愛のない大学は衰微する。今回九州・山口を廻って、私は母校愛あふれる「魅力的」な人たちと出会つた。「魅力」ある人は、相手をほっこりさせ又会いたいと思わせる。中央大学も都心回帰して、「魅力ある中央」といわれるような大学になってほしい。

中央大学を卒業した幸せ !!

元最高検察庁刑事部長検事 中津川 彰



私は今、最高に幸せです。中央大学を卒業してからの現在に至るまで、恵まれた環境に身を置くことができ、そのような自分に幸せを感じています。それは中央大学を卒業したからだと今つくづく感じています。

私が母校を卒業したのは、昭和33年（1958年）、今から54年前です。当時の国家試験（司法試験）は、倍率としては現在の試験より難関でしたが、ともかく合格を目指して必死に勉強し、幸いにも大学を卒業した年に合格できました。

中大の合格者数も東大と常に首位を争う程でした。中大出身者には、田中萬一最高検察庁刑事部長、山本清二郎同庁次長検事、そして河井信太郎東京地方検察庁特捜部長等がおり、犯人検挙の都度マスコミに登場し、賑やかに報じられていました。試験合格後にはこのような母校の先輩の活躍に胸を躍らせ、そして次第に日々活躍する先輩に引かれて、自分も検事に任官しようと思うようになりました。先輩にはもちろん裁判官や弁護士として活躍されている方も多數いたのですが、性に合っていたのか検事への引力の方が強かったようです。

検事任官後、私は横浜、福岡地検小倉支部、旭川等の各地方検察庁で、計36年間を検事として悪と戦う仕事に従事してきました。

言うまでもなく、検察官の使命は社会に存在する悪を追放する一方、弱者（被害者）を保護し、社会の秩序を維持することにあります。このため、検察官はこの実現のためいかなる困難や障害があろうとも、それを克服して頑張ろうとの正義感に裏打ちされた使命感が必要であると共に、その対応のための真摯な努力が要求されると思ってきました（この思いは今も変わりません）。

任せられました。

任官した当時、社会は混乱していました。自分たちの権利のみを主張する労働者の労働運動、あたかも自分たちの思想が真理であるかのように法を無視した学生運動やデモ、町の至る所のバリケード。全く嘆かわしい無秩序な状況が続いていました。検察官に日々事件としてまわってくる逮捕された被疑者の事件（身柄付き事件）は、多い時で日に10件を超える時もありました。検察官は、このような配られた事件をいかに早期かつ適切に処理するかが求められます。新米検事であった私は、時間を忘れてこの事件処理に没頭しました。

当初私は、刑事部に配属されて一般の刑事事件を担当していましたが、努力が認められたのか、労働事件やいわゆる思想事件を専門的に担当する公安部に転部を命ぜられました。事件によっては、極刑（死刑）を認めなければならぬものもありました。中核派や革マル派が国会に乱入した極左事件では主任検事となり、そのときは現場で逮捕された80名を担当しました。若手検事10名の協力を得て無事に処理し、この事件処理が認められたのか、以後、公安部検事として進んでいくことになりました。

公安調査庁の各部長も務めました。

悪と戦う一方、法務省では犯罪者を更生させる部署にも勤務しました。それまでの自分の仕事を別の視点から考えるとてもいい機会であり、見方や考え方にも深みや幅を与えてくれました。東京法務局長として勤務していたこともあります。これは人々の権利義務を守るためにとても枢要なポストです。

話は前後しますが、今から38年ほど前、東京

地検に在勤中に司法修習生に対し、裁判官、検察官、弁護士の三者の特色等について専門的に指導する機会がありました。自分で言うのもおかしいですが、根っからの世話好きの性格で、上司もそれをいち早く見抜いていたのかもしれません。数年後、最高裁判所司法研修所の検察教官の勤務を命ぜられました。教官としての3年間、情熱溢れる若い修習生と語り合い、また教官宅の訪問と称し毎年自宅に呼びました。当時まだ小さかった娘を可愛がってくれた子供好きで優しい修習生もいました。その娘も、もう2児の母です。修習生である彼ら、彼女たちの能力をどうやって引き出し、そして一人前にしようかと日々考えていたことが昨日のように感じられます。

教官をしていた当時は検事に人気がなく、国家予算で決められていた定員に満たない状況でした。私たち検察教官は、修習生に検事への任官を懸命に誘っていました。検察教官は1クラス約50名の修習生を担当します。クラスによって検事への任官者にはばらつきがあり、それがそのクラスの担当教官の成績に影響するのではないか、などとの噂も出回ったほどです。

今、この指導が（もちろん本人の資質と努力によるものが大きいのですが）花開いてくれていることがわかり、とても嬉しく思います。地方で地道に仕事をして多くの人から信頼を集めている者、マスコミに出て堂々と発言している者。先日も教え子が最高裁判所の裁判官に任命されたとの新聞報道を見ました。特にこの人は中大の後輩でこれまで何かと指導していたこともあります。まさに教官冥利につきます。重責だとは思いますが、身体を大切にして、司法のために、日本のために、職責を全うしてもらいたいと思います。

60歳になった平成7年（1995年）7月に検事を辞職し、同年の11月に公証人を拝命しました。それまでの仕事とは内容が違う人々の相続や財産の取引関係等についての公証業務です。しかし、正確に事実を見る、正しいことを実現するという点は共通しています。公証人のときは公証人連合会の会長も仰せつかり、その組織の活性化、時代のニーズへの対応のために努力しま

した。その傍ら、母校の法学部の講師を務め、若い学生とアカデミックに議論をしました。公証人を定年となった後、弁護士として青山に事務所を構え忙しくしていましたが、通勤に時間がかかるため、3年前に住居近くに事務所を移転し、現在横浜弁護士会に登録しています。そして現在は日中法律家協会の副会長や日本行政書士連合会の顧問等、9つの組織の役員をして、人々の幸せのために、老齢に鞭打って奉仕しています。

この私の生活態度を見て、同窓の親友は私の事を「君は人生派弁護士だね。」と言ってくれたことがあります。「人生派弁護士－専門の職業を通して依頼人の人生にも寄り添う良き相談相手。」なのだと思います。聞いたときは意外に思いましたが、そのように善意に理解していただいていることに今は感謝しています。報酬をもらわずにいつしか無料相談になったりすることがありますが、そこは「人生派弁護士」。金儲けよりボケ防止、などと独り言を言って笑っております。

先日、浦和の裁判所で、私の担当していた刑事事件の判決がありました。裁判官の情状酌量で執行猶予がつきました。依頼者の被告人には大いに反省してもらわなければなりませんが、本人はもとより、奥様、お嬢さんも涙ぐんでおり、76歳の今でも、人々の機微に触れております。

それと同時に、「各々の立場で日本の精神の良き伝統を継承し、新しい時代の理想に向かいこれを実現しようではないか」ということでも張り切っているところです。

このようにこの年になるまで頑張ってこられたのも懐が深い中央大学を卒業したからだと思っています。最近私が幸せを感じるのは、母校中央大学を卒業した同僚や後輩が、社会で評価を受け一定の地位についたことをマスコミ等で知ると、その人々のために「良かったな！」と心から祝辞を述べ、まるで自分のことのように思っていることです。中央大学法学部を卒業したことを誇りに思います。

若い力（ロースクール修了生）

1

弁護士に「なるまで」と「なってから」の私

第一東京弁護士会（新63期）柳下 昌英



第1 はじめに

まずは、私の自己紹介をさせていただきます。私は、平成9年4月に中央大学法学部法律学科に入学しました。大学在学中は、法職多摩研究室に4年間在籍し、大学4年次には永井和之前総長・学長の商法ゼミを専攻しておりました。平成15年3月に同大学を卒業後、平成18年4月に中央大学法科大学院に入学し、平成20年3月に同法科大学院を修了しました。そして、平成21年9月司法試験に合格し、東京での司法修習（新63期）を経て、平成22年12月に第一東京弁護士会に弁護士登録しました。リーガル池袋法律事務所に入所し、今、2年目になります。なお、私は、中央大学法科大学院3年次に結婚し、現在は3歳の娘と1歳の息子の2人の子どもがおります。

このたび、中央大学法曹会の方より、「中大法曹」への寄稿の依頼を受けました。恐縮ながら、私が司法試験受験を通じて感じたことや法曹実務に携わるようになって感じていることなどを思いつくままに述べさせていただきます。

第2 実務家になるまで

1 大学時代

私は、実は、物心ついたときにはすでに弁護士になりたいと思っていました。祖父も父も弁護士を目指していたため、その影響を受けたのでしょう、いわゆる「刷り込み」ですが、小学生のころから、ニュースで報道される弁護士さんの記者会見を食い入って見たり、冤罪事件に関する本を読んだりしていました。そのうちに、私は、様々な法律や法的知識を「武器」に社会正義を実現していく弁護士という仕事に強く惹

かれました。

「弁護士になりたいのであれば、中央大学法学部でしょ。」という周りからのアドバイスもあって、私は中央大学法学部法律学科に入学し、大学1年次から司法試験受験を目指して、大学が主催する法職講座を積極的に受講しました。しかし、私は、やる気が裏目に出てしまったのか、もともと頭が固いのか、当時は、分からぬことがあるとそこから全く先に進めず、立ち止まってしまう悪い癖がありました。たとえば民法総則の「取消と無効」の概念の違いを突き詰めて立ち往生してしまったことは、今から思うと苦く懐かしい思い出です。

そんなとき、悩みを共有し、不安を解消してくれたのが受験勉強仲間でした。私は、一人で勉強していたら埒があかないと思い、大学が募集していた法職多摩研究室に入りました。そこで、私は、先輩や同級生と同じ研究室で日々を過ごし、相手が都合良さそうなときを見計らって質問相談し、中大OBの弁護士先生のゼミを受けたりして、法律の面白さや奥深さを実感していく一方で、司法試験のレベルの高さ（問題が難しいことと周りの理解度が高いことです。）を痛感していました。

2 法科大学院時代

旧司法試験では、短答式試験は数回合格しましたが、詰めがあまく、論文式試験で毎回失敗する科目があり（それも毎回違う科目なのです）、合格することはできませんでした。そして、私は、法科大学院に入学し新司法試験に挑戦することにしました。

中央大学法科大学院は、他の大学院に比べて、目標とする法曹像ごとに履修プランが提示され

ており、様々な分野の展開・先端科目が用意されています。また、リーガルクリニックやエクスター・シップなどの実務科目も豊富だったため、私は中央大学法科大学院に入学しました。私は、大学を卒業した後、司法試験受験指導校でアルバイトをしていましたが、受験勉強はずっと一人でしていましたし、新卒の年齢というわけではなかったため、日々の「学校生活」がとても不安でした。

ところが、同じ目的を持った受験仲間と、決まった時間に授業を受け、課題を検討・発表し、切磋琢磨していく日々は、とても新鮮で刺激的で、法科大学院の2年間はあっという間に過ぎました。私が、今、仕事の相談をよくするのはF組のクラスメートたちですし、プライベートでも仲良くさせてもらっています。

3 司法修習時代

新司法試験を合格した司法修習生は、新61期以降、前期修習がありませんので、8か月間の実務修習にいきなり飛び込むことになります。実務修習に必要な要件事実の知識などは、法科大学院の履修課程で習得している建前です。私は、幸い、法科大学院で必修科目として用意された民事法総合の授業で、要件事実を基礎から教えていただきましたし、リーガルクリニックや模擬裁判などで、準備書面の書き方や添付書類の作成の仕方などを弁護士の方々から丁寧に教わっておりましたので、最初の弁護修習から充実した実務修習を送ることができました。しかし、修習生はそれぞれ法科大学院が違うため、各修習生の知識にばらつきがあります。中には「2回試験に備えて要件事実を勉強していたら、実務修習がいつの間にか終わっていた。」といった修習生もいます。

司法試験合格者が増えて法曹の質が落ちたという話をたまに耳にします。私はその真偽はよく分かりませんが、大勢の修習生を合理的に修習させるために制度が変容してしまったのであれば（給与制の廃止を含めて）、将来法曹になる人のためにも国民のためにも、法科大学院の教育内容も含めて考え直さなければならぬと思料します。

第3 実務家になってから

私が弁護士になって、リーガル池袋法律事務所に入所してから1年半ほど経ちますが、おかげさまで毎日大変忙しい日々を送っています。当事務所は、不動産に特化した事務所であり、その内容は、遺産相続や任意売却、契約書作成など様々です。大学時代に取った宅建取引主任者の資格も活かしています。

これまでの生活と一番違うのは、仕事に責任が発生し、その責任を自覚するようになったことです。司法修習生のとき、指導担当弁護士先生の刑事弁護の接見に同行し、「君も聞きたいことがあつたら、ひとつくらい聞いていいよ。」と言っていただいたにもかかわらず、その場の空気のまま、声が出ませんでした。今はもちろん、そういうわけにはいきません。相談者の方は、困った挙句私に相談されるわけですから、私が相談者の話を導き出し、私がその話の中から問題点を探し出し、私がその解決方法を提案し、問題解決のお手伝いをしなければなりません。

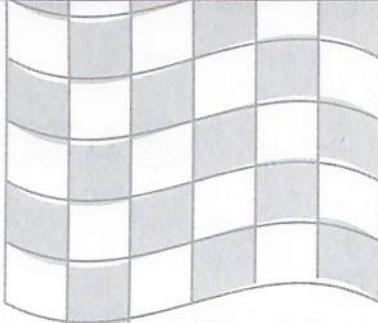
私は法律相談を受けるときには、相談者の目を見て、相談者のバックボーンをできる限り想像しながら、話に耳を傾け、その上でアドバイスさせていただくことを心がけています。時間がかかり効率的でないため、相談者の方にご迷惑をおかけすることもありますが、経験を積んでいけばどうにかなるものと思い、今は焦らず、私ができる範囲での丁寧な仕事をすることを肝に銘じています。

第4 最後に

以上、とりとめもなく述べさせていただきました。

私は、大学や法科大学院の教員の方や受験仲間をはじめ、私にこれまでお力をいただいた方々に恩返ししたい、とずっと思っていました。時間はかかりましたが、弁護士として仕事をすることができるようになりましたので、これからは様々ななかたちでみなさまに感謝の気持ちを示したいと思料しております。

未熟ではございますが、今後とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



2

修習開始からこれまでを振り返って



第二東京弁護士会（新63期） 平岡 卓朗

第1 はじめに

中大法曹会が創立60周年を迎えるとのことで、歴史ある中大法曹会に所属している自分自身を誇りに思うとともに、中大法曹会の歴史を作りあげてきた諸先輩方のこれまでのご活躍に頭が下がる思いでおります。

この度、「中大法曹60周年記念号」への寄稿のお話を頂きましたので、修習時代の生活や現在の私の仕事について書かせて頂きます。

まず、私の略歴ですが、平成19年3月に中央大学法学部法律学科を卒業し、平成21年3月に明治大学法科大学院を修了しました。そして、同年5月の司法試験に合格し、同年11月末から仙台で修習生活を過ごしました。

平成22年12月に第二東京弁護士会に弁護士登録し、中央大学出身の田宮甫弁護士、田宮武文弁護士が主宰する田宮合同法律事務所に入所しました。

なお、私は、済美会研究室に所属しており、今回の寄稿のお話も同研究室の松田啓先生を通じていただきました。中央大学との関係では、事務所の田宮甫弁護士に連れられて中大法曹の会合に参加させて頂いたこともありますし、毎年5月には、済美会研究室の新入室員面接をするために休日の多摩キャンパスを行っています。ロースクールは中央大学ではないのですが、弁護士となってからも中央大学の法曹関係者の先輩とお話しさせて頂く機会があることは非常に嬉しく思っております。

第2 修習生活

私たち新63期の司法修習は1クール2カ月で行われます。

仙台での修習生活は、非常に充実したもので、色々な発見がありましたが、そのなかでも一番印象に残っている検察修習のことを書かせて頂きます。

私が担当した被疑者は、私より2歳ほど年が下の女性で、被疑事実は、毒物及び劇物取締法違反（シンナー吸入目的所持）でした。私が担当する前にも何度か同種の被疑事実で逮捕・勾留されており、公判請求以外の終局処分はあり得ない状況でした。もっとも、初めて公判請求を受ける被疑者に対して私自身に何かできることがあるはずだと考え、何とかこの公判請求をきっかけに立ち直ってほしいと、罪体面の話以外にも、被疑者のこれまでの生活の話を聞いたり、逆に私自身の成功体験、失敗体験、雑談などいろいろな話をしました。

話を聞けば、被疑者は、ごく普通の家庭に育ち、根も優しい人間なのですが、中学時代の友人に流されてシンナーを吸い始め、現在に至っているということが分かりました。また、被疑者には、夢があったことから、私は、被疑者の友人のめぐり合わせが悪かっただけで、今回を機に更生できると考え、自信を持って公判請求し、二度とこの場に来ないこと、私もこれから法律家として頑張るのだからお互い頑張ることを約束をして被疑者と別れました。

その後、被疑者は、保護観察付執行猶予判決を受け、社会に戻っていました。しかし、弁護士生活が始まって3か月後、私の担当した被疑者が再びシンナー所持で逮捕されたという話を聞きました。

裏切られたような気持ちとともに、被疑者を更生させると安易に決意した当時の私を恥ずか

しく思いました。そもそも、その被疑者を更生させることなど不可能だったのかもしれません。この被疑者が再びシンナーを吸うという前提でもっと厳しく取調べをしていれば、結論は変わったのかもしれないと考えると、やりきれない思いがあります。このときから、常に最悪の場合を想定しつつ業務に臨むという心がけを今まで以上に徹底するように決意しました。また、人の根本はそう簡単には変わらないということも心得なければならぬと感じました。

第3 弁護士としての業務

修習生活を終えて、弁護士業務に携わってから1年以上が経過しました。

仕事の内容としては、遺産相続問題から新しい商品販売スキームの法的チェックまで非常に幅広く、常に新しい発見があります。

依頼者からは、こんな若い弁護士に任せても大丈夫かと思われているでしょうから、事件を担当することになると、まずは依頼者の不安を払しょくすることからのスタートです。そのようななかで依頼者の信頼を得なければならないことを考えると、法的知識、経験、コミュニケーション能力等、これから自分に必要なものを挙げればきりがありません。

その中でも去年一年間弁護士業務に携わって一番印象的であったことを書かせて頂きます。

事案としては、非常におおざっぱにいうと、男女間の金銭の貸し借りの問題でした。相手方は、内容証明郵便を送付しても反応せず、依頼者とも音信不通になっていたので、依頼者から提訴してほしい旨の申出がありました。しかし、その件は、金銭を貸し付けたことの証拠に乏しく、1件あたり1万円未満の明細書集めてもらい、それを積み上げる必要がありました。

私は、膨大な資料を訴状としてまとめるべく多くの時間を割きましたし、依頼者からの聞き取りや現在の心境の確認もまめに行っていたつもりでした。しかし、提訴した後の第1回期日に、被告本人が出頭してきたことを聞いた依頼者の女性から、やっぱり訴訟をやめたいと打ち明けられてしまいました。

私はこのとき、依頼者の心情を把握すること

の難しさを痛感しました。私がどんなにその事件に時間をかけていたとしても、依頼者がやめたいと言い出せばそれまでなので、事件はそこで終了となりました。

この事件については、未だにどうすればよかつたのだろうかという自分なりの答えが出ていません。検察修習中の出来事もそうですが、人相手の仕事であるゆえの難しさを感じることがしばしばあります。

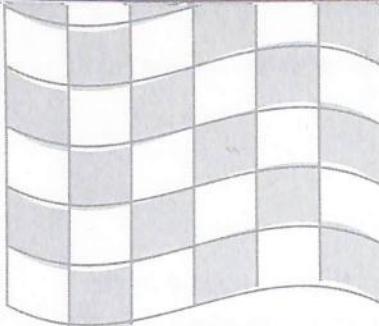
第4 今後について

私の拙い成功体験を書いてあまり面白くないだろうと思い、どちらかというとよくない意味で印象的であったことを書きました。しかし日々の業務は、大変である一方でそこからいろいろな学びがあり、やっと弁護士として活動できているのだという充実感があります。

いずれは、この分野であれば、あの弁護士に任せるよといいう場面で私の名前が挙がるような専門性を身につけたいと考えておりますが、今は、自分が担当している事件に対応することで精いっぱいですし、今は事件1つ1つについて丁寧に対応することが何より重要であると考えております。まずは、依頼者や周りから安心して1人で事件を任せられるようになることが当面の目標です。

第5 最後に

以上、非常にまとまりのないまま今までの出来事を書き連ねてしましましたが、今回の寄稿文を機に今までの自分を振り返ってみると、自分が目標としていた弁護士として活動できることはやはりとても幸せなことであると感じます。これからも慢心することなく、初心を忘れず日々精進してまいりますので、変わらぬご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。



3

働くことの意義について ～昨年福島修習を通して思ったこと～

静岡県弁護士会（新64期） 武田 典子



1 はじめに

私は、山形で生まれ、地元の高校を卒業した後、中央大学法学部、中央大学法科大学院へと進学しました。平成22年にやっと新司法試験に合格し、福島で修習の機会を得ました。平成23年12月に弁護士登録をして、現在は浜松にある佐々木法律事務所で勤務弁護士として働いています。

今回中大法曹新人弁護士の声ということでご依頼をいただいたので、福島修習の思い出や、これから弁護士として働くための抱負や浜松での暮らしなどを書いていこうと思います。

2 福島修習について

私は、新64期の修習生として福島に配属されました。平成22年11月から平成23年9月までの間、福島市で生活しました。その時期の福島修習というと、ちょうど3月11日の東日本大震災がありました。不安な思いもありましたが、なんとも貴重な体験をしたと思っています。

まず、福島の話をします。福島は東北の玄関口的な位置にあって、福島市、郡山市といった行政や経済の中心である中通り、相馬やいわきなどがあるハワイアンズが有名な浜通り、喜多方ラーメンと赤べこが有名な会津地方という3つの地方に分かれています。

大学入学以降、生活拠点が主に東京だったため、久しぶりに味わう東北の冬はしんみりと懐かしい感じがしました。冬独特の曇り空と鈍い太陽光や、寒い夜に電柱の明かりに浮かび上がるような雪などは、北国ならではの風景だと思います。

スーパーでは漬け物コーナーや果物売り場などが充実していて、野菜が安かったり、大粒納

豆がおいしかったり、味噌が好みの味だったり、食材には困らない毎日でした。福島では各家庭で干し柿を作る風習があるらしく、スーパーで柿を買って食べたら大変な渋柿で、驚いて売り場に聞きに行ったら「それは干し柿用の柿ですから。」と当たり前のような顔をされた、というのも渋い思い出です。

やっと実務に近い場所に行くことができて、毎日新鮮な気持ちで修習している期間だったので、福島の素朴な空気は心を癒やしてくれました。関東出身で初めて東北に来た他の修習生は、雪や寒さに悲鳴をあげていましたが、それぞれに楽しく過ごしていたと思います。

また、福島市のとある居酒屋さんが、福島のお酒を中心に実においしい日本酒を揃えています。日本酒好きの刑事部長に連れて行ってもらって、日本酒のおいしさは福島で覚えました。飲み会の際には「名倉山」「会津中将」といったお酒を丸々1瓶頼んでみんなで飲んだりしていました。酒のつまみは、新鮮な野菜を使った「だし」や「ホヤの塩辛」辺りがおいしかったです。

3 震災で思ったこと

私は3月11日の震災当日にはたまたま東京に出ており、丸の内周辺で帰宅難民にはなったものの、福島市で被災はしていません。後で他の修習生の話を聞くと、寒いのにガス水道電気が止まったり、弁護士修習で郡山に行っていた人々は、なかなか自宅まで戻れなくて大変だったそうです。そのまま修習は3週間ストップしてしまい、修習生はとりあえずの自宅待機になりました。私はその間東京に住んでいる妹のア

パートで過ごしていました。

そのような中、福島では裁判所や検察庁、弁護士事務所がそれぞれ仕事に復帰するため努力していました。床に散らばった記録や本を元に戻し、それがまた余震で落ちてきてまた片付けるという繰り返しもあったようです。たまたま外出していたから良かったものの、揺れで本棚が倒れ、いつも使っている机が下敷きになってしまった、という怖い話も聞きました。

私も4月になってから福島市に借りてある部屋に戻ってみたら、家具の引き出しは全部開いた状態で、物がほとんど床に落ちていて、冷蔵庫が50センチ近く前に動いていた上に、冷凍庫のドアが開いていました。周りの家は屋根の瓦などが落ちていたり、道路にはひびが入っていたり、郡山ではお墓がいくつも倒れているのを見ました。本当にひどい揺れだったことがわかりました。

震災後に郡山で弁護士修習があったので、ビッグパレットという避難所で、東京から来た弁護士の先生方が地元の弁護士と協力して無料法律相談を行っているところも見ることができました。無料法律相談は、毎日3人の先生が事務所、所属会にかかわらず東京から福島までやってきて被災者の方の相談にのる、というもので、弁護士間の絆、結束の強さを感じました。

私が震災の経験を通して思ったことは、仕事があること、仕事に対して責任をもつことが、生きていく上で自分の支えにもなるし、周りの人の支えにもなる、ということです。私は丸の内周辺を歩いているときに地震に遭い、夕方から会う予定だった友人となんとか合流して、しばらく丸ビルに避難していました。いったい何が起こっているのか、これからどうなるのか、と大変不安な中で、営業しているお店があって、そこで買い物や飲食ができることがとても心強く感じました。同じ場所で地震に遭った経験は誰もが共通していて、そういう意味ではみんな「被災者」なのに、何人かの人が「イタリア料理屋のコックさん」「コンビニの店員さん」「スターバックスの店員さん」としていつもと同じ仕事をこなしているのはすごいことだと思いました。

司法研修所の教官達からもたくさん励ましていただきました。ある教官から「あの時、それ

それが何を考え、どう行動したか、ずっと忘れないと思う。」という言葉が出てきました。

その言葉を思い出す度に3月11日の震災直後、「スターバックスの店員」として、丸ビルに避難してきた人達に無料でコーヒーを配っていた人や、「イタリア料理屋のコック」としていつもと同じメニューをいつもと同じ値段で提供していた人や、大変な混雑の中で、営業を続けた「コンビニ店員」の人を思い浮かべたり、その時間雪が降る福島にいた指導担当の先生方や事務官の行動に思いを馳せたりします。

一所懸命という言葉があります。それぞれの人がそれぞれの持ち場を守って行動することが、困難の状況から日常へ復帰する一番の方法なのではないかと思いました。

私は、震災の時には人から助けられるばかりだったので、いつか仕事をもったときには、その仕事を大事にして、自分も周りも支えられるように頑張ろうと思ったのでした。

4 浜松のこと

弁護士過剰の時代、私も就職先がなかなか決まらずにいたのですが、縁を頼ってお願いして、浜松にある佐々木法律事務所で雇ってもらうことになりました。

東京より西には今まで縁がなかったものですから、引っ越してくるときには若干の不安もありましたが、冬でもきれいな青空が見られる明るさや、聞き取りやすい方言、なによりウナギやシラス、牡蠣などの海産物がおいしいし、三ヶ日みかんやイチゴもおいしいし、仕事もいろんな事件が来るので日々勉強になるし、充実した日々を送っています。

先日は遠州の中央大学卒業生の同窓会にも出席しました。メンバーは、中央大学がお茶の水周辺にあった頃の先輩達が主なのですが、いろんなお仕事の話を聞いて、最後にはみんなで輪になって肩を組み、「中央大学校歌」「惜別のうた」を熱唱し、中央大学の絆を感じることができました。

社会人として、弁護士として、浜松市民として、やっとスタートをきったばかりですが、これまでの経験したことや、感じたことを忘れず、きちんとした仕事ができるよう心がけていきます。

中大法曹会創立60周年記念行事

中央大学法曹会創立60周年記念式典・祝賀会式次第

於：東京會館

(式典) 平成23年11月21日(月)午後5時

		司 会	林 勘 市
1	開会の辞	委 員 長 代 行	石 渡 光 一
2	挨 捶	委 員 長	大 高 満 範
3	式 辞	幹 事 長	坂 卷 國 男
4	祝 辞	中央 大 学 理 事 長 中央 大 学 学 員 会 会 長 中央 大 学 総 長 ・ 学 長 最 高 裁 判 所 判 事	久 野 修 慈 殿 福 原 紀 彦 殿 須 藤 正 彦 殿
5	閉会の辞	副 幹 事 長	田 中 茂

(祝賀会) 平成23年11月21日(月)午後6時

		司 会	秋 定 和 宏
			高 遠 あゆ子
1	開宴の辞	祝 宴 部 会 長	横 溝 高 至
2	校歌齊唱	音 頭	櫻 井 俊 宏
3	祝 辞	南甲俱楽部統括専務理事 国会白門支部副会長 最 高 裁 判 所 判 事	川 手 正一郎 殿 遠 藤 利 明 殿 横 田 尤 孝 殿
4	乾 杯	元学術研究団体連合会委員長	楳 枝 一 臣 殿
5	懇 談	(中大吹奏楽団アンサンブル演奏)	
6	挨 捶	日本弁護士政治連盟副理事長	
		機 構 改 革 委 員 会 委 員 長	山 岸 憲 司 殿
7	挨 捶	日本比較法研究所所長	只 木 誠 殿
8	閉宴の辞	副 幹 事 長	安 藤 良 一

中大法曹会創立60周年記念行事

中央大学法曹会創立60周年記念行事出席ご来賓名簿

(ご招待者)

中央大学理事長	久野 修慈	国会白門支部副会長	遠藤 利明
中央大学総長	福原 紀彦	国会白門支部事務局長	春日 昇
中央大学常任理事	吉田 亮二	南甲俱楽部支部統括専務理事	川手正一郎
中央大学常任理事	遠山 晓	南甲俱楽部支部専務理事	石塚 銃男
中央大学理事	浜野 茂	南甲俱楽部支部統括専務理事補佐	大久保伸一
中央大学理事	藤森 宏一	南甲俱楽部支部統括専務理事補佐	神崎 茂治
中央大学理事	千葉 昭雄	体育会支部副会長	閔 正
中央大学理事	奈良 道博	体育会支部理事長	松原 誠
中央大学理事	金澤 恭男	体育会支部事務局長	荒井 清壽
中央大学常任監事	鈴木 康洋	公認会計士会支部会長	遠藤 忠宏
中央大学監事	宮田 永生	公認会計士会支部幹事	柴 毅
中央大学評議員会評議員会議長	大高 満範	会計人会支部会長	荻野 弘康
中央大学評議員会評議員会副議長	佐藤 光信	白門弁理士俱楽部支部幹事長	梅村 莞爾
中央大学法科大学院法務研究科科長	椎橋 隆幸	行政書士支部支部長	池田 成章
中央大学専門職大学院事務部部長	松原 敏隆	行政書士支部副会長	岸 伸晃
中央大学専門職大学院事務部前部長	山本 雅一	中央大学技術士会支部長	金川 譲
中央大学専門職大学院事務部副部長	石原 耕	中央大学技術士会副支部長	渡邊 潤三
中央大学日本比較法研究所所長	只木 誠	真法会支部副会長	横枝 一臣
中央大学日本比較法研究所事務局	加藤 裕子	瑞法会支部会長	閔本 隆史
中央大学事務局学事部長	羽田 一男	正法会支部会長	落合 長治
中央大学事務局総務部長	畠中 正	正法会支部理事長	山岸 憲司
中央大学事務局総務課長	岩見 祥宏	済美会支部理事長	林 勘市
中央大学事務局学事部秘書課長	村上 毅	済美会支部事務局長	宮崎万壽夫
中央大学学員会副会長	藤本 幹子	最高裁判所元判事	才口 千晴
中央大学学員会副会長	吉田 憲一	最高裁判所判事	須藤 正彦
中央大学学員会副会長	松本 将男	最高裁判所判事	横田 尤孝
中央大学学員会副会長	大谷 隼夫	関東弁護士会連合会常務理事	嘉本 益巳
中央大学学員会副会長	鈴木 誠	中央大学法曹会神奈川支部支部長	中野 新

中大法曹会創立60周年記念行事

中央大学法曹会創立60周年記念行事贊助会費納入者御芳名

木川統一郎	飯塚 芳夫	殿所 哲	新里 秀範	笠原 静夫	小谷眞一郎
岡本美保子	杉井 静子	鈴木 国昭	金谷 幸雄	山口 高明	峯田 典明
高原 將光	山岸 趟夫	国分 昭浩	林 武一	吉井 文夫	水津 正臣
浅岡 建三	數井 恒彦	遠藤 涼一	飯田 数美	三好 重臣	元木 徹
高江洲歳満	友野 喜一	島林 樹	池田作次郎	井手 慶祐	久野 盈雄
上村 正二	一條 實昭	田渕 浩介	木谷 正治	田中美登里	石井 芳夫
北川 恒久	安西 愈	羽成 守	白井 典子	南木 武輝	村山 芳朗
川上 修	加地 修	千葉 昭雄	佐伯繼一郎	村上 義弘	斎藤 勝俊
関 泰宏	大和幸四郎	井上 順夫	石川四男美	鈴木 久彰	深澤 獢
岩渕 浩	中井 淳	亀井 正照	山本 隆幸	鯫島 清志	澤田 恒
湯川 久子	若江 健雄	曾我 幸男	中山新三郎	荒瀬 尊宏	久岡眞佐代
兼島 雅仁	伊澤 行夫	吉田 徹二	風間 幹夫	八戸 孝彦	大政 正一
中吉章一郎	佐瀬 正俊	五味 正明	下井 善廣	山本 昌平	大野 雅樹
亀田 悅廣	小笠原一男	山田 裕四	山近 道宣	青山 正喜	稻益 和子
佐藤 勝	瀬川 徹	川崎 直人	宮澤 正雄	田中 英雄	堀合 辰夫
阿部 一夫	本村 俊学	高岡 俊之	管野 悅子	飯原 一乗	山田 幸男
加賀美清七	松原 実	高橋 久善	西澤 滋史	田宮 甫	松村 安之
真木 啓明	福永 宏	末永 汎本	笠井 盛男	桑原 貴洋	佐藤 充宏
鈴木 延枝	市場 和政	木村 武夫	松浦 恭	中島 義勝	蓮田 勝美
岸本 佳浩	模 泰吉	打田 等	平沢 郁子	菊池 史憲	藤田 晶子
田瀬 英敏	並木 政一	小林 弘卓	鈴木 道夫	笠井 收	山岸 和彥
島内 保夫	宮山 雅行	矢代 勝	種田 誠	山下 光	大倉 浩
上西 浩一	根本 裕一	小又紀久雄	石黒 康仁	清水 規廣	織 英子
成田 慎治	才口 千春	島田 叔昌	安藤 良一	小西 貞行	作井 康人
阿部 鋼	荒木 紀男	加藤 啓二	小嶋 勇	國吉 克典	宇田川濱江
宮澤 明雄	小野寺友宏	高木 國雄	齋田 求	黒沢 雅寛	今中美耶子
矢吹 誠	舛田 雅彦	稲熊 公孝	豊嶋 秀且	海老原 覚	伊達健太郎
磯野 英徳	川島 和男	松本三樹夫	岩丸 豊紀	西垣 克巳	荻原 靜夫
水嶋 幸子	柄木 敏明	荒井 洋一	堤 淳一	隅田 敏	米澤 龍信
森田 聰	白井 幸男	渡部 照子	金田 悅郎	白井 正人	早出 由男
坪 由美子	小林つとむ	荒井 剛	横井 弘明	松嶋 英機	鈴木喜久子
島内 正人	林 勘市	古田 渉	勝野 義孝	前田 貞夫	遠藤 徹
馬場 栄次	斎藤 暢生	阿部 泰典	加藤 幸則	能登 要	新海 順次
木村 宏	川添 丈	石川 博康	浜名 儀一	小池 健治	宮崎 治子

中大法曹会創立60周年記念行事

平谷敬一郎	宇都木 寧	杉崎 茂	中村 生秀	坂元洋太郎	小林 勝男
石渡 光一	江藤 利彦	奈良 道博	白井 正明	南谷 信子	松尾 千秋
江口 保夫	田中 茂	稻田 實	千賀 修一	中林 裕雄	木村 濱雄
山崎 司平	浅野 貴志	高城 龍夫	小野 正毅	大高 満範	道上 明
古屋 亀鶴	内山 新吾	大崎 康博	高柳 一誠	池田 忠正	小澤 彰
吉野純一郎	笠原 克美	辻井 治	飯沼 允	仁藤 峻一	小堺 堅吾
須藤 正彦	伊藤 哲	荒木 勝己	深沢 守	岸 憲治	新井 嘉昭
高橋 武三	伊須慎一郎	軍司 猛	松田 啓	田中 三男	河和 哲雄
田中 寛	嶋田 敬昌	嶋田 敬	山田 捷雄	森 徹	川島仟太郎
末次 弘明	市橋千鶴子	坂巻 國男	我妻 真典	高野 肖	星野 徹
中村徳三郎	名倉 実徳	市丸 信敏	斎藤 義房	布施 誠司	小野寺利孝
由良 登信	鈴木 健	中重 正人	木村多喜雄	伊井 和彦	那須 國宏
伊藤 好之	山岸 憲司	矢島 忠純	久保田寿栄	大谷 隼夫	山崎 源三
阿部 正博	高井新太郎	金子 哲男	小林 秀正	安原 正之	八重樫和裕
金澤 恭男	間所 了	山田 克巳	米林 和吉	村松 晃	行方 美彥
大井 曜	菅沼 隆志	福嶋 弘榮	水中 誠三	服部 邦彦	大澤 成美
竹田 穂	石田 茂	山上 朗	山本 正士	安永 宏	小林 信明
菅 重夫	松尾 紀良	片岡 義広	丹羽 健介	高木新二郎	鳥飼 重和
洞江 秀	伊藤 邦彦	大澤 恒夫	深澤 武久	榎枝 一臣	飯塚 孝
岩瀬外嗣雄	根岸 清一	川村 延彦	森田 太三	田口 邦雄	大澤 成美
大藤 敏	小口 隆夫	横田 尤孝	今井 健夫	中村 健	小野 森男
長谷川武弘	田中 克郎	中村 浩紹	野嶋 直	荒井 清嘉	森田 和明
山本 卓也	西山 明行	今井 健子	高橋 伸二	楠本 博志	濱田 宗一
寺本 吉男	今村 健志	甲斐中辰夫	笹浪 恒弘	宮本多可夫	武藤 功
木曾 真吾	仲居 康雄	松田 昇	大森八十香	鈴木 康洋	坂井 照一
関本 隆史	千葉 景子	岸 巍	横溝 高至	窪木登志子	太田 治夫
小沼洸一郎	岩瀬外嗣雄	中村茂八郎	嘉本 益巳	綿引 光義	鈴木喜久子
清田乃り子	村下 憲司	宮寺 利幸	島田 一彦	吉田幸一郎	山本 孝宏
上田 幸夫	高城 俊郎	神 洋明	小林 元治	飯田 数美	秋定 和宏
井上 章夫	小笛 勝章	大山 圭介	落合 長治	加戸 茂樹	川勝 勝則
北野 俊光	木村 美隆	小関 勇二	小林美智子	嶋田 貴文	斎藤 祐一
杉田 稔浩	下山田聰明	鈴木 和憲	鈴木 誠	竹川 忠芳	千葉 宗武
伊達 俊二	土井 隆	中津川 彰	藤本 英介	平林 慶一	深澤 隆之
細田 良一	水庫 正裕	宮崎万喜夫	三羽 正人	本島 信	森 哲也
柳澤 秦	鈴木 誠	伊藤 茂昭	古賀 尚子	金城 智譽	石川 宏
富田 秀実	渡辺 悰	松本 修二	小海 正勝	鶴澤 秀行	小早川龍司
北村 一夫	渡辺 敏久				

中大法曹会創立60周年記念行事

中央大学法曹会創立60周年記念行事会計報告

(平成24年5月7日現在)

単位(円)

収入の部			支出の部		
番号	摘要	金額	番号	摘要	金額
1	賛助会費	10,325,000 300,000 154	1	会場・宴会費(東京會館)	3,007,052
2	お祝い金		2	案内状等印刷発送費用	1,512,575
3	利息		3	吹奏楽部謝礼	250,000
			4	おみやげ代	209,840
			5	賛助会費振込費用	76,790
			6	その他	232,984
			7	記念誌発行引当、繰越金	5,335,913
	合計	10,625,154		合計	10,625,154

中大法曹会創立60周年記念行事

中央大学法曹会創立60周年記念行事実行委員会名簿

実行委員長	大高満範（東弁）	(4) 財務部会	○千賀修一（東弁）
実行委員長代行	石渡光一（東弁）		伊井和彦（東弁）
(1) 接待部会	○大谷隼夫（東弁）		森 徹（東弁）
	石灰正幸（東弁）		岸本有巨（東弁）
	小峯健介（東弁）		若江健雄（一弁）
	川添 丈（一弁）		川崎直人（一弁）
	中川浩輔（一弁）		行方美彦（二弁）
	山崎司平（二弁）		小笠勝章（二弁）
(2) 式典部会	○林 勘市（一弁）	(5) 記念特集号	○嘉本益巳（二弁）
	小関勇二（東弁）	編集部会	藤原 力（東弁）
	佐野直子（東弁）		福吉 實（東弁）
	浅野貴志（一弁）		矢部耕三（一弁）
	大山圭介（一弁）		葭葉裕子（一弁）
	根岸清一（二弁）		行方美彦（二弁）
	柳澤 泰（二弁）		松田 啓（二弁）
(3) 祝宴部会	○横溝高至（一弁）		奥野大作（二弁）
	北 周士（東弁）	(6) 総務部会	○水津正臣（東弁）
	高遠あゆ子（東弁）		水庫正裕（東弁）
	秋定和宏（一弁）		竹川忠芳（一弁）
	齊藤貴洋（一弁）		福田純一（一弁）
	伊達俊二（二弁）		土井 隆（二弁）
	田瀬英敏（二弁）		平賀 修（二弁）



中央大学法曹会会則

(制定昭44・5・17, 改正昭55・5・27, 平成2・5・16, 平3・5・23, 平10・5・14, 平11・5・13, 平13・5・15)

第1条 本会は、中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

2 本会は、本部事務所を東京都内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、学校法人中央大学（以下「中央大学」という。）の興隆と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二 会報及び会員名簿の発行

三 研究会、講演会及び座談会の開催

四 その他必要と認める事業

第4条 本会に、次の二種の会員を置く。

一 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者。

二 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

2 本会の会員として入会しようとする者は、常任幹事会の承認を得なければならない。

第4条の2 会員は、幹事長に届け出て、退会することができる。

2 会員が、次の各号の一に該当するときは、幹事会の議決によりこれを退会させることができる。

一 法曹の品位を失うべき非行があったとき

二 本会の秩序をみだしたとき

第5条 本会に、次の役員を置く。

一 幹事長 1名

二 副幹事長 13名

三 常任幹事 100名以内

四 幹事 1000名以内

五 会計監事 3名以内

第6条 幹事及び会計監事は、総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任する。

2 幹事長、副幹事長及び常任幹事は、いずれも幹事の互選による。

但し、副幹事長8名は、支部が選出した候補者の中から選任する。

第7条 役員の任期は、2年とする。但し再選を妨

げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 本会に、顧問及び参与を置く。

2 顧問及び参与は、総会の議を経て幹事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき幹事長の諮問に応ずるほか、幹事会及び常任幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第9条 幹事長は、本会を代表し会務を掌理し、中央大学学員会の支部長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

3 幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査し、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第10条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年5月中に幹事長が招集する。

2 幹事長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

3 幹事長は、100名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、招集しなければならない。

4 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各1名により行う。

5 議長は、幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。

6 副議長は、議長を補佐する。

7 総会の議事は、出席会員の過半数によって決する。

第11条 幹事会は、年2回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、幹事15名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会は、幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。

第12条 常任幹事会は、幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年4回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、常任幹事5名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

3 常任幹事会は、幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を議決する。

第13条 本会は、必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第13条の2 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会員は、別に定める会費規則により、会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第16条 本会則は、総会において、出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

第17条 本会は、別に定める支部規程に基づき、支部を設置することができる。

2 前項の支部の設置は、幹事会の議を経て、幹事長が承認する。

3 支部長は、支部の推薦に基づき、幹事長が委嘱する。

4 支部長は、第6条第2項但書で選出された本会の副幹事長を兼務する。

5 支部に入会した正会員又は準会員は、会則第4条第2項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

第18条 定時支部長会議は、幹事長、副幹事長、支部長をもって組織し、年1回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長が必要と認めたときは、臨時支部長会議を招集することができる。

3 幹事長は、支部長3名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく臨時支部長会議を招集しなければならない。

4 支部長会議は、幹事長が議長となり、支部に関する重要な事項等を議決する。

附 則

この会則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第1条第2項及び第13条の2の改正規定は、平成2年5月16日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成3年5月23日から施行する。

附 則

第4条第1項、第4条の2、第5条第3号、同第4号、第14条の改正規定は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成11年5月13日から施行する。

附 則

第5条第2号、第6条第2項但書、第17条第4項並びに第5項の改正規定、第18条の新設規定は、平成13年5月15日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第10条第3項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 100名以上の会員が、会則第10条第3項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第3条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第4条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第6条第1項による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 幹事候補者は、左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。



資料

- 一 東京弁護士会所属会員中より 250名以内
- 二 第一東京弁護士会所属会員中より 125名以内
- 三 第二東京弁護士会所属会員中より 125名以内
- 四 都内各裁判所所属会員
(判事出身の公証人を含む) 中より 40名以内
- 五 都内各検察庁所属会員
(検事出身の公証人を含む) 中より 40名以内
- 六 その他の正会員または準会員の中より 20名以内
- 七 左記の各支部(分会を含む。)所属会員中より 400名以内
 - 1 関 東 支部(仮称) 若干名
 - 2 関西(近畿) 支部(仮称) 若干名
 - 3 中 部 支部(仮称) 若干名
 - 4 中 国 支部(仮称) 若干名
 - 5 九 州 支部(仮称) 若干名
 - 6 東 北 支部(仮称) 若干名
 - 7 北 海 道 支部(仮称) 若干名
 - 8 四 国 支部(仮称) 若干名

第3条 削除(昭和55年6月1日施行)

第4条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第5条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第2条各号の改正規程は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第2条第7号の新設規程は、平成13年5月15日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第1条 中央大学法曹会事務局(以下「事務局」という。)に次の職員を置く。

- 一 事務局長 1名
- 二 事務局次長 若干名

第2条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第3条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第4条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第5条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成2年5月16日から施行する。

中央大学法曹会会費規則

(趣旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則(以下「本会会則」という)第14条第2項に基づき、会費の納入について定める。

(会費)

第2条

一 都内所属会員の会費は、年額金3,000円とする。

但、入会後1年目の都内所属会員の会費は無料とする。

二 各支部は、所属会員から徴収する会費のうち、会員1名につき年額2,500円を本会の会費とする。

三 役員(本会会則第5条記載の者)は、年額金10,000円を負担する。

但、入会後10年未満の役員の会費は年額金5,000円とする。

(納入の時期・方法)

第3条 会費の納入の時期並びに方法は、幹事長の定めるところによる。

(改正)

第4条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成9年12月4日から施行する。

附 則

第2条の改正規則は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

第2条の改正規則は、平成19年5月11日から施行する。

中央大学法曹会支部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会(以下「本会」という。)会則(以下「会則」という。)第17条第1項に基づき、本会の支部の設置について定める。

(支部の設置)

第2条 本会の幹事会の承認を経て、一定の地域毎

に支部を設置することができる。

(会員)

第3条 支部は、当該地域内に住所又は勤務場所を有する左記の会員をもって組織し、支部に入会した会員は、会則第4条第2項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

- 1 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律講義を担当している講師以上の者。
- 2 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

(支部長)

第4条 支部長は、所属各支部の推薦に基づき幹事長が委嘱する。

- 2 支部長は、幹事長にその支部の役員の氏名を届ける。

(会費)

第5条

- 一 支部の会費は、会費規則第2条第1項但書に基づき支部において定める。
- 二 支部は前項に基づき定めた会費を、支部所属会員から徴収したうえ、その徴収した会費のうち、幹事長と協議して決定した一定額を本部に一括して送金するものとする。
- 三 前項にかかわらず、支部は会費規則第3条第3項に基づき、会費徴収業務を本部に委任することができる。その場合、幹事長と支部長協議の上、当該支部会員が本部へ納入した金員のうち支部に送金する額を定める。

(会則等の準用)

第6条 支部の総会、役員、委員会及び会計については、本会会則及び各規則、規程等を準用する。

(改正)

第7条 この規程は、幹事会の承認を経て改正することができる。

附 則

この規程は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

平成16年11月25日幹事会において改正した部分については、平成17年1月1日から施行する。

- 2 旧第7条に基づいて既に設置されている府県単位の分会については、それを支部とみなす。

**毎年度司法試験合格者に対する記念品贈呈等の内規
(目的)**

第1条 この内規は、中央大学法曹会（以下「本会」という。）が、次の各号のいずれかに該当する者に対し、記念品を贈呈することにより、その栄誉を讃え、中央大学法曹として後進の指導等の中央大学の新なる発展に関する寄与を促すこと目的とする。

- 一 中央大学在学生及び卒業生であって、施行年度に司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号。以下「新法」という。）附則第7条第1項の規定により行われる司法試験（以下「旧司法試験」という。）に合格した者
- 二 中央大学法科大学院の課程を修了し、施行年度に新法の規定による司法試験（以下「新司法試験」という。）又は旧司法試験に合格した者
- 三 中央大学卒業生であって、他の法科大学院の課程を修了し、施行年度に新司法試験に合格した者

(贈呈方法)

第2条 本会は、大学又は学員会その他から合格者の氏名が公示された後、合格者に前条の記念品を贈呈する。

(費用)

第3条 本会は、毎年はじめ贈呈が予想される人数分の記念品代金を予算として計上しておくものとする。

附 則

この内規は、平成10年5月から施行する。

附 則

この改正規定は、平成19年10月9日における執行部会の承認を得、同年11月22日における幹事会への報告を経て、同年11月22日から施行する。

中央大学法曹会賞授与に関する内規

(目的)

第1条 中央大学法曹会（以下「本会」という。）は、一世紀を越える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続こうとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新なる発展を願い、ここに中央大学法曹会賞を創設する。

(表彰方法)

第2条 本会は、中央大学（以下「大学」という。）が毎年3月に施行する卒業式において、学業成績の優秀なる卒業生または文化活動に顕著な功績を



上げた卒業生に対して、副賞として記念品を添えて「中央大学法曹会賞」を授与する。

(選考方法)

第3条 大学及び本会執行部等から構成された法曹会賞選考委員会は、大学の推薦する受賞候補者の中から受賞者を決定する。

(表彰内容)

第4条 第2条の法曹会賞表彰状の内容及び副賞として贈呈する記念品については、前条の法曹会賞選考委員会において決定する。

(施行)

第5条 本内規は、平成11年3月の卒業式から施行する。

中央大学法曹会慶弔規程

平成15年3月4日 会則検討委員会承認

平成15年5月15日 定時総会承認予定

第1条 この規程は、中央大学法曹会の役員及び会員等の慶弔について、その取り扱いを定める。

第2条 顧問、参与、幹事長、副幹事長及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第3条 会員たる学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員又は会員以外の役員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第4条 幹事長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、前2条に準じ弔慰を表することが出来る。

第5条 会員が受勲し又は栄進したときは、祝電を贈ることが出来る。

第六条 会員が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任したときは、祝電を贈ることが出来る。

2 会員以外の者が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任した際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第7条 幹事長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、祝電を贈ることが出来る。

附 則

この規程は、平成15年5月16日から施行する。

中央大学法曹会奨学金規程

(趣旨)

第1条 中央大学法科大学院（以下「本大学院」という。）は、中央大学法曹会の篤志を尊重し、本大学院に在学する学生の勉学並びに研究活動を支援し、将来法曹として活躍が期待される人材の育成に資するための給付奨学金制度（以下「奨学金制度」という。）を設ける。

2 前項の奨学金の給付を受ける者を法曹会給付奨学生という。

(基金の設定)

第2条 奨学金制度に要する資金を確保するために、別に定めるところにより、中央大学法曹会奨学基金を設定する。

(制度の細目)

第3条 奨学金制度に関する細目は、本大学院教授会の議を経て、法務研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

(規程第2283号)

中央大学法曹会奨学基金規程

(基金の設定)

第1条 学校法人中央大学は、中央大学法曹会奨学金規程（以下「奨学金規程」という。）第2条に基づき、中央大学法曹会奨学基金（以下「基金」という。）を設定する。

(基金の使途)

第2条 基金から生ずる果実は、奨学金規程に定める奨学金に充てる。

2 奨学金規程に定める奨学金に充てるため必要がある場合には、予算で定めて基金の一部を取り崩すことができる。

(追加的組入れ)

第3条 この基金の趣旨に賛同する寄付金があったときは、基金に組み入れる。

(基金の管理)

第4条 基金は、最も安全かつ有利な運用を図るものとし、経理部資金課が管理する。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

(規程第2284号)

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則**(趣旨)**

第1条 この細則は、中央大学法曹会奨学金規程第3条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関して必要な事項を定める。

(給付の対象者)

第2条 中央大学法曹会奨学金（以下「本奨学生」という。）は、法曹として将来活躍が期待される中央大学大学院法務研究科（以下「法務研究科」という。）に在籍する学生に対して給付する。

2 本奨学生以外の奨学金の給付又は貸与を受けている者であっても、本奨学生の給付を受けることができる。

(給付の人数及び額)

第3条 本奨学生の給付を受ける者（以下「本奨学生」という。）の人数及び給付の額は、法務研究科奨学委員会（以下「奨学委員会」）の議を経て、法務研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）が決定する。

(給付の方法及び時期)

第4条 本奨学生は、本奨学生に対し一括して給付する。

2 本奨学生を給付する時期は、奨学委員会が決定する。

(奨学生の募集)

第5条 本奨学生の募集については、別に定める。

(選考手続及び選考基準)

第6条 奨学委員会は、次の各号の事由に該当する者を本奨学生候補者として選考し、研究科教授会に推選する。

一 成績が優秀であること
二 将来法曹として活躍が期待できること
2 本奨学生候補者の選考手続については、別に定める。

(奨学生の決定)

第7条 研究科教授会は、奨学委員会から本奨学生候補者の推薦を受け、本奨学生を決定する。

(奨学生の義務)

第8条 本奨学生は、所定書式により給付された奨学金での活動成果・結果を奨学委員会に報告しなければならない。

(異動届)

第9条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、法務研究科長に対し速やかにその旨を届け出なければならない。

一 本奨学生本人又は保証人の氏名、住所等に変更

があったとき**二 休学又は退学したとき****三 停学又は退学の処分を受けたとき****(奨学金給付の辞退)**

第10条 本奨学生は、本奨学金の給付を辞退することができる。

2 本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。

3 法務研究科長は、奨学委員会に対し、前項による辞退届を受理したことを速やかに報告しなければならない。本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。

(奨学生の資格喪失及びその後の処置)

第11条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本奨学生の資格を喪失する（以下、本奨学生の資格を喪失した者を「資格喪失者」という。）。

一 本奨学金の給付を受けた事由以外の理由で休学したとき

二 退学したとき

三 停学又は退学の処分を受けたとき

四 除籍となったとき

五 最終学年にある学生にあっては、本奨学金の給付を受けた年度に修了することができなかったとき

六 前条第2項による辞退願が受理されたとき

七 その他、奨学委員会が本奨学生としてふさわしくないと判断したとき

2 前項による資格の喪失は、奨学委員会の議を経て、研究科教授会が決定する。

3 法務研究科長は、前項の決定を受け、その資格喪失者に対し本奨学生の資格を喪失したことを通知する。

4 本奨学金の給付を受ける前に第2項による本奨学生の資格喪失の決定があったときは、その資格喪失者に対する本奨学金の給付を中止する。

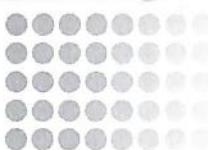
5 本奨学金相当額の返還に関する事項については、別に定める。

(事務所管)

第12条 この細則に関する事務は、中央大学専門職大学院事務部法科大学院事務課が所管する。

(施行についての取扱基準)

第13条 この細則に特別の定めがあるものを除くほ



資料

か、この細則の実施に必要な取扱基準は別に定める。

附 則

この細則は、2008年11月19日から施行する。

5 前項の督促にも関わらず未納者からの返還がない場合は、法科大学院事務課が、保証人に対して督促を行う。

附 則

この基準は、2008年11月19日から施行する。

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則（以下「細則」という。）第5条、第6条第2項、第11条第5項及び第13条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準について必要な事項を定める。

(募集の方法)

第2条 細則5条に基づく募集方法、出願資格、時期、応募に必要な提出書類に関しては、奨学委員会がその都度定める。

(選考手続及び選考基準)

第3条 奨学委員会は、細則第6条第1項により本奨学生候補者の選考にあたり、本奨学生の募集に応じた者（以下「応募者」という。）につき、応募に必要な提出書類等に基づき審査を行う。ただし、審査にあたっては、必要に応じ面接を行うことを妨げない。

(奨学生の決定)

第4条 法務研究科長は、細則第7条による研究科教授会の決定を受けて、その結果を本奨学金の応募者に通知しなければならない。

2 前項に基づき本奨学生とする旨の通知を受けた者は、奨学委員会が指定する書式により誓約書を提出しなければならない。

(資格喪失者に対する給付金相当額の返還)

第5条 本奨学金の給付を受けた後に細則第11条2項による本奨学生の資格を喪失した者は、給付を受けた本奨学金相当額を一括して返還しなければならない。

2 前項にかかわらず、研究科教授会が、やむを得ない事由があると認めるときは、奨学委員会の議を経て、資格喪失者に対し給付を受けた本奨学金相当額の返還を免除することができる。

3 返還は、資格を喪失した日から起算して1ヵ月以内に行わなければならない。ただし、相当の理由がある場合は、その返還を猶予し又は返還時期を延長することができる。

4 法科大学院事務課は、返還期日以降における未納者に対して督促を行う。

中央大学法曹会執行部名簿 (平成23・24年度)

幹事長	坂巻國男 (東弁)	事務局次長	岸本有巨 (東弁)
副幹事長	安藤良一 (東弁)	事務局次長	小峯健介 (東弁)
副幹事長	田中茂 (一弁)	事務局次長	中井淳 (一弁)
副幹事長	行方美彦 (二弁)	事務局次長	渡辺一成 (一弁)
副幹事長	須藤典明 (裁判所)	事務局次長	松田啓 (二弁)
副幹事長	中澤康夫 (検察庁)	事務局次長	小笠勝章 (二弁)
事務局長	石田茂 (東弁)	事務局次長	上拂大作 (裁判所)
事務局次長	藤原力 (東弁)	事務局次長	島田健一 (検察庁)
事務局次長	水庫正裕 (東弁)		

中央大学法曹会役員名簿 (平成23・24年度)

1. 顧問・参与

(1) 顧問

東京弁護士会 (4名)

小池金市 安原正之
瀧澤國雄 大高満範

第一東京弁護士会 (4名)

信部高雄 柳澤義信
松家里明 奈良道博

第二東京弁護士会 (6名)

松井宣野宮利雄
田宮甫小野道久
鈴木誠千葉昭雄

(2) 参与

東京弁護士会 (6名)

奥原喜三郎 木川統一郎
笛原桂輔 鈴木秀雄
深澤武久 藤井光春

第一東京弁護士会 (2名)

竹村照雄 依田敬一郎

第二東京弁護士会 (1名)

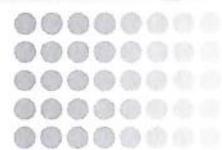
村山芳朗

2. 幹事

東京弁護士会 (245名)

秋元修二 我妻真典
阿南三千子 阿部鋼

阿部正博	雨宮眞也
新井清志	荒井壽夫
荒井洋一	有馬清一
安藤貞一	○安藤良一
伊井和彥	飯塚孝葉
○飯沼允	五十嵐二樹
石井芳光	石川秀樹
○石田茂	石葉泰久
○石灰正幸	○石渡光一
市川照己	井手慶一
伊藤茂昭	伊藤雄正
伊藤まゆ	伊東正夫
○稻田寛義	井手上章
井上勝義	井上聰
岩井重一	上野廣元
植松功	宇佐見宏
宇田川江	内野経一郎
内丸義昭	○伯母治之郎
海野秀樹	榎本逸郎
榎本峰夫	海老原覺
遠藤晃夫	及川昭二
大澤一治	大澤成美
○太田治	太田秀夫
大川實	○大谷隼夫
大塚一夫	大辻正寛
大西清夫	大森八十香
小川信明	奥野善彦
大澤治夫	小名弦
大小雄一郎	小野紘一

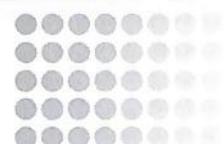




第一東京弁護士会（123名）

奈	一治	夫徹	男雄子	三滋宏也	純子秀広
朋	良豐	万壽	寿文	真耕	孝卓壽裕分朋
原	田	田崎木	屋田	部田	本本川葉田部
藤	細	松宮元森	守保矢山	山吉葭六渡	○
本	見	尾羽下田木澤	崎本本溝葉林江邊	幸至司吉雄一洋	紀紀憲哲昌清崇源繁隆高昌和健洋
藤	辺	松萬村森森八柳	山山山橫葭米若渡	猛男良了司也昭文仁三樹	幸至司吉雄一郎

第二東京弁護士会（121名）



鈴木 雅芳	滝田 裕	松井 るり子	松田 啓
竹上 英夫	竹下 慎一	松田 政行	丸山 輝久
田代 則春	○田瀬 英敏	三木 茂裕	宮山 雅行
多田 武	田中 宏樹	村上 智裕	村重 雅慶
田中 美登里	谷直樹	村野 守義	森誠
○伊達 俊二	田宮 武文	諸永 芳春	安井 桂之介
辻居 幸一	戸谷 雅美	○柳澤 泰明	山内 光司
○土井 隆	○柄木 敏明	山岡 義明	○山崎 平文
友部 富司	鳥飼 重和	山下 清兵衛	○山田 明和
奈良 ルネ	中川 隆博	山田 忠男	山本 敏伸
中所 克博	○中村 鐵五郎	山本 純一	雪松
中吉 章一郎	柳楽 晃秀	横井 弘明	吉岡 讓治
棗 一郎	○行方 美彦	吉田 和夫	○吉野 純一郎
西川 忠良	西本 邦男	萬 幸男	脇坂 治國
○根岸 清一	羽尾 芳樹		
○原 誠	播磨 源二		
○平賀 修	藤原 真由美	3. 会計・監事	
古屋 亀鶴	堀内 幸夫	山下 清兵衛	大山 圭介
横枝 一臣	○増田 径子	(二弁)	(一弁)

中央大学法曹会各種委員会名簿（平成23・24年度）

1. 人事委員会

委員長（二弁）	千葉 昭雄
委員（東弁）	石渡 光一
	稻田 寛
	大高 満範
	久木野利光
（一弁）	松家 里明
（二弁）	田宮 甫
担当幹事長	坂巻 國男
担当事務局長	石田 茂

中根 茂夫

(一弁) 元木 徹 八木 清文
(二弁) 新井 嘉昭 宮山 雅行
根岸 清一担当 副幹事長 田中 茂
担当 事務局次長 渡辺 一成

2. 広報委員会

委員長（二弁）	嘉本 益巳
委員（東弁）	牧野 英之
	圓山 司
	好川 弘之
	吉田幸一郎
（一弁）	川崎 直人
（二弁）	尾崎 育
	平賀 修
	奥野 大作
担当副幹事長	行方 美彦
担当事務局次長	松田 啓

4. 法職教育検討委員会

委員長（一弁）	宮崎万壽夫
委員（東弁）	阿部 鋼
	厚井乃武夫
	石井 芳光
	小林 信明
	曾田 多賀
	寺村 温雄
	溝口 敬人
	森田 憲右
	安田 隆彥
	湯川 將
（一弁）	熊谷 明彦
	福田 純一
	矢部 耕三
（二弁）	田中 宏
担当副幹事長	田中 茂
担当事務局次長	中井 淳

3. 会則検討委員会

委員長（一弁）	寺本 吉男
委員（東弁）	植松 功
	小関 勇二
	菅 重夫
	高橋 秀一

5. 大学問題委員会

委員長（東弁）	石渡 光一
委員（東弁）	稻田 寛 太田 治夫

大高 満範	大谷 隼夫	大川 隆之	金澤 賢一
金澤 恭男	岸 巍	村上 智裕	
久木野利光	小林 信明	(二弁) 渥美央二郎	小川 恵司
白井 正明	鈴木 康洋	加戸 茂樹	亀井 真紀
瀬川 徹	田中 紘三	河野 浩	田中 宏
中島 義勝	福家 辰夫	(東京三会以外の弁護士会)	
堀合 辰夫	安原 正之	阿部 泰典 (横浜)	
山岸 憲司		入江 寛 (大阪)	
(一弁) 深澤 守	荻原 静夫	内田 喜久 (広島)	
安西 愈	丹羽 健介	梅田 欣一 (静岡県沼津支部)	
(二弁) 伊達 俊二	尾崎 育	遠藤 大助 (福島県郡山支部)	
担当 幹事長 坂巻 國男		岡崎 信介 (福岡県)	
担当 副幹事長 安藤 良一		串田 正克 (愛知県)	
担当 事務局長 石田 茂		佐々木泉顯 (札幌)	
担当 事務局次長 藤原 力		塩澄 哲也 (福岡県久留米支部)	
		塩見 渉 (愛知県)	
		千葉 達朗 (仙台)	
		藤本 邦人 (四国支部香川県)	
		星野 徹 (新潟県長岡支部)	
6. 機構改革実行委員会			
委員長 (東弁) 山岸 憲司			
委員 (東弁) 飯沼 允	太田 治夫	担当 副幹事長 田中 茂	
白井 典子	水津 正臣	担当 事務局次長 渡辺 一成	
鈴木 康洋	高石 昌子		
森 徹	森田 憲右		
(一弁) 神部 範生	小口 隆夫	9. 関係諸団体交流委員会	
竹川 忠芳	山本 隆幸	委員長 (東弁) 大谷 隼夫	
(二弁) 宮山 雅行	友部 富司	委員 (東弁) 石渡 光一	伯母 浩之
担当 副幹事長 安藤 良一		小関 勇二	鈴木 康洋
担当 事務局次長 藤原 力		(一弁) 横溝 高至	林 勘市
		鈴木 和憲	川添 丈
7. 募金実行委員会		(二弁) 田宮 甫	千葉 昭雄
委員長 (一弁) 萩原 静夫		山崎 司平	
委員 (東弁) 佐藤 勝	水津 正臣	担当 副幹事長 安藤 良一	
中島 義勝	長谷川武弘	担当 事務局次長 小峯 健介	
森田 憲右			
(一弁) 鈴江 辰男	林 勘市	10. 若手会員活動委員会	
(二弁) 中村鉄五郎	根岸 清一	委員長 (二弁) 土井 隆	
担当 副幹事長 田中 茂		委員 (東弁) 藍澤 幸弘	阿部 鋼
担当 事務局次長 中井 淳		飯塚 卓也	井上 朗
		岡内 真哉	永井妥衣子
8. 進路指導対策委員会		小林 力	宮口 裕幸
委員長 (一弁) 若江 健雄		(一弁) 大山 圭介	樋口 收
委員 (東弁) 阿部 鋼	石灰 正幸	五來久美子	片桐 武
石橋 克郎	大山 雄健	(二弁) 田瀬 英敏	成 豪哲
佐藤 雅彦	内藤 貴昭	舟木 健	
松村 卓治	松山 憲秀	担当 副幹事長 行方 美彦	
森 徹	山本 昌平	担当 事務局次長 小笠 勝章	
(一弁) 秋定 和宏	池田 友子		

編集後記

60周年記念誌の編集を引き受けたものの、会報の編集などはじめてのことでの、なれない作業に四苦八苦し、発行が大幅に遅れてしまったことをお詫びいたします。特に原稿集めがこんなにたいへんなことだとは思いませんでした。また、あまりにも長時間かつ広範囲なテーマの座談会をしたため、膨大なものとなった反訳文を前にして、どのようにまとめていいかわからず呆然となってしまったこともあります。しかし、編集部会の皆様、中大法曹会執行部のご協力によりなんとか発行にこぎ着けることができてホッとしています。

今回の60周年記念誌のテーマは、「ロースクール時代と中大法曹のあり方」というものです。法科大学院教育につきましてはこれまでの「中大法曹」でもテーマにとりあげられていますが、前回の50周年からの10年で最も大きな変化は、やはりロースクールが開校し、ロースクール卒業生の法曹が増え続けていることであり、これが中大法曹会のありかたに大きな影響を与えることになるとを考えたからです。この意味で、今回の60周年記念誌は、過去を回顧する（重要なことですが）のではなく、あえて中大法曹会はこれからどのような道を歩んでいったらいいかということに絞った編集をしたつもりです。

中大ロースクールは、最初の新司法試験で合格者数がトップになり、その後は2位を続けており、「法科の中央」が復活する兆しが見え始めました。一方、中大の学部出身者の合格者数は相当落ち込んでいるとの噂があり、また、中大ロースクールには様々な大学の出身者が集まっており、必然的に中大法曹会は中大の学部出身者だけではなく多様な大学の出身者を包含する会となりました。

これについては、会の結束力が弱くなるとの心配もあり、現に学部出身者に限っている他大学法曹会もあるそうです。しかし、中大のよさは伝統的に排他的ではなく開かれた大学であることではないでしょうか。また、もはや法曹養成のメインが法学部からロースクールに移っており、中大の学部出身者の司法試験合格者の把握も困難になってきており以上、中大法曹会は、好むと好まざるとにかくかかわりなく他大学出身者を受け入れ、共に歩まざるをえないと考えます。多様な人材を積極的に受け入れて刺激しあうことが、中大法曹会の活性化につながるものと信じます。

そして、もう一つの活性化への道は、既に執行部において行われている南甲俱楽部をはじめとする他の学員会諸団体との交流を積極的かつ大規模に図ることだと思います。座談会において指摘があった通り、他団体との交流は、学員としての結束を強化するだけではなく、交流を通して業務につなげることも期待され、これが中大法曹会の吸引力になりうると考えるからです。

以上、勝手なことを言いましたが、最後に、お忙しいところご寄稿をいただいた先生方、座談会に参加していただいた先生方、また入稿が遅れてご迷惑をおかけした高千穂印刷所様にはこの場を借りて感謝の言葉を述べさせていただきたいと思います。

(広報委員長 嘉本 益巳)

中大法曹 第25号
(創立60周年記念号)

平成24年5月12日 印刷
平成24年5月17日 発行
(非売品)

発行人 坂巻國男
編集人 嘉本益巳
発行所 中央大学法曹会
印刷所 株式会社 高千穂印刷所
東京都板橋区向原2-20-10
電話 03-3956-6550(代)

中央大学法曹会

NO.25 2012.5

中大法曹